

令和6年度 第5回高梁市地域公共交通会議次第

日時：令和7年3月21日（金）14：00～

場所：高梁市図書館4階多目的室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 会議

議事1：「高梁市地域公共交通計画」の策定について

資料1

・パブリックコメントの実施について

議事2：地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）変更認定申請について

資料2

4. その他

※今後の予定等について

※その他

5. 閉 会

高梁市地域公共交通会議 委員名簿

委員任期: 令和5年8月25日～令和7年8月24日

区 分	所 属	氏 名	備考
一般旅客自動車運送事業者の代表	備北バス株式会社 代表取締役	政 森 毅	
	中鉄北部バス株式会社 営業部部長代理	清 水 亨	
	備北タクシー株式会社 代表取締役	小 野 伸 一 郎	
一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表	私鉄中国地方労働組合 備北バス支部執行委員長	植 田 寿 行	
住民代表	高梁地域まちづくり協議会 会長	丸 山 英 明	
	有漢地域まちづくり協議会 会長	植 木 哲 夫	副会長
	成羽地域まちづくり協議会 副会長	東 健 次	
	川上地域まちづくり協議会 会長	山 本 榮 三	
	備中地域まちづくり協議会 会長	岡 崎 重 登	
	高梁市民生委員児童委員協議会	湯 浅 美 登 里	
利用者代表	公募	鳴 川 忠 男	
	公募	清 水 美 保 子	
市の職員	政策監	内 田 弘 樹	会長
道路管理者	岡山県備中県民局建設部 高梁地域維持補修課 課長	柴 田 昇	
鉄道事業者	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部岡山支社 地域交通課長	栃 折 太 介	
学識経験者	岡山大学学術研究院 環境生命自然科学学域 教授	橋 本 成 仁	
国の関係者	中国運輸局岡山運輸支局 首席運輸企画専門官	吉 田 奈 美	
県の関係者	岡山県県民生活部 県民生活交通課 副参事	原 弘 好	
警察関係	岡山県高梁警察署 交通課 課長	河 合 利 隆	
(敬称略)			

「高梁市地域公共交通計画」案について

- ・パブリックコメントの実施結果について

＜募集要項＞

1：意見の募集

高梁市地域公共交通計画（案）への意見

2：意見提出対象者

- （1）市内に在住、在勤、在学の人
- （2）市内に事務所又は事業所を有する個人、団体、法人

3：意見募集期間 令和7年2月14日から令和7年3月3日までの18日間

4：計画（見直し案）の閲覧及び意見提出用紙の配布

- （1）高梁市のホームページからダウンロード
- （2）市民課、各地域局、各地域市民センター窓口での閲覧、指定用紙の配布

5：意見の提出方法

指定用紙に住所、氏名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）と本件へのご意見を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- （1）持参
- （2）郵送
- （3）ファックス
- （4）ホームページからの提出は「QRコード」または「URL」より回答

6 結果

- ・計画（案）に関する意見…1名より有

「高梁市地域公共交通計画」(案)に提出された意見の概要
及び意見に対する高梁市地域公共交通会議の考え方

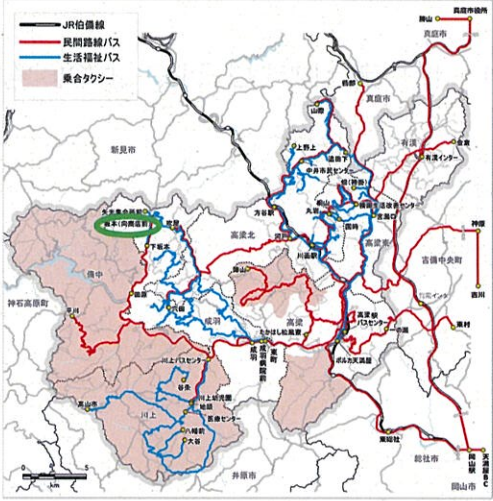
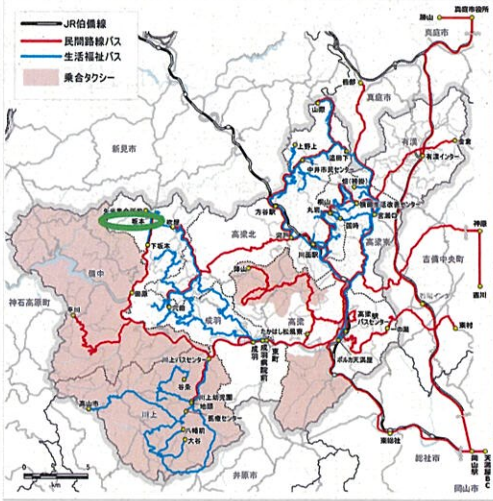
1 意見の募集期間 令和7年2月14日(金)から令和7年3月3日(月)の18日間

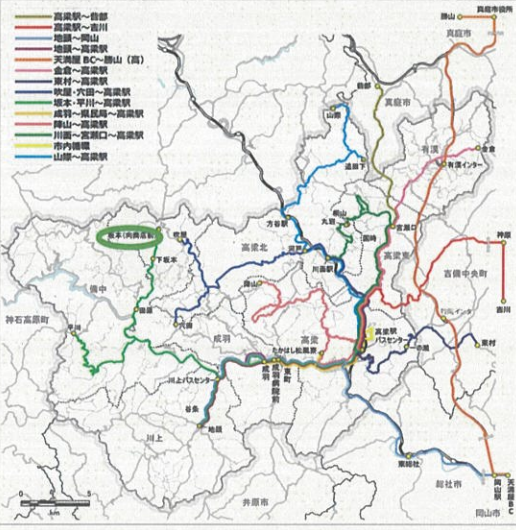
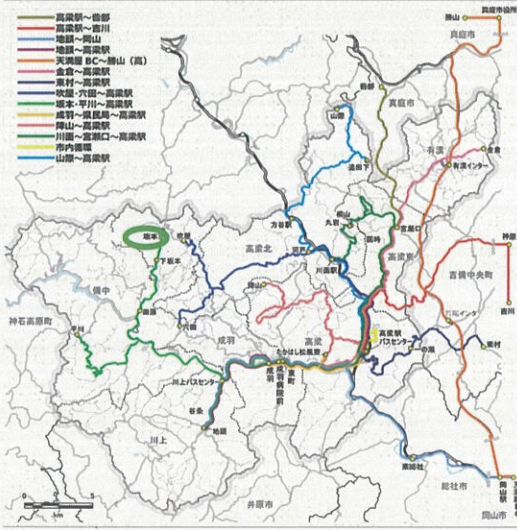
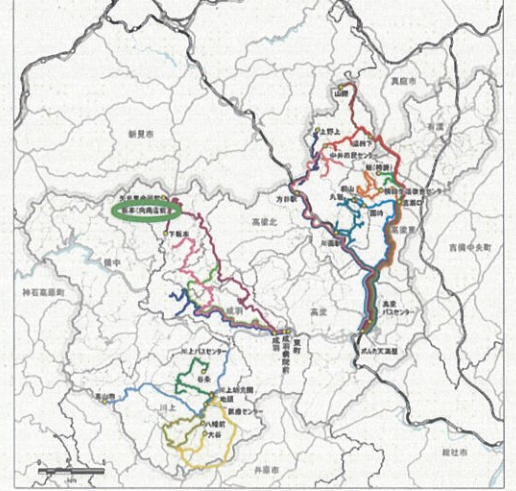
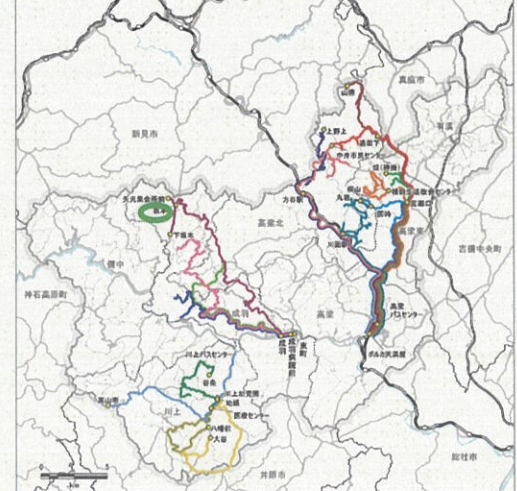
2 提出された意見の件数1件(意見者1名)

3 提出された意見の概要及び意見に対する高梁市地域公共交通会議の考え方

No	ページ・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する当会議の考え方
1	13、15、18ページ 図表内バス停について	「坂本(向井商店前)」は正式な名称か?	・バス運行事業者を確認をしたところ、正式名称は「坂本」とのことでした。左記該当箇所はすべて「坂本」に統一します。

パブリックコメントを踏まえて加筆修正を行った箇所について

ページ 該当箇所	修正前	修正後
13ページ 高梁市地域公共交通網 (図表)について	 ▲高梁市地域公共交通網	 ▲高梁市地域公共交通網

ページ 該当箇所	修正前	修正後
15ページ 1-2 民間路線バス（図表）について	 ▲民間路線バス網	 ▲民間路線バス網
18ページ 1-3 生活福祉バス（図表）について	 ▲生活福祉バス路線網	 ▲生活福祉バス路線網

R7.3.21 提出版

高梁市地域公共交通計画（案）

令和7年3月

高梁市

資料1-2

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の区域	1
3. 計画の期間	1
第2章 地域の現状	2
1. 位置・地勢	2
2. 人口・世帯	3
3. 通勤・通学流動	5
4. 移動目的地となる施設の分布	6
第3章 まちづくりの方向性	8
1. 上位計画	8
2. 関連計画	10
第4章 地域公共交通の現状	13
1. 公共交通体系	13
2. タクシー・スクールバス	22
3. 公共交通利用に関する補助	24
4. 公共交通関連財政支出	25
5. 第2次高梁市地域公共交通網形成計画の進捗状況	26
第5章 地域公共交通に関する住民意識調査	28
1. 調査概要	28
2. 調査結果	29
第6章 地域公共交通の課題と計画の理念・目標	36
1. 地域公共交通の課題	36
2. 計画の基本理念	39
3. 計画の基本目標	40
第7章 計画の目標を達成するために実施する事業	41
1. 施策体系	41
2. 地域公共交通の位置づけと確保・維持の方向性	42
3. 実施する事業	44
4. 計画の達成状況を評価する指標	54
5. 事業の進捗管理・評価と事業実施スケジュール	55
資料	57
高梁市地域公共交通会議設置要綱	57
高梁市地域公共交通会議構成員名簿	60

第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式が変化し、全国的に地域公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増していますが、学生や車を持たない高齢者にとって、地域公共交通の維持・確保は必要不可欠です。

また、移動ニーズの多様化により求められるサービスも様々な一方で、公共交通サービスの担い手も機能的に不足しているため、今の時代に合った本市の地域公共交通の在り方を模索していく必要があります。

令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地域の輸送資源を総動員し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「地域公共交通計画」（法定計画）の策定が地方公共団体の努力義務となりました。さらに、令和5年の改正では、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の連携・協働による「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを「リ・デザイン」（再構築）する必要性が示されました。

こうしたことを受け、高梁市では、本市を取り巻く社会状況の変化や地域公共交通の課題を把握し、市民の移動手段を維持・確保するとともに、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、高梁市地域公共交通計画を策定します。

2. 計画の区域

高梁市全域とします。

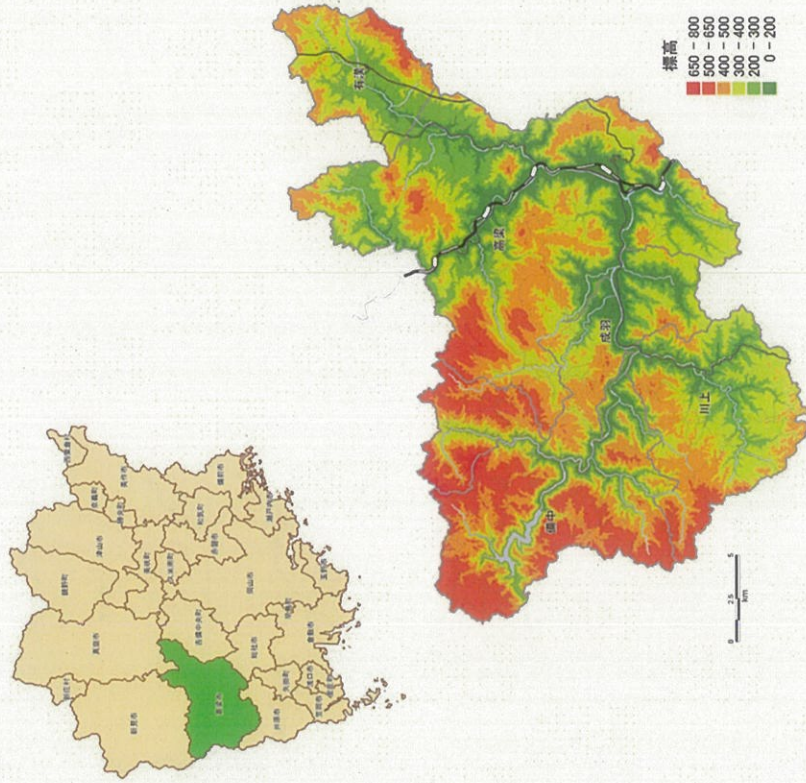
3. 計画の期間

令和7年4月～令和14年3月までの7年間とします。

第2章 地域の現状

1. 位置・地勢

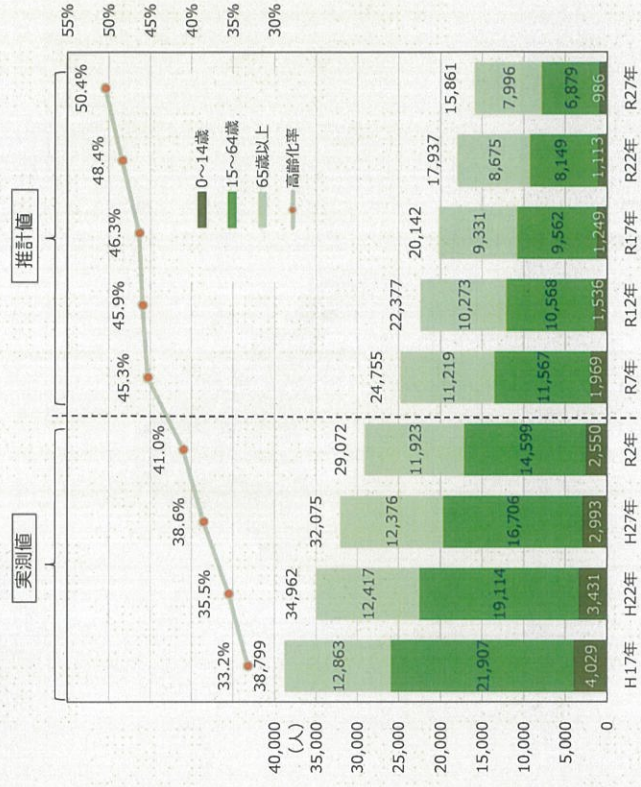
- 高梁市は、岡山県の中西部に位置し、東は吉備中央町、西は広島県庄原市、神石高原町、南は井原市、総社市、北は新見市、真庭市と接しています。
- 市の中央部には県下三大河川のひとつ、高梁川が南北に貫流し、高梁川、成羽川及び有漢川の流域の平地に市街地が広がり、その他は、急峻な傾斜部及び起伏が激しい高原部に集落が点在しています。



▲高梁市の位置・地勢

2. 人口・世帯

- 令和2年の国勢調査人口は29,072人と、平成22年からの10年間で約5,900人減少しており、令和12年には約6,700人(23%)減少し、約22,400人になると予想されています。
- 65歳以下の人口は令和2年11,923人で平成22年から約500人減少、令和12年には約1,700人(14%)減少し、約10,300人になると予想されます。
- 年少人口は令和2年2,550人で平成22年から約900人減少、令和12年には約1,000人(40%)減少し、約1,500人になると予想されます。
- 令和2年の高齢化率は41.0%と、平成22年からの10年間で5.5ポイント上昇しており、今後も上昇が見込まれます。



▲人口・高齢化率の推移と将来推計

▼世帯数の推移

	全世帯 (一般世帯)	高齢者世帯	65歳以上の単独世帯	夫65歳以上の夫婦のみの世帯
H22年	14,077世帯(100%)	4,121世帯(29%)	1,998世帯(14%)	2,123世帯(15%)
H27年	13,431世帯(100%)	4,106世帯(31%)	2,075世帯(15%)	2,031世帯(15%)
R 2年	12,838世帯(100%)	4,166世帯(32%)	2,175世帯(17%)	1,991世帯(16%)
H22年比	△ 1.239世帯(△9%)	45世帯(1%)	177世帯(9%)	△ 132世帯(△6%)

資料：令和2年国勢調査

3. 通勤・通学流動

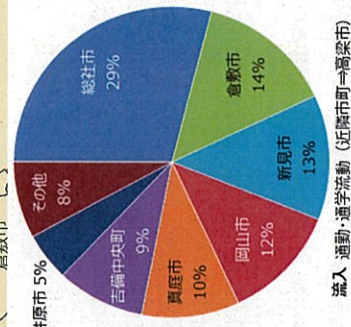
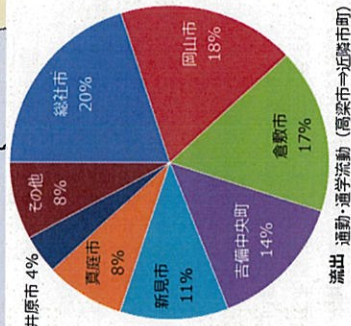
市内在住の就業者・通学者は減少傾向となっていますが、令和2年の数値を見ると、81.5%が市内に通勤・通学しています。流出は2,441人、流入は4,569人で、流入超過となっています。また、その推移を見ても、流入率が増加する傾向にあります。

流出・流入先は総社市・岡山市・倉敷市が上位を占めており、これら県南3市との関係性の強さがうかがえます。

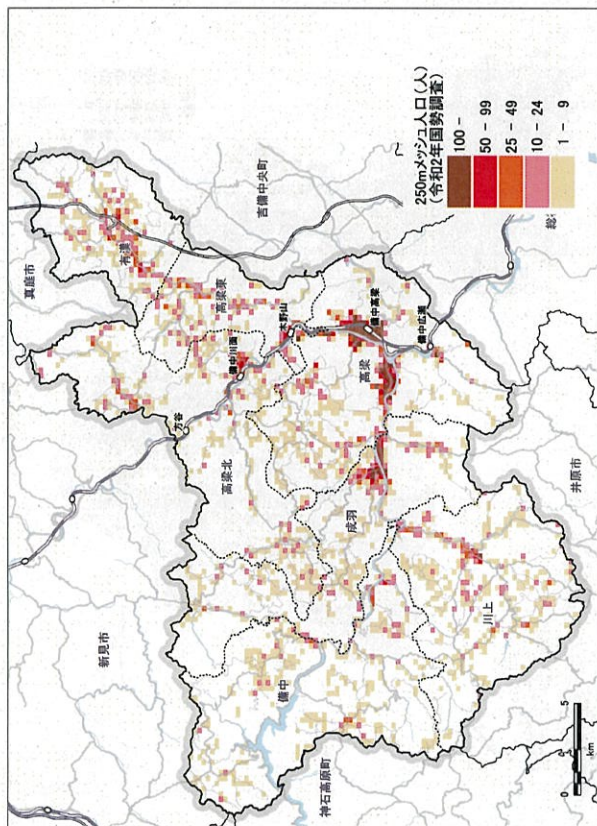
▼高梁市に係る通勤・通学流動（15歳以上）

年度	A 市内在住 の就業者・ 通学者		流出 (A-C)		B 市内へ通 う就業者・ 通学者		流入 (B-C)		B/A 就業者・通 学者比率 (%)	C 市内在住で市内 に通勤・通学	
	(人)	(人)	就業者・ 通学者 (人)	流出率 (%)	(人)	就業者・ 通学者 (人)	流入率 (%)	就業者・ 通学者 (人)		割合 (%)	
H17	18,441	2,736	14.8	19,341	3,636	18.8	104.9	15,705	85.2		
H22	18,719	2,924	15.6	20,514	4,562	22.2	109.6	15,627	83.5		
H27	16,908	2,589	15.3	19,118	4,760	24.9	113.1	14,037	83.0		
R2	15,288	2,441	16.0	17,508	4,569	26.1	114.5	12,467	81.5		

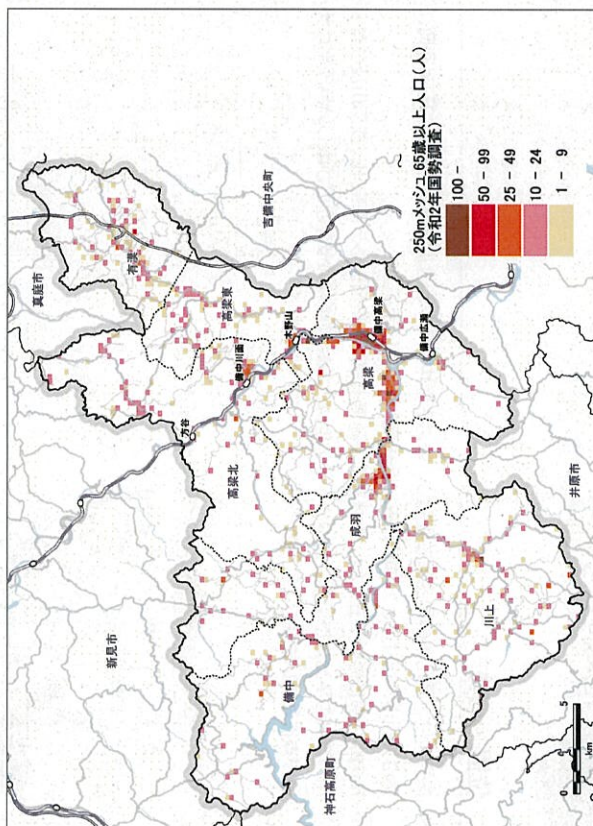
資料：国勢調査



▲高梁市に係る通勤・通学流動（15歳以上）



▲人口分布

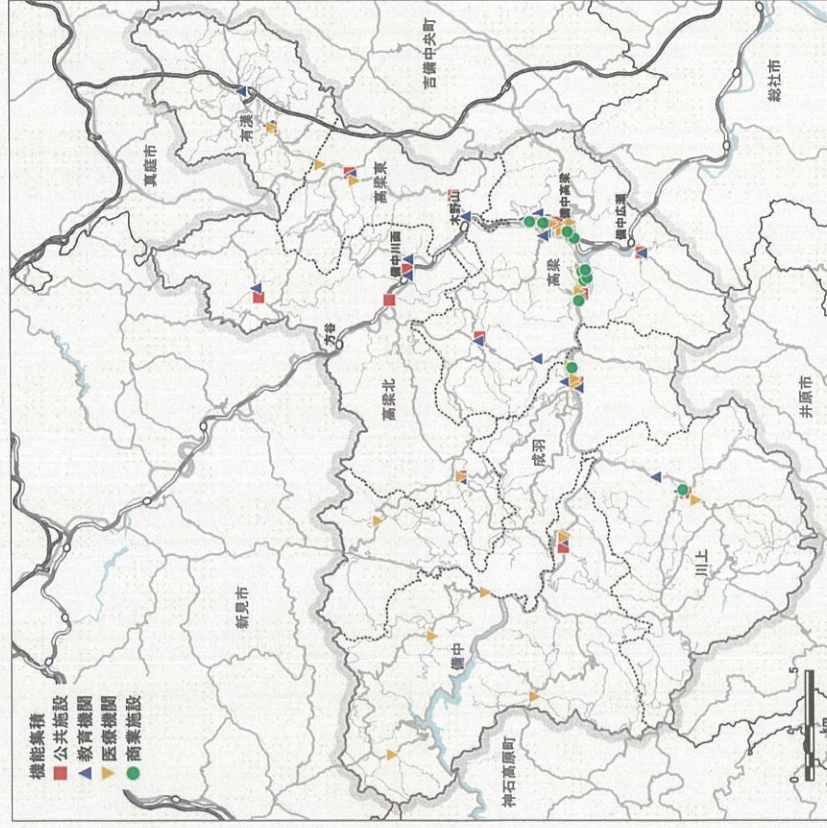


▲65歳以上人口分布

4. 移動目的的地となる施設の分布

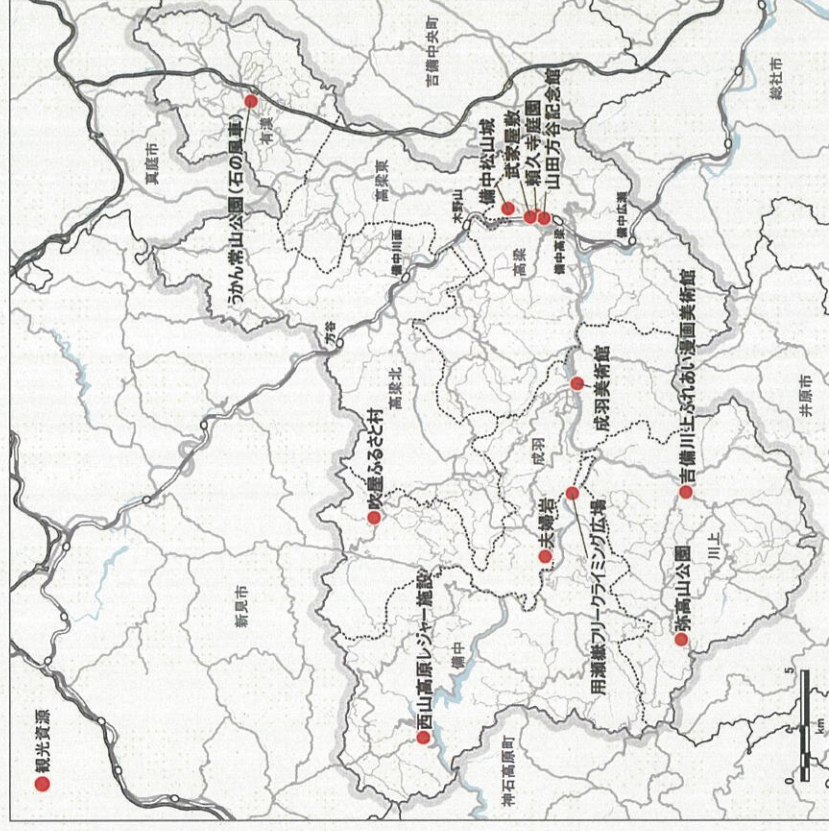
4-1 主要施設

医療機関、商業施設、高校の多くは、備中高梁駅周辺の中心市街地に集積しているとともに、落合小学校周辺の国道 313 号沿いには商業施設が、成羽地域局周辺には医療機関が集積しています。福祉施設やその他の公共施設は、市全域に広く分布しています。



4-2 観光資源

観光施設は、市内全域に広く分布しています。



第3章 まちづくりの方向性

1. 上位計画

1-1 高梁市総合計画（令和3年3月）

都市像・基本理念・基本方針・施策体系

【都市像】

健康都市 たかはし

【まちづくりの基本理念】

”つながり”から創る心豊かなまちづくり

【基本方針】

1. 地域産業・地域資源を活かした活力あるまち

2. 美しい自然環境と快適な生活基盤が調和した安心・安全のまち

3. 心のつながりを大切に支え合い助け合う健康のまち
4. たくましく豊かな心を未来へつなぐ学びのまち

5. 多様な主体との連携・協働による持続可能なまち

【施策体系】

基本方針	政策	施策
1	1. 地域産業の振興と安心して働ける環境づくりを進めます	①農林水産業の振興 ②農山村の振興 ③商工業の振興 ④新たな産業の創出と雇用環境の充実
	2. 観光交流人口を拡大し賑わいあるまちづくりを進めます	①観光の振興
2	1. 自然を守り環境にやさしいまちづくりを進めます	①環境保全対策の推進 ②循環型社会の形成
	2. 安心・安全なまちづくりを進めます	①生活安全対策の充実
	3. 都市機能の維持と快適な住環境の整備を進めます	①都市機能の維持・確保 ②公共交通手段の確保 ③社会インフラの充実
3	1. 健康で心豊かに暮らせる環境を整えます	①健康づくりの推進 ②地域包括ケアシステムの推進 ③地域医療体制の充実 ④感染症対策の推進
	2. 安心して子どもが生まれ育つことができる環境を整えます	①子育て支援の充実
	3. みんなで支え合い助け合う地域福祉活動を進めます	①障害者（児）福祉の充実 ②高齢者福祉の充実 ③地域福祉活動の推進
4	1. 心身ともにたくましい子どもが育つ学校教育を進めます	①学校教育の充実 ②教育体制・環境の整備

5	2. 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります	①生涯学習の推進 ②文化財の保存と活用 ③スポーツの振興
	3. 人権を大切にする共生のまちづくりを進めます	①人権尊重・男女共同参画社会の実現 ②多文化共生社会の実現
	1. 市民が主役のまちづくりを進めます	①市民が主役のまちづくりの推進 ②公聴広報の推進
	2. 産学官民連携のまちづくりを進めます	③学園文化都市づくりの推進
	3. 持続可能な行政運営を行います	④時代に対応した行政経営の確立

施策の展開方針
②公共交通手段の確保

利用しやすい効率的な公共交通を維持するとともに、公共交通機関の利用促進を図ります

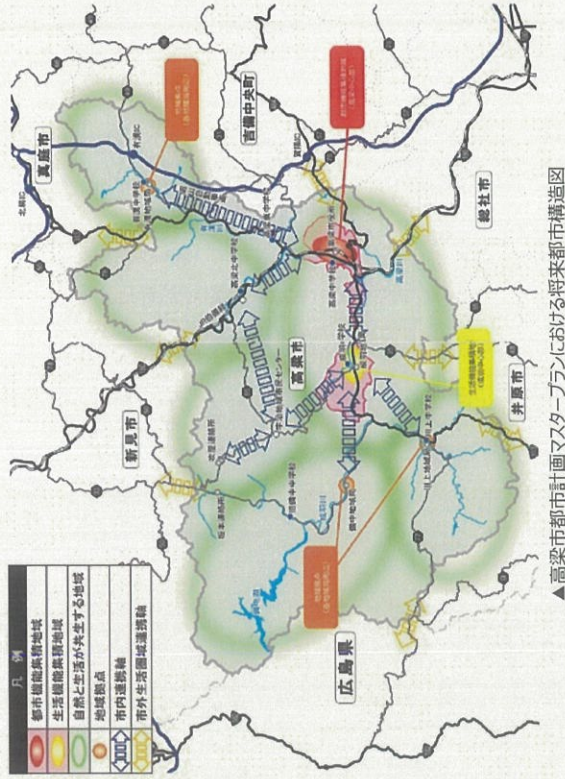
- 公共交通の満足度向上に向けて、住民のニーズを取り入れながら事業者と連携し、それぞれの地域の実情に即した交通手段を導入していきます。
- 幹線となる路線バスの低利用路線の見直しと高利用路線の拡充、枝線となる生活福祉バス、集合タクシーの運行見直し基準による路線廃止を含めた再編や、一般タクシーを公共交通として位置づける新たな施策を取り入れるなど、より利用しやすい公共交通の整備を進めます。
- 鉄道を利用しやすい路線バス等のダイヤ編成や、備中高梁駅周辺の総合的な利便性の向上を推進します。

2. 関連計画

2-1 高梁市都市計画マスタープラン（令和5年）

①まちづくりの基本理念と将来都市構想

基本理念 備中高梁の歴史・文化を受け継ぐ持続可能なまちづくり



▲高梁市都市計画マスタープランにおける将来都市構造図

②公共交通に関する整備方針

分野別まちづくりの方針2 都市交通において、公共交通の充実として、4つの整備方針を掲げています。

①利便性の高い公共交通ネットワークの構築

- ・備中高梁駅と高梁バスセンターを基点として、「成羽病院周辺」「川上地頭地区（川上地域）」の3つを「交通拠点」として地域公共交通網を整備します。
- ・鉄道・バス等の公共交通は、高齢者や子どもにとって重要な交通機関であるとともに、環境負荷の小さい移動手段であるため、地域特性にに応じ、路線網や駅などの拠点の充実やサービスの向上を図り、誰もが快適に利用でき、環境にやさしい交通体系の確立を目指します。

②市民ニーズを踏まえた公共交通の再編

- ・通院や買い物等を基本とした生活圏において、「交通拠点」を位置付け、地域公共交通網の再編に取り組みます。
- ・路線バスに対する補助金や生活福祉バスの運行経費などの行政負担は増加傾向にある一方で、人口減少に伴い、利用者は減少傾向となっており、財政の負担が増加しています。財政負担を軽減させるため、縮小均衡を前提とした経費削減に取り組みます。

- ・交通結節点においては、鉄道と路線バスや、路線バスと生活福祉バス・乗合タクシーとの接続向上を目指します。
- ・高校生の通学利用を促すため、通学定期券購入者への半額助成制度により、公共交通の利用を促進します。
- ・低利用バス路線においては、交通資源の適正配分、効率的運行の観点から、利用実態を詳細に把握したうえで、運行便数等の見直し等を含め、需要に合った適正な運行形態を検討します。
- ③公共交通空白地域の解消に向けた公共交通の取組
 - ・公共交通空白地域人口は、高梁市総人口の約17%となっています。地域特性や滞在需要を踏まえ、乗合タクシーなどのデマンドや区域運行を基本とした交通手段を導入するとともに、地域団体の協力による公共交通空白地有償運送やボランティア運送の導入を検討し、公共交通空白地域の解消を図ります。
 - ④観光振興のための公共交通の基盤強化
 - ・岡山祿太郎空港・JR備中高梁駅と市内の観光地との間や、観光地と観光地との間を結ぶ公共交通の導入に向け、ダイヤ、経路及び運行形態等について検討します。

2-2 その他関連計画（抜粋）

その他の関連計画における公共交通に関する施策・方向性は以下のとおりです。

計画名	公共交通に関する施策・方向性
高梁市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画 (令和6年3月)	2 地域福祉と社会参加の充実 ③福祉移送サービス事業等 高齢者及び障害者のうち、バス・タクシーなどの利用が困難な人を対象に、予約型乗合いタクシーや福祉移送サービスなどで高齢者の外出支援を行います。また、運転ボランティアの確保に努めるとともに、より利用しやすいサービス提供体制を構築します。 3 安全・安心な住環境の確保 (1) 高齢者等を取り巻く社会環境の変化 ①移動対策の整備 高齢者を含め交通弱者の交通・移動対策として、現在運行している生活福祉バス・予約型乗合いタクシー等については、利用状況を十分精査し適宜見直しを行いながら、交通空白地においてはタクシー利用助成制度等、より生活利便性の向上を図る手段を取り入れ、地域に適した持続可能な公共交通整備に努めます。
高梁市障害者福祉計画 (令和6年3月)	訪問系サービスの推進 電車、バス、タクシー等の各種運賃割引や助成制度の周知に努め、生活行動範囲の拡大や社会参加の促進が図られるよう支援します。 移動・交通手段の確保 ・障害のある人が外出しやすい環境を整えるため、自家用車の改造費助成や福祉車両の購入補助を行うとともに、施設のバリアフリー化の促進に努めます。 ・障害のある人の社会参加を促進するため、福祉移送サービスや外出ガイドヘルプ事業の充実を努めます。

第2次高梁市医療計画
(令和7年3月)

- (3) 今後の施策
医療従事者の採用・配置等の人材政策や医療提供拠点の配置適正化
や救急・災害医療の提供等について、
連携強化して取り組む体制の構築・維持に向け、医師会、市内医
療機関、教育機関、行政が連携して検討を進めます。
(4) 考えられる検討事項
④医療アクセスの改善に向けた検討

高梁市過疎地域持続的
発展市町村計画
(令和3年度～令和7年度)

- ・公共交通の満足度向上に向けて、住民のニーズを取り入れながら
事業者と連携し、それぞれの地域の実情に即した交通手段を導入
していく。
- ・幹線となる路線バスの低利用路線の見直しと高利用路線の拡充、
枝線となる生活福祉バス、乗合タクシーの運行見直し基準による
路線廃止を含めた再編や、一般タクシーを公共交通として位置づ
ける新たな施策を取り入れるなど、より利用しやすい公共交通の
整備を進める。
- ・鉄道を利用しやすい路線バス等のダイヤ編成や、備中高梁駅周辺
の総合的な利便性の向上を推進する。

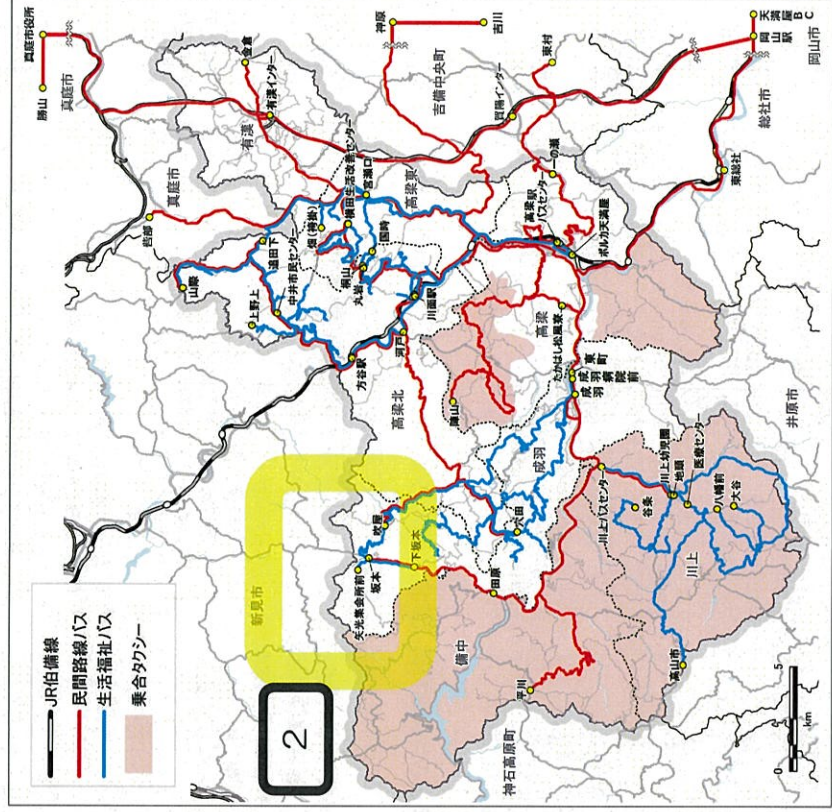
高梁市立学校適正配
置計画
(令和6年度～令和15年度)

- I 計画策定の基本事項
2 計画の目的
少子化に伴い、市立小・中学校の小規模化が進行する中、将来
にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子どもたち
一人一人の「生きる力」を育てることができ、よりよい教育環
境を実現することを目的とする。
- Ⅲ 小中学校の具体的な適正配置計画
2 適正配置の基準
(2) 通学条件
- ・児童生徒の通学負担を軽減するため、再編先の学校までの距離や通学
時間を考慮し、平成30年答申を踏まえ、スクールバスの利用等を含め、
通学時間はおおむね1時間圏内であること、また通学が困難な危険箇所
がないことを通学条件の基本とします。
 - ・再編により新たに交通手段の確保が必要となる場合は、従来のとおり、「路
線バス」「生活福祉バス」及び「スクールバス」等を活用し、児童生徒が円
滑かつ安全に通学できるようにします。
 - ・既存の交通手段の利用ができない場合は、スクールバスの新ルート設置等
により、通学手段を確保します

第4章 地域公共交通の現状

1. 公共交通体系

本市の公共交通としては、鉄道、民間路線バス、生活福祉バス、乗合タクシーがあります。
鉄道は、主に市民だけでなく、近隣市町から本市への通勤・通学に利用されています。
民間路線バスは、主に市内各地域と市の中心市街地を結び、主に車を持たない市民の足とし
て、鉄道とともに市民生活に欠かせない基幹交通と位置付けています。
生活福祉バスや乗合タクシーは主に地域内での通院、買い物など日常生活に欠かせない地域
生活交通と位置付けています。

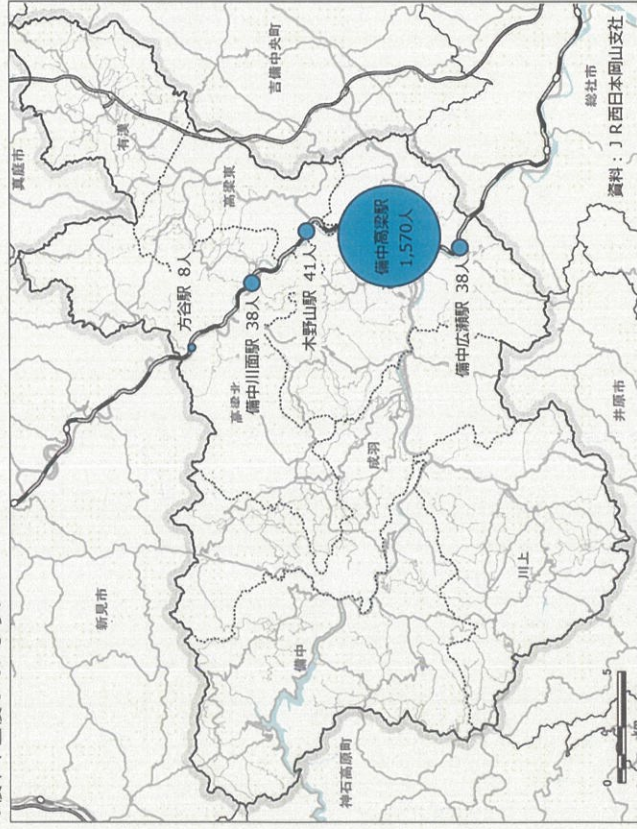


▲高梁市地域公共交通網

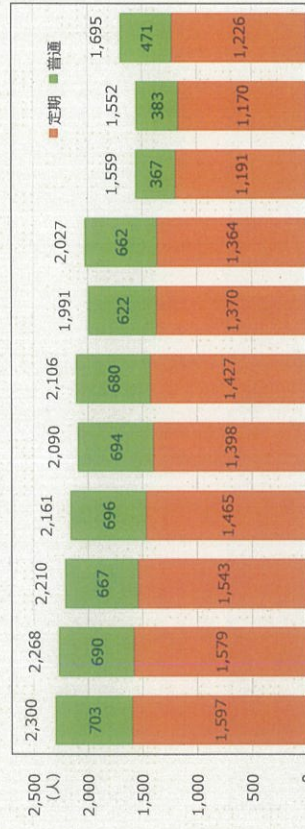
1-1 鉄道

市東部を JR 伯備線が南北に走り、市内には備中高梁駅、備中広瀬駅、備中山駅、備中川面駅、方谷駅の 5 つの駅があります。令和 4 年の 5 駅合計の日乗車人員は 1,695 人で、こちらの 93% を備中高梁駅が占めています。

乗車人員は、減少傾向にある中、令和 2 年にはコロナ禍の影響を受けて急減しましたが、その後やや回復しています。



▲駅別日乗車人員 (令和 4 年)

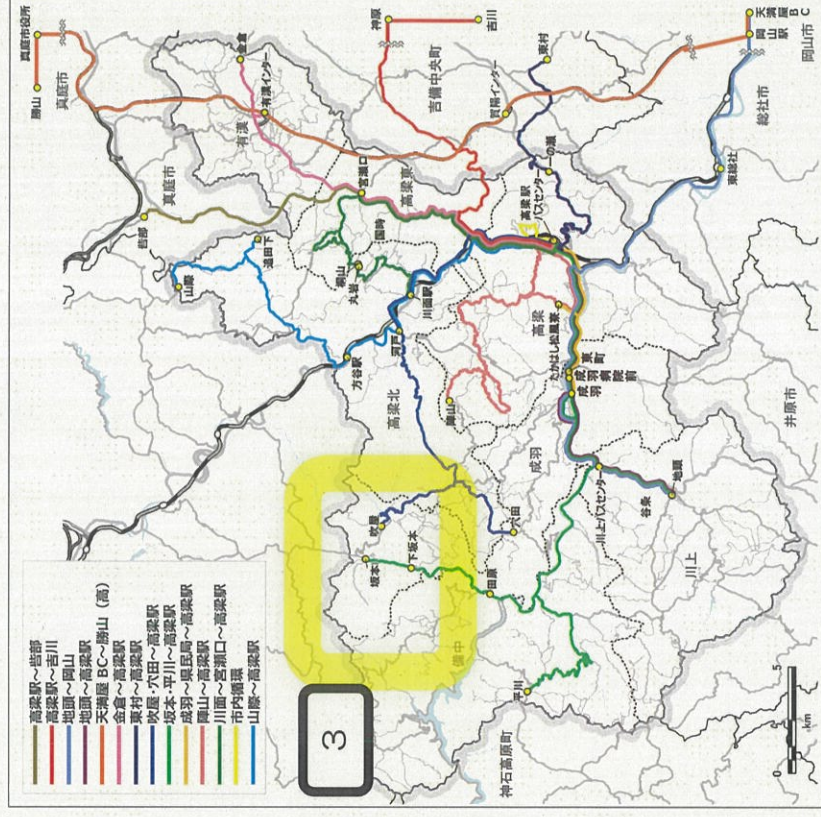


注) 乗車人員 (人/日) の計は、各駅ごとに総数から算出しているため内訳の合計と一致しない場合がある。資料：JR 西日本岡山支社

▲日乗車人員の推移 (市内駅合計)

1-2 民間路線バス

- 民間路線バスは、備北バス 25 系統と中鉄北部バス 1 系統の計 26 系統あり、このうちの 7 系統 (備北バス 6 系統、中鉄北部バス 1 系統) は、近隣市町と結んでいます。
- 5 系統が幹線補助 (国庫補助) を受けています。
- 年間利用者数は、コロナ禍の影響を受けて令和 3 年度には約 304,500 人 (平成 30 年度比 22% 減) まで減少しましたが、令和 5 年度には約 316,000 人 (平成 30 年度比 19% 減) まで回復しています。

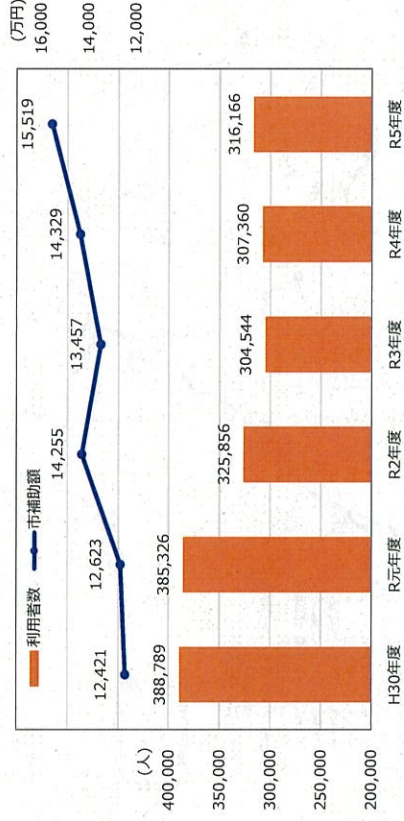


▼補助系統に関わる事業及び実施主体

区分・補助事業	系統名	起点	点経由地	終点	事業許可区分	運行形態	実施主体	役 割	確保維持策
生活交通路線(幹線補助)	皆 部	高 梁 駅	堀 坪	皆 部	4 条 集 合	路 線 定 期 運 行	交 通 事 業 者	次 へ の 参 照	- 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保 - 地域公共交通確保維持事業(幹線補助)を活用し、持続可能な運行を行う
	吉 川	高 梁 駅	リハビリティ	吉 川					
	岡 山	地 頭	古 岡	岡 山					
	地 頭	地 頭	古 岡	高 梁 駅					
	(高)勝山	天満屋	BC 賀陽	IC 勝 山					
	金 倉	倉 倉	有 漢	IC 高 梁 駅					
	神 原	神 原	新 町	高 梁 駅					
	東 村	東 村	大 和	高 梁 駅					
	吹 屋	吹 屋	川 面	高 梁 駅					
	平 川	平 川	古 岡	高 梁 駅					
市単独路線(高梁市単独補助)	大 和	大 和	坂 本	高 梁 駅	4 条 集 合	路 線 定 期 運 行	交 通 事 業 者	市内各地域を運行し、輸となる地域拠点(主に高梁バスセンター、各地駅、養老)に接続する。	- 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保 - 運行にかかる費用総額のうち、経常収益および他補助を運行経費から差し引いた差額分を高梁市が補助金として運行事業者へ負担することとする
	有漢インター	高 梁 駅	川 関	口 有 漢 IC					
	坂 本	坂 本	成 成	羽 高 梁 駅					
	方 谷	山 際	花 本	川 面 高 梁 駅					
	穴 田	田 田	川 面	高 梁 駅					
	穴 田	田 田	笹 尾	高 梁 駅					
	穴 田	宇 治	ヒ キ	谷 穴 田					
	成 羽	成 羽	県 民 局	高 梁 駅					
	陣 山	陣 山	三 本 松	高 梁 駅					
	陣 山	陣 山	井 谷	高 梁 駅					
	八 石	石 丸	八 石	川 面 高 梁 駅					
	市内循環	高 梁 駅	吉 備 国 大	高 梁 駅					
	山 際	山 際	川 面	高 梁 駅					
	丸 岩	丸 岩	祇 園	高 梁 駅					
	丸 岩	丸 岩	祇 園	高 梁 駅					
	川 合	川 合	成 成	羽 高 梁 駅					

▼幹線補助系統の役割

運行系統名	役割
皆 部	真庭市(旧北房町地域)及び高梁市巨瀬町、津川町、有漢町各地域における、主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者や学生の通学(高梁・高梁城南高等学校・高梁東中学校)・通院・買い物といった、生活を営む為に必要な路線である。
吉 川	吉備中央町(旧賀陽町地域)及び高梁市津川町地域における、主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者や学生の通学(高梁・高梁城南高等学校)・通院・買い物といった、生活を営む為に必要な路線である。
岡 山	高梁市西部地域である成羽町・川上町・備中町住民の主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者の通院・買い物(終社市や岡山市方面)といった、生活を営む為に必要な路線である。
地 頭	高梁市内の最重要幹線であり、高梁市西部地域である成羽町・川上町住民の通院・通学(高梁・高梁城南高等学校)・通院・買い物といった、生活を営む為に必要な路線である。
(高) 勝 山	高梁市北東部(主に高梁市松山、有漢町)における住民の岡山市内病院への通院、買い物等の利用のため必要な路線である。

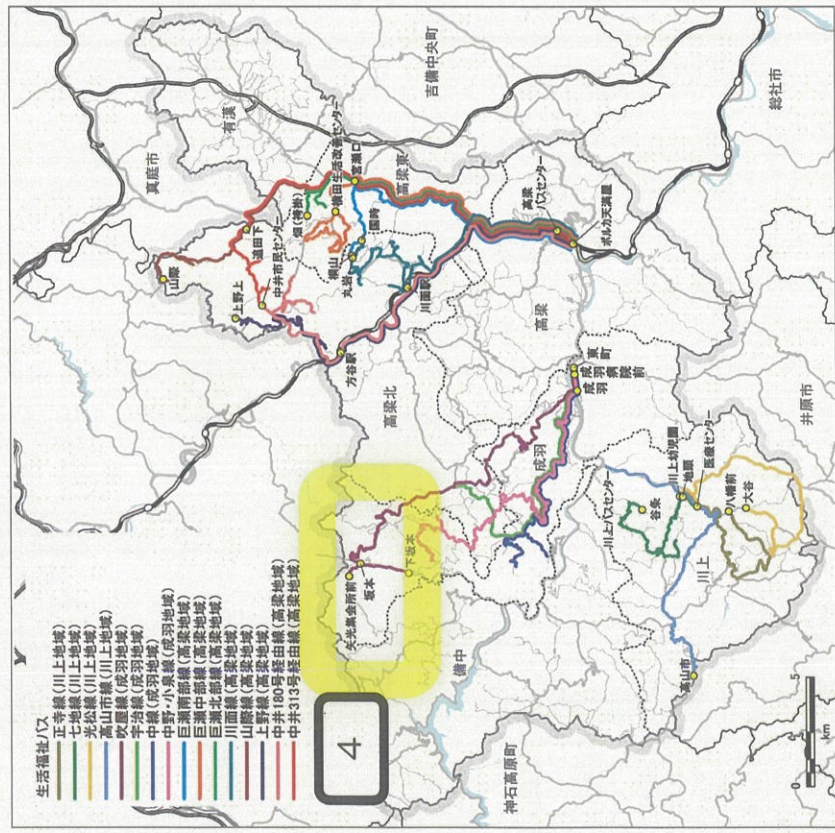


※年度：10月1日～翌年9月30日
資料：備北バス株式会社・中鉄北バス株式会社

▲年間利用者数の推移

1-3 生活福祉バス

- 生活福祉バスは、市内3地域で16路線26系統(川上地域4路線10系統、成羽地域4路線8系統、高梁地域8路線8系統)が運行しています。
- 高梁地域の各路線は週1～2日、成羽地域の各路線(宇治線を除く)は週2～3日の曜日運行、川上地域は毎日運行となっています。
- 年間利用者数は、コロナ禍において令和4年度には約4,400人(平成30年度比33%減)まで減少しましたが、令和5年度には約5,400人(平成30年度比18%減)まで回復しています。



▲生活福祉バス路線網

▼補助系統に関わる事業及び実施主体

地域	路線名	起点	運行系統 主な経路地	終点	事業計画 区分	運行形態	実施主体	運行日
川上	正寺	八幡前	正寺	川上幼稚園	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	毎日
		八幡前	正寺	地頭	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
	七地	谷条	野呂中	医務C※2	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	毎日
		谷条	野呂中	地頭	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
光松	光松	谷条	鳥渡	地頭	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	毎日
		大谷	光松	医務C	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
	高山市	大谷	光松	川上幼稚園	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	毎日
		高山市	川上幼稚園	川上バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
成羽	吹屋	下坂本	高山市	地頭	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	毎日
		下坂本	高山市	川上バスC	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	
	宇治	成羽バスC	東	宇治	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	月・水運行
		成羽バスC	東	宇治	4条乗合	路線定期運行	備北バス(株)	月・金運行
	中	西布第三叉路	成羽バスC	成羽病院	78条	路線定期運行	高梁市※1	火・木曜
		西布第三叉路	成羽バスC	成羽病院	78条	路線定期運行	高梁市	2・4水曜
	中野・小泉	下坂田	成羽バスC	東町	78条	路線定期運行	高梁市	月・金曜
		下坂田	成羽バスC	東町	78条	路線定期運行	高梁市	1・3・5水曜
	巨瀬南部	柳山	成羽バスC	成羽病院	78条	路線定期運行	高梁市	(休日は 月曜のみ)
		柳山	成羽バスC	成羽病院	78条	路線定期運行	高梁市	水曜
	巨瀬中部	柳山	成羽バスC	成羽病院	78条	路線定期運行	高梁市	火曜
		柳山	成羽バスC	成羽病院	78条	路線定期運行	高梁市	月曜

注1. 実施主体が高梁市の場合、運行は交通事業者委託

注2. Cはセンターの略

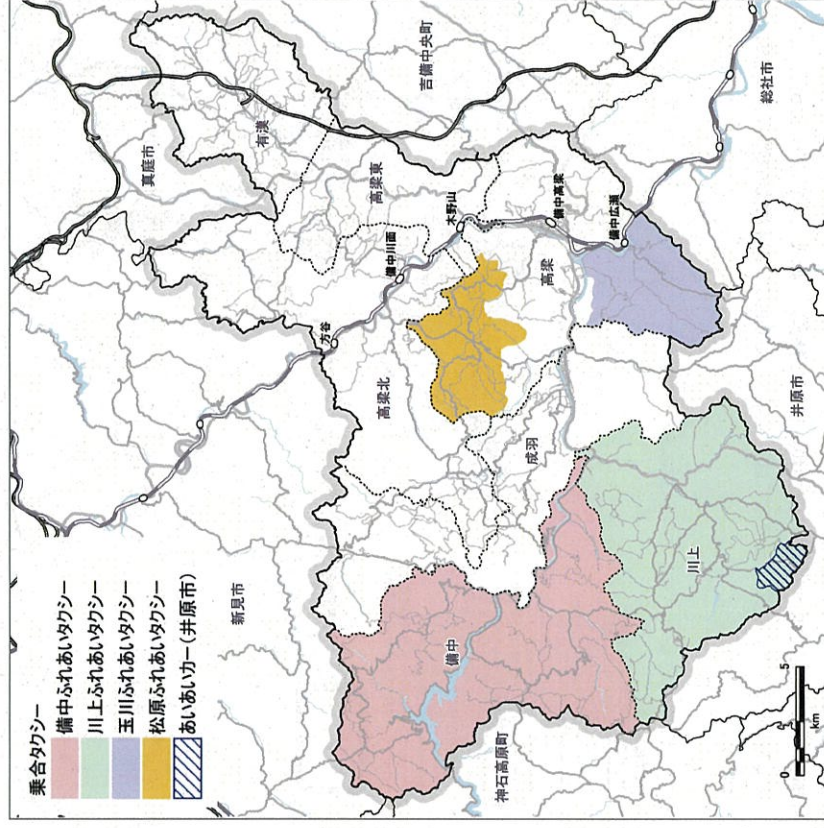


※年度：4月1日～翌年3月31日

▲年間利用者数の推移

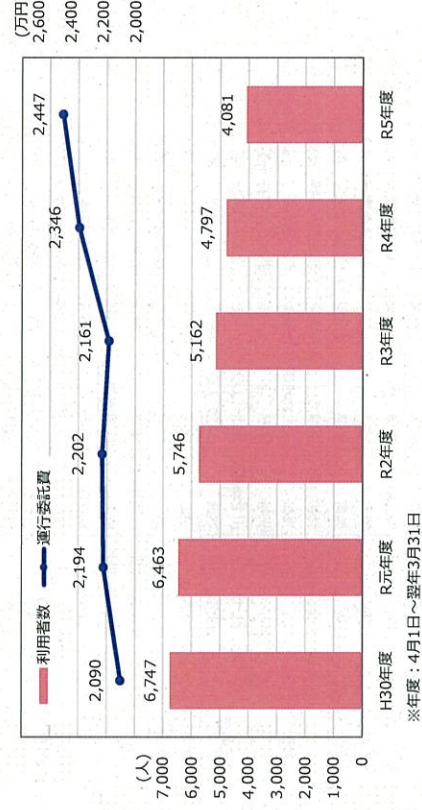
1-4 乗合タクシー

- 乗合タクシーは、備中、川上、玉川、松原の4地域で「ふれあいタクシー」の愛称で運行しており、玉川地域を除く3地域では、営業区域を2～4区域に分けて運行しています。（各地域における区域は次ページ参照）
- また、川上地域の佐屋地区では、令和4年10月から井原市の乗合タクシー「あいあいカー」が運行しています。
- 令和5年度の利用者は約4,100人で、平成30年からの5年間で40%減少しています。



▼補助系統に関わる事業及び実施主体

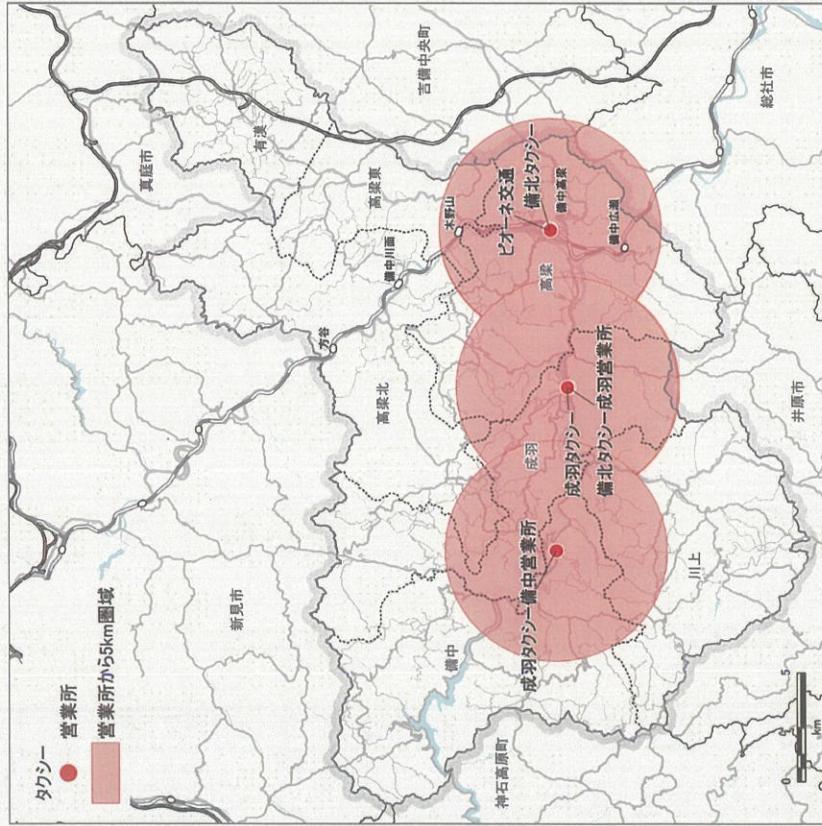
地域	系統名	営業区域	事業許可区分	運行形態	実施主体	運行日
川上	川上ふれあいタクシー	北部（七地・高山・高山市・大原・下大竹） 南部（吉木・職教・領家・地頭・三沢・仁賀・上大竹）	4条	区域運行	成羽タクシー	火・金曜
備中	備中ふれあいタクシー	西山 湯野・田原 布賀・黒鳥・布瀬	4条	区域運行	成羽タクシー	月・水曜
玉川	玉川ふれあいタクシー	平川・長谷	4条	区域運行	成羽タクシー	金・土曜
松原	松原ふれあいタクシー	松原東北 松原西南	4条	区域運行	成羽タクシー	火・木・土曜
川上 佐屋	井原市乗合タクシー「あいあいカー」	川上町仁賀（佐屋地区）	4条	区域運行	※井原市事業 一丸タクシー 日の丸タクシー	月・水・金曜 火曜 水曜 金曜 毎日



2. タクシー・スクールバス

2-1 タクシー

- 市内には 5 つのタクシー営業所がありますが、市の北部（有漢、高梁北、高梁東、成羽北部、備中北部）や川上南部は、タクシー営業所から 5 km 以上離れており、日常的にタクシーを利用しにくい状況にあります。

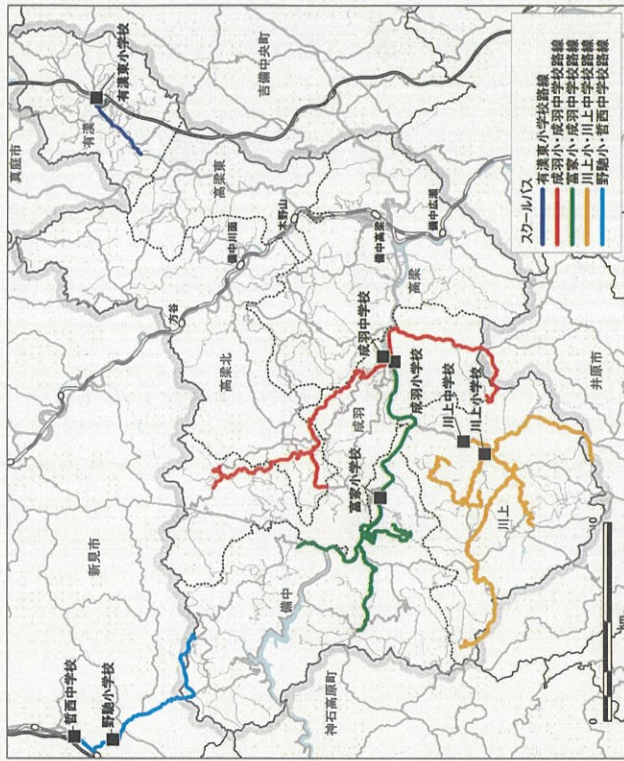


▲タクシー営業所の立地

2-2 スクールバス

- 本市のスクールバスは、市内の小中学校 6 校と、隣接する新見市の小中学校 2 校の計 8 校を 11 台の車両で運行しています。
- 川上小・川上中学校路線は、川上地域の生活福祉バスの一部の便をスクールバスとして一般混乗運行となっています。
- 成羽小・成羽中学校路線、有漢東小中学校路線、野馳小・哲西中学校路線は、スクール専用路線として運行しています。
- 富家小・成羽中学校路線のほとんどはスクール専用路線ですが、一部の区間（布賀～富家小）は、一般混乗運行となっています。
- 令和 6 年度に策定した「高梁市立学校園適正配置計画」に基づき、令和 7 年度以降スクールバスの運行エリアは拡大される予定です。

（令和 6 年度末に宇治小・松原小、令和 7 年度末に巨瀬小・中井小が開校予定）



▲スクールバス路線網

▼スクールバス運行事業費等

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全体事業費	59,219	53,340	57,998	55,234	61,647	62,382
バス運行委託料	48,283	43,757	49,328	47,827	53,192	55,800
計台数	7校	7校	7校	7校	8校	8校
乗車児童生徒数	144人	125人	121人	133人	176人	153人
55年度末	87人	76人	74人	83人	131人	112人
55年度末	57人	49人	47人	50人	45人	41人

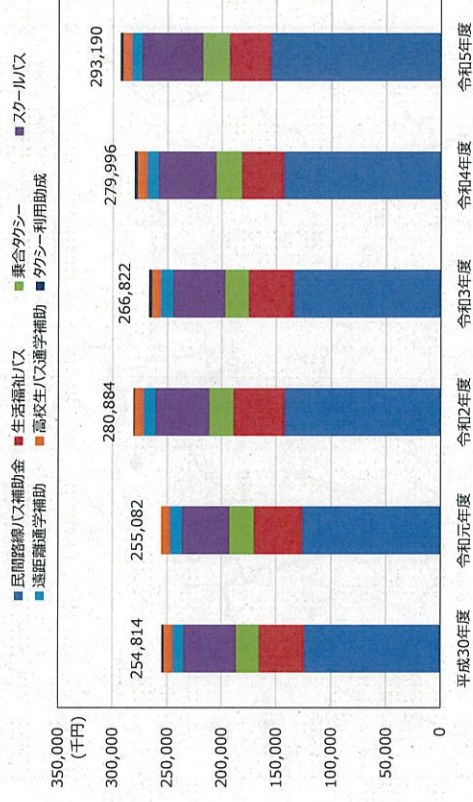
(単位：千円)

3. 公共交通利用に関する補助

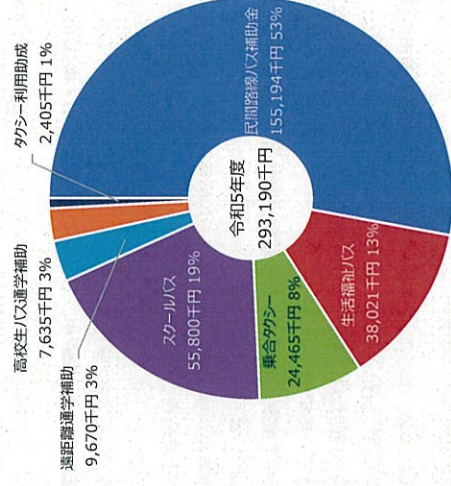
■ 高梁市高校生/バス通学費補助金制度	
目的	高等学校等にバス通学する生徒の保護者負担軽減及び路線バスの利用促進
対象者	市内に居住し、高等学校等にバス通学する生徒の保護者
補助要件	乗合バス事業者が発行するバス通学定期券で、生徒の居住地の最寄りのバス停留所から、生徒が通学する高等学校の最寄りのバス停留所または駅までの区間において、実際に利用する区間のもの
補助金額	定期券購入費用の2分の1の額(100円未満の端切切)
■ 高梁市タクシー利用助成事業(実証事業)	
目的	高齢者等の交通弱者が、タクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上及び経済的負担を軽減
対象者	対象地域：高倉町田井、高倉町飯部、落合町福地、成羽町下日名、成羽町上日名 対象地域に住所を有し、かつ、居住している65歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1)運転免許を保有していない者 (2)岡山県警察から運転免許証自主返納カード「おかやま愛カード」の交付を受けている者
助成金額	・高梁市タクシー利用助成券(以下「助成券」という)を無償交付 ・助成券の交付額は、1月につき3,000円とし、原則として交付の日の属する月からその年度末までの期間分を上限として、まとめて交付
利用要件	・市が指定する事業者が提供するタクシーを利用する場合 ・利用者は、利用料金の支払い時に、利用料金以内の額について助成券を使用
■ 高梁市遠距離通学児童通学費補助金	
目的	遠距離通学児童の通学費を補助することにより、保護者負担の軽減
対象児童	(1) 市内に在住し、バスを利用して通学する者。ただし、片道の通学距離が2km以上の者(以下1号該当者という) (2) 前号に掲げる者のほか、片道の通学距離が2km以上で公共交通機関を利用して通学する者(以下2号該当者という) (3) 前2号に掲げる者のほか、片道の通学距離が4km以上の者(以下3号該当者という)
補助金等	区分
	1号該当者 バス定期乗車券により支給
	2号該当者 6箇月定期料金を基に算出し、12月分 3号該当者 片道通学距離に1km当たり150円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分
■ 高梁市遠距離通学生徒通学費補助金	
目的	遠距離通学生徒の通学費を補助することにより、保護者負担の軽減
対象生徒	(1) 市内に在住の生徒の内、片道の通学距離が4km以上でバスを利用して通学する者(以下1号該当者という) (2) 前号に掲げる者のほか、片道の通学距離が4km以上で公共交通機関を利用して通学する者(以下2号該当者という) (3) バス利用区間が片道10km以上で最寄りのバス停留所までの距離が片道4kmを超える者(以下3号該当者という) (4) 自転車を利用して通学する生徒で片道の通学距離が6km以上の者(以下「自転車通学者」という)。ただし、出席を要する日数の8割以上を自転車で通学する者に限る (5) 前4号に掲げる者のほか片道の通学距離が6km以上の者(以下5号該当者という)
	区分
	1号該当者 バス乗車券により支給
	2号該当者 6箇月定期料金を基に算出し、12月分
	3号該当者 最寄りのバス停留所までの片道通学距離に1km当たり250円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分
補助金等	自転車通学者 片道10km未満：片道通学距離に1km当たり150円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分 片道10km以上：片道通学距離に1km当たり250円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分
	5号該当者 片道通学距離に1km当たり150円を乗じて得た額を1箇月補助額とし、12月分

4. 公共交通関連財政支出

- 本市の公共交通関連財政支出は、平成30年度から令和5年までの5年間で15%増加しています。
- 令和5年度の公共交通関連財政支出額は約2億9,300万円で、このうち民間路線バス補助金が約1億5,500万円(53%)と最も多く、次いでスクールバス約5,600万円(19%)、生活福祉バス約3,800万円(13%)、乗合タクシー約2,400万円(8%)と続いています。



▲ 公共交通関連財政支出額の推移



▲ 令和5年度公共交通関連財政支出額内訳

5. 第2次高梁市地域公共交通網形成計画の進捗状況

令和2年3月に策定した第2次高梁市地域公共交通網形成計画の進捗状況及び数値目標の達成状況は、下表のとおりです。

▼目標を達成するために行う事業の進捗状況

事業	事業概要	進捗状況
①バス事業者との連携協議による路線バスや生活福祉バスの運行路線の見直し	運行見直し基準 ^(注) に基づく低利用バス路線の廃止・減便・路線短縮 ※高梁・地頭線最終便を繰り上げ ・生活福祉バス3系統を廃止 福松線 (R3年1月) 西山・田原線 (R3年9月) 黒鳥・布賀線 (R3年9月)	低利用バス路線 ・民間路線バス3系統を廃止・減便 ※坂本・川合線、田原・平川線、高梁駅・川面駅線 廃止 ・高梁・地頭線最終便を繰り上げ ・生活福祉バス3系統を廃止
市街地循環線及び幹線路線の拡充	市街地循環線及び幹線路線の拡充	・民間路線バス1系統を増便 ※高校生の通学に対応した市内循環線の増便
JRとの乗り継ぎ環境整備	JRとの乗り継ぎ環境整備	JRのダイヤ改正に合わせて民間路線バスのダイヤ改正
②スクールバスの混雑化、効率的な運行	スクールバスを活用した一般混雑化 民間路線バスや生活福祉バス路線と運行ルートが重複するスクールバスの効率的な運行	スクールバス1路線 (東別れ・黒鳥線) を一般混雑化 ・特になし
③集合タクシーの運行方法の変更	運行見直し基準に基づき廃止を含めた見直し	・R3.1 畑上ふれあいタクシー廃止 ・R3.3 福地地区乗合タクシー廃止 ・R4.10 川上町佐野地区へ井原市乗合タクシー「あいあいカー」を導入

(注) 運行見直し基準

民間路線バス：収支率 30%未満
生活福祉バス：1 便当たりの利用者数 3 人未満
乗合タクシー：1 便当たりの利用者数 1.5 人未満

▼第2次高梁市地域公共交通網形成計画の数値目標達成状況

基本方針	評価指標	現在値	目標値	現在値	達成度
まちづくりと連携した持続可能な公共交通					
公共交通に対する財政支出	公共交通に係る年間経費の抑制	254,752 千円 → 203,000 千円	293,190 千円 (R5 年度)	コロナ禍により、路線バス補助金等が増加し、H30 年比 20%削減目標に対し、反逆に 15%増	B
	高齢者などの交通弱者の移動手段確保	タクシーを利用した移動手段の構築及び利用促進	4 地域 (R6 年 10 月現在)	4 地域 (R6 年 10 月現在)	B
	地域公共交通サービスに関する満足度	アンケート調査による(高梁市の地域公共交通全般の満足度)の 5 段階評価の平均点	2.95 (R6 年 9 月アンケート調査)	乗合タクシーの区域拡大からタクシー利用助成制度の導入へ転換により H30 年比増減なし	B
		3.09 → 3.30	高齢者を中心にドアードアを求める声も多あり、満足度は悪化 (目標値を 0.35 ポイント下回る)	2.95 (R6 年 9 月アンケート調査)	B
まちの魅力を高め、人々の交流を促す公共交通					
市街地循環線の利用者数	市街地循環線の利用者数	27,095 人 → 27,000 人	18,548 人 (R5 年度)	コロナ禍により、目標値を約 8,500 人 (31%) 下回る	B
	沿線施設等と連携した公共交通の利活用	1 件 → 3 件	1 件 (R6 年 10 月現在)	民間商業施設とバス事業者が連携し、1 路線 2 系統を運行中	C
	観光施設と連携した公共交通の魅力を高める取り組み	観光施設と連携した交通サービス事業件数	5 件 (R6 年 10 月現在)	牧屋地区にグリーンロードモビリティを導入 (R6 年 4 月)	A
		4 件 → 4 件			
協働による公共交通の維持・発展					
公共交通に関する住民との情報・意見交換	住民意見交換会等の開催回数	年間 12 回 → 年間 15 回	1 回 (令和 2 年度～5 年度平均)	コロナ禍による開催自粛により、未達成	C
	住民アンケート調査におけるバスや乗合タクシーなどの公共交通を利用したいと思う人の割合	54.7% → 60.0%	56.6% (令和 6 年 9 月アンケート調査)	前回 (R2 年) を 1.9 ポイント上回るも、目標値を 3.4 ポイント下回る	B
	路線バス、生活福祉バス、乗合タクシーの利用者数	路線バス日輸送量 ^(注)	111 人 (R5 年度路線バス)		B
	公共交通の利用者数	142.6 人 → 140 人	目標値を 29 人 (21%) 下回る		B
公共交通の収支率等	生活福祉バス・乗合タクシー年間利用者数	13,393 人 → 13,000 人	9,503 人 (R5 年度生活福祉バス・乗合タクシー)	目標値を約 3,500 人 (27%) 下回る	B
	収支率の改善 (路線バス・生活福祉バス) または 1 人当たりの経費の改善	路線バスの収支率	34.4% (R5 年度路線バス)		B
		生活福祉バスの収支率	4.7% (R5 年度生活福祉バス)		A
		乗合タクシーの 1 人あたりの経費	5,995 円 (R5 年度乗合タクシー)	路線の見直しにより目標値を 0.2 ポイント上回る	B
達成度について					
H30 年比 390 円 (8%) 減目標に対し、反逆に 1,105 円 (22%) 増					

(注) 路線バス日輸送量：乗車密度に日平均運行回数を乗じた数値であり、実際の利用者数ではありません。

(注) 達成度について：A：目標が適切に達成できた B：目標が達成できなかった C：目標に至る事業が実施できなかった

第5章 地域公共交通に関する住民意識調査

1. 調査概要

1-1 調査概要

調査方式	アンケート調査
調査目的	市民の通勤・通学、買い物、通院等の日常生活における移動実態や、公共交通の利用状況や意識、改善意向等を把握
調査対象	高梁市内 2,000 世帯(内訳：高梁 800 世帯、有漢、成羽、川上、備中各 300 世帯) ※令和 6 年 8 月 15 日時点
調査期間	令和 6 年 8 月 21 日 (発送) ～ 令和 6 年 9 月 13 日 (投函期限)
調査方法	配布：郵送配布 回収：郵送回収、Web 回答
回収状況	回収数 994 件 (郵送 878 件、Web116 件)、回収率 49.7% ● 各項目は未回答を含めずに集計。 ● 択一回答における規定数以上の回答、対象者限定設問における対象外の回答は無効として集計。 ● 調査結果におけるパーセント表示は、小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、合計値は必ずしも 100.0%とならない。

1-2 調査内容

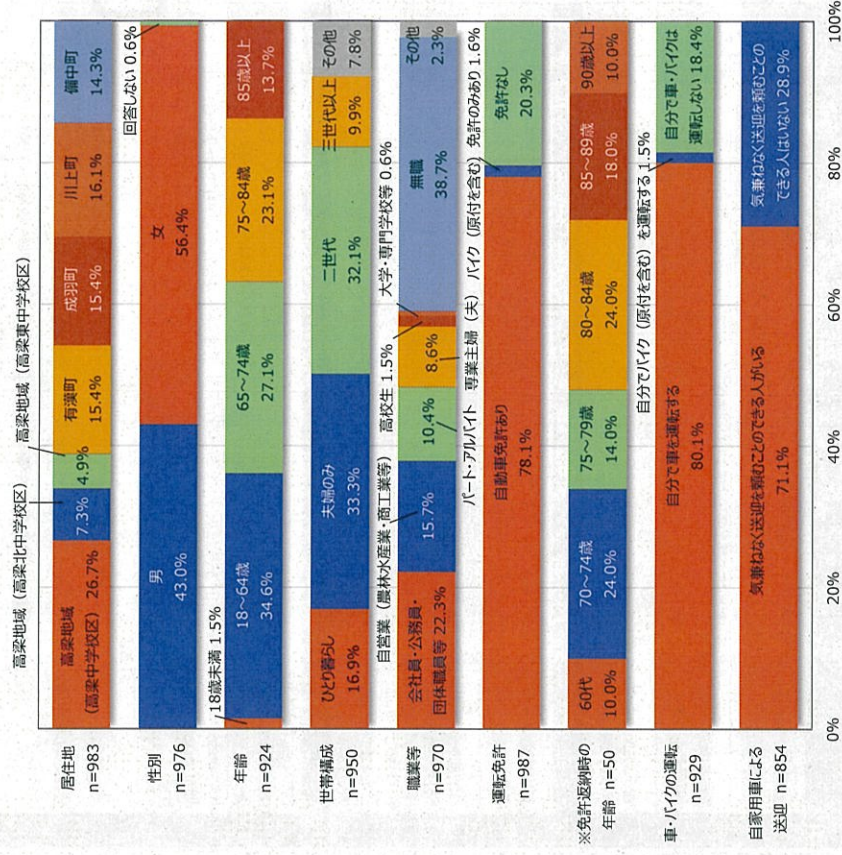
- 回答者属性 (居住地、性別、年齢、世帯構成、職業等、運転免許の有無、車・バイクの運転の有無、家族や知人の自家用車による送迎)
- 市内の移動に普段利用する移動手段
- よく利用する医療機関・商業施設
- 高梁市の公共交通機関(路線バス、生活福祉バス、乗合タクシー)のサービスの満足度
- 地域のバスや乗合タクシーの今後の利用意向
- 地域のバスや乗合タクシーの利用料金について
- ライドシェア等の新しい移動サービスの利用及び同運転手としての意向

7

2. 調査結果

2-1 回答者属性

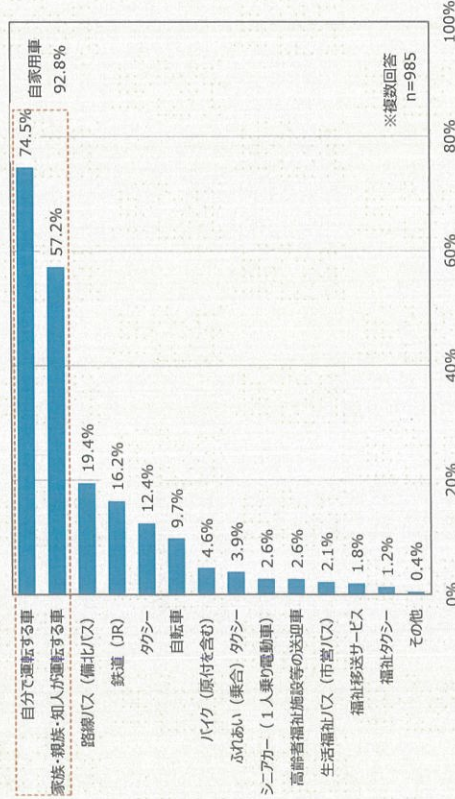
- アンケートの依頼状態で「アンケートには、高齢者の方や運転免許を持っていない方、公共交通など何らかの移動手段を必要としている 15 歳以上 (高校生以上) の方が、なるべくお答えください。」としているため、回答者の年齢構成は、65 歳以上の高齢者が 63.9%を占めています。
- 約 8 割が自分で車・バイクを運転すると回答されています。
- 約 7 割が「気兼ねなく送迎を頼むことのできる人がある」と回答されています。



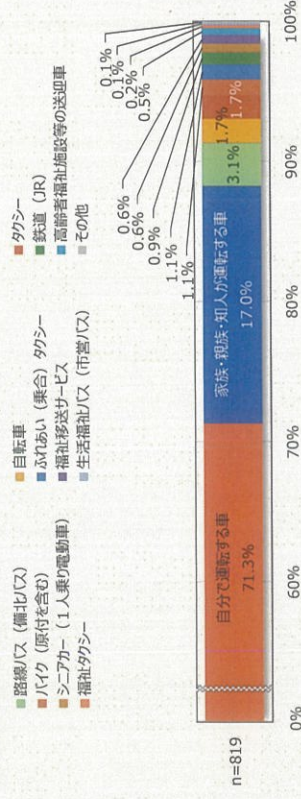
2-2 市内の移動に普段利用する移動手段

- 回答者の 74.5%が「自分で運転する車」を挙げ、次いで 57.2%が「家族・親族・知人が運転する車」を挙げ、その結果、回答者の 92.8%が自家用車を挙げています。
- 公共交通としては、回答者の 19.4%が「路線バス（備北バス）」を挙げ、次いで鉄道 16.2%、タクシー 12.4%、ふれあい（乗合）タクシー 9.7%、自転車 4.6%、バイク（原付を含む） 3.9%、ふれあい（乗合） 2.6%、シニアカー（1人乗り電動車） 2.6%、高齢者福祉施設等の送迎車 2.1%、生活福祉バス（市営バス） 1.8%、福祉タクシー 1.2%、その他 0.4%と続いています。
- 普段利用する移動手段のうち一番利用する移動手段としては、自家用車が9割弱を占めています。（「自分で運転する車」71.3%、「家族・親族・知人が運転する車」17.0%）。
- 一番利用する移動手段として、公共交通は 6.9%（路線バス（備北バス） 3.1%、タクシー 1.7%、ふれあい（乗合）タクシー 1.1%、鉄道 0.9%、生活福祉バス（市営バス） 0.1%）にとどまっています。

■ 普段利用する移動手段



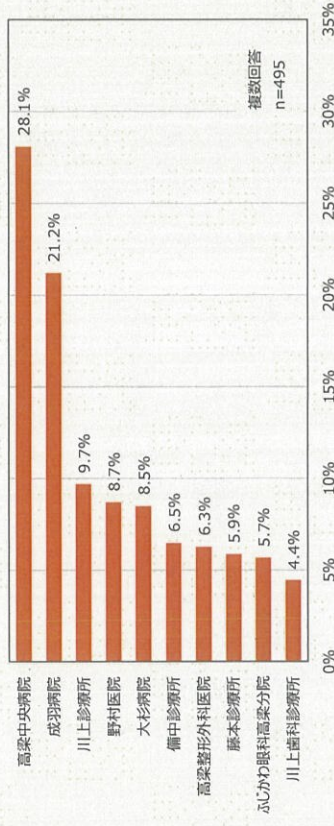
■ 普段利用する移動手段のうち一番利用する移動手段



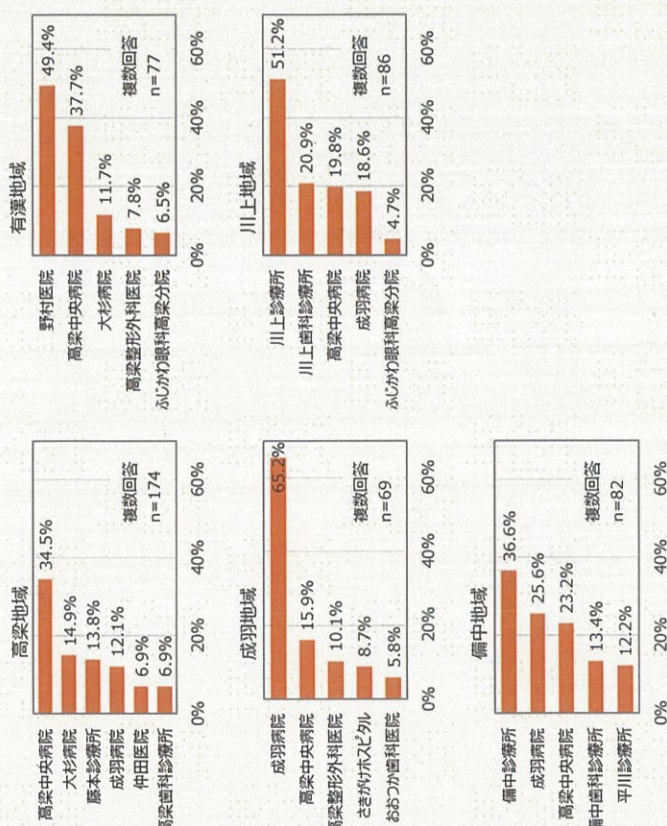
2-3 月平均 1 回以上通院している医療機関

- 回答者の 28.1%が「高梁中央病院」を挙げ、次いで「成羽病院」（21.2%）、「川上診療所」（9.7%）、「野村医院」（8.7%）、「大杉病院」（8.5%）と続いています。

■ 全体（上位 10 機関）



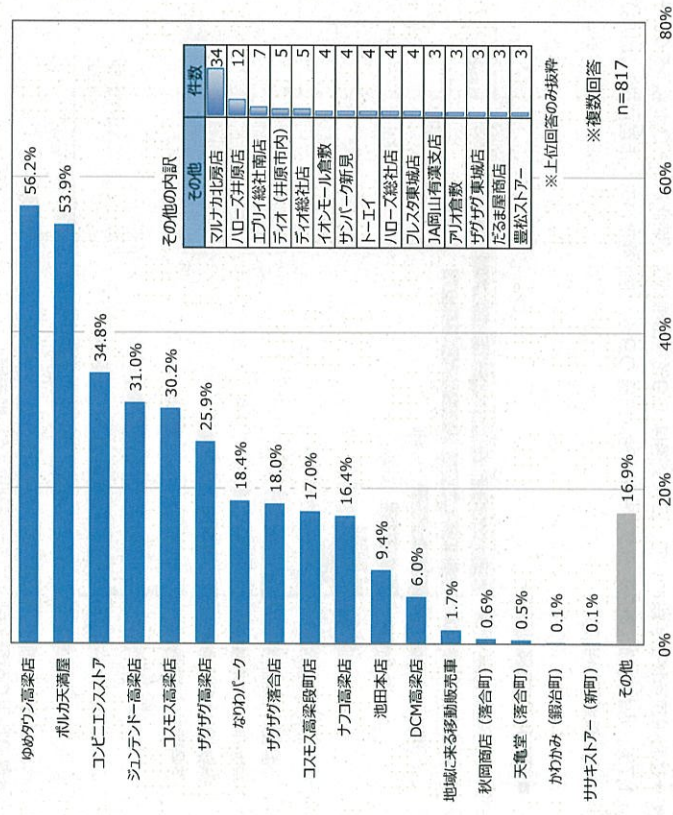
■ 地域別（各地域上位 5 機関）



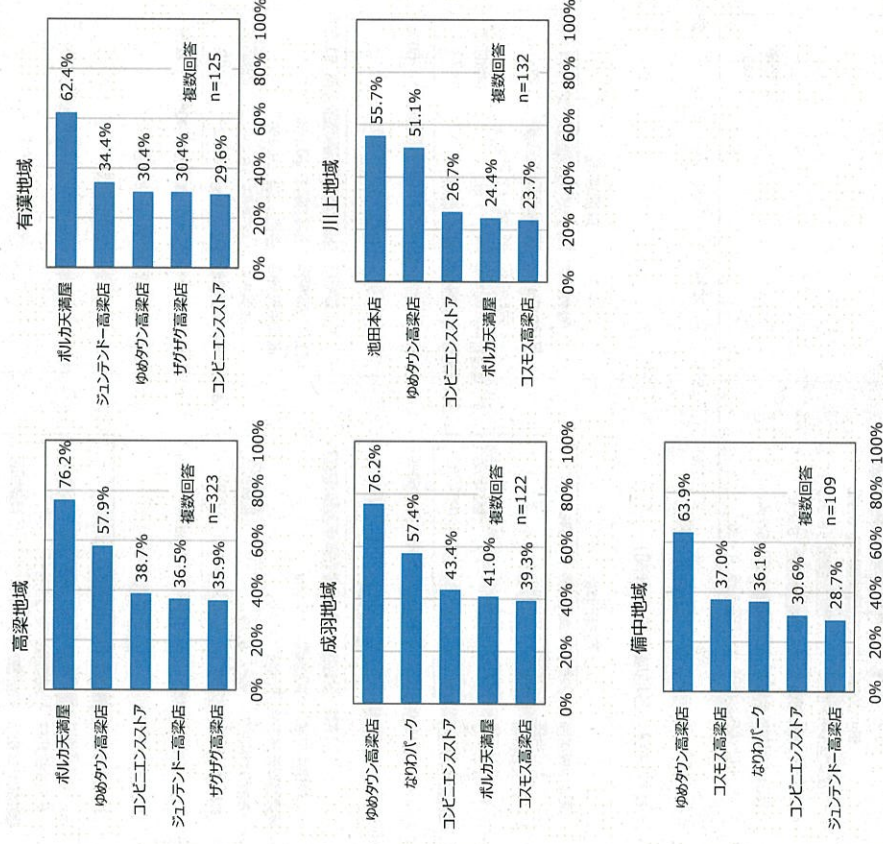
2-4 月平均2回以上自分で買い物に行く商業施設

- 回答者の半数以上が「ゆめタウン高梁店」(56.2%)、「ポルカ天満屋」(53.9%)を挙げ、「コンビニエンスストア(不特定)」(34.8%)、「ジュンテンドー高梁店」(31.0%)、「コスモス高梁店」(30.2%)と続いています。
- その他の商業施設としては、マルナカ北房店(34件)、ハローズ井原店(12件)など市外の施設がほとんどを占められています。

■ 全体



■ 地域別(各地域上位5施設)



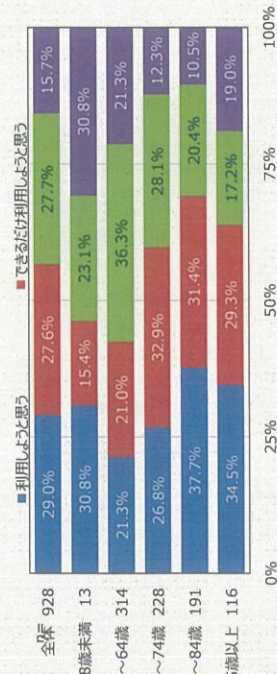
2-5 高梁市の公共交通機関(路線バス、乗合タクシー)のサービスの満足度

- 回答者の 51.6%が「どちらでもない」と回答し、残りの半数のうち、不満傾向（やや不満＋不満である）の回答がわずかに満足傾向（満足している＋やや満足）の回答を上回っています。
- 前設問の普段利用する移動手段のうち一番利用する移動手段として自家用車及び公共交通機関を選択した回答者の満足度（加重平均）では、「自分で運転する車」2.85、「家族・親戚・知人が運転する車」2.87と、自家用車利用者は、不満傾向にあります。
- 一方、「路線バス（備北バス）」3.70、「ふれあい（乗合）タクシー」4.50と、回答者は少ないが、公共交通機関利用者は、満足度が高くなっています。



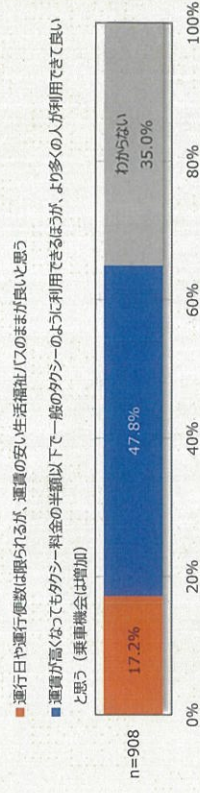
2-6 地域のバスや乗合タクシーの今後の利用意向

- 全体としては「利用しようと思う」29.0%、「できるだけ利用しようと思う」27.6%と、利用意向が過半数を占めています。
- 相対的に現役世代は利用意向が低く、高齢者は高くなっています。



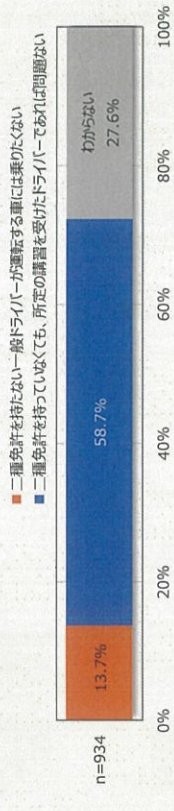
2-7 地域のバスや乗合タクシーの利用料金について

- 「運賃が高くなってもタクシー料金の半額以下で一般のタクシーのように利用できるほうが、より多くの人が利用できて良いと思う」の回答が 47.8%と最も多く、「運賃の安い生活福祉バスのままが良いと思う」の 17.2%を大きく上回っています。

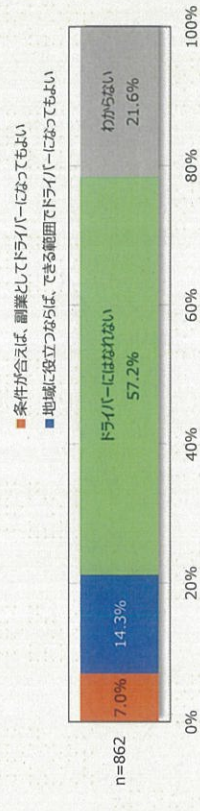


2-8 ライドシェア等の新しい移動サービスについて

- ライドシェア等の利用について「一般ドライバーが運転する車には乗りたくない」13.7%、「所定の講習を受けたドライバーであれば問題ない」58.7%と、ライドシェア等に対して肯定的となっています。



- ライドシェアのドライバーに関して回答者の 5 人に 1 人が「ドライバーになってもよい」と回答しています。

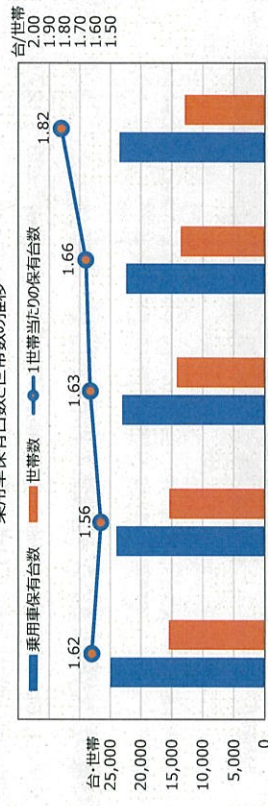


1. 地域公共交通の課題

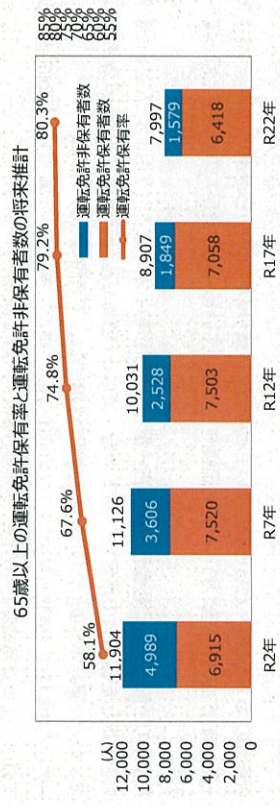
1-1 公共交通利用者の減少を見据えた交通再編

- 本市における世帯数と乗用車保有台数を比較すると、減少傾向の世帯数に対して、令和2年度の乗用車保有台数は増加(1世帯当たりの乗用車保有台数 1.82 台)となっており、自動車交通への依存度が高まりつつあります。

乗用車保有台数と世帯数の推移



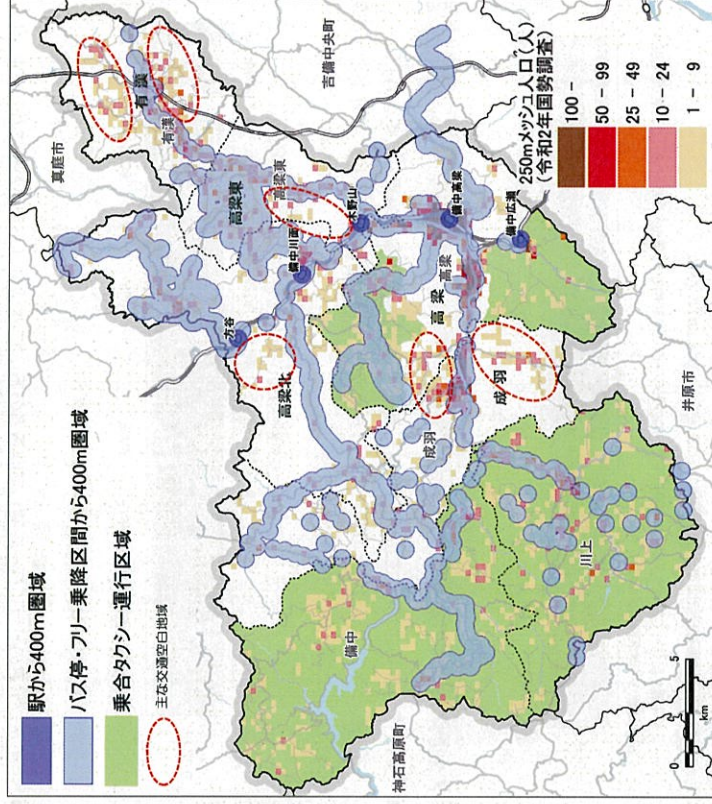
- 本市の場合、主な公共交通の利用者は通学利用の小学生や高校生、運転免許を持たない高齢者ですが、特に年少人口は令和2年から10年間で40%減少する見込みであり、利用者の減少が見込まれます。
- 生活福祉バスや乗合タクシーの主な利用者層である高齢者は、令和2年からの10年間で14%減少すると推計されますが、実質的な利用者層である独り暮らしの高齢者に乗り降りでき、かつ運転免許を持っていない高齢者は、運転免許保有率の上昇や高齢化により、令和2年から10年間で半減すると予想されています。
- 持続可能な公共交通網の形成には、公共交通利用者の減少を見据えた交通再編が必要です。



※H27、R2国勢調査人口に基づくコホート推計人口、年齢別・男女別運転免許保有率から試算

1-2 交通空白地域の削減

- 本市では、駅・バス停留所から半径 400m圏外を公共交通空白地域と定義しており、主な公共交通空白地域は、有漢地域、成羽地域、高梁地域周辺部に広がっています。
- 250mメッシュ人口から算出した交通空白地域人口は約 3,100 人で、全人口に占める割合は 10.7%となっています。
- 特に有漢地域と成羽地域の交通空白地域人口は、本市の交通空白地域人口の 64%を占めています。
- 高梁北、高梁東地域では、生活福祉バス8路線がきめ細かく走っており、交通空白地域は一部に限られています。しかし、生活福祉バスは、7路線が週1日、1路線が週2日しか運行していないとともに、1日1往復のみ運行のため、利用機会はごく限られます。そのため、生活福祉バス沿線も実質的には、交通空白地域といえます。



▲ 交通空白地域
▼ 交通空白地域人口

地	城	高	梁	高	梁	北	高	梁	東	有	成	羽	川	上	備	計
R2国勢人口(a)	14,243人	2,772人	2,001人	1,966人	4,071人	1,593人	2,426人	1,593人	29,072人							
250mメッシュ人口(b)	14,248人	2,768人	1,998人	1,964人	4,079人	1,585人	2,422人	1,585人	29,064人							
交通空白地域人口(c)	543人	439人	160人	797人	1,164人	0人	3,103人	0人	3,103人							
c/b	3.8%	15.9%	8.0%	40.6%	28.5%	0.0%	10.7%	0.0%	10.7%							

※交通空白地域：駅、バス停・フリー乗降区間から400m圏外(乗合タクシー運行区域を除く)。

- 一方、高齢者ドライバーによる交通事故が近年多発し、運転免許の自主返納への関心が高まりつつありますが、日常的に利用できる公共交通がない地域においては、運転免許を返納しなくてはできないのが現状です。
- 運転免許を返納しても安心して暮らせるまちづくりの観点から、交通事業者との連携を図りながら、車を持たない高齢者等が、日常生活に困らないように各地域の実情に応じた移動手段を確保し、交通空白地域の削減を図っていかねばいけません。

1-3 乗務員不足への対応

- 民間路線バス事業者やタクシ事業者は、乗務員の確保に努められていますが、全国的に公共交通サービスの担い手となる乗務員が慢性的に不足している中、国の働き方改革の一環で2024年4月からの改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の適用により、運行に必要な人員が増え、乗務員不足に拍車がかかる可能性が高く、乗務員不足に応じた減便や路線廃止等が中長期的に続くと考えられます。
- コロナ禍で縮小していた貸切バス需要が急速に増加していますが、民間路線バス事業者は路線バスを維持していくため、貸切バスへ回せる乗務員は少なく、多くの収益機会を逸しています。
- タクシ事業者も将来的には乗務員不足が懸念されています。
- 持続可能な地域公共交通を考えるうえで乗務員は要であり、乗務員の確保は避けて通れない課題です。
- こうした状況を踏まえ、民間路線バス事業者の経営的視点も含めた中長期的な視点に立って路線バスを中心とした地域公共交通の在り方を検討することが重要です。

1-4 公共交通関連財政支出の抑制

- 公共交通利用者層の減少が予想される中、持続可能なサービスを提供するためには、利用者目線で利便性を確保しつつ、交通関連財政支出を抑制していかなければいけません。
- 生活福祉バスの利用者の減少により、1人1回当たりの運行経費は、タクシ運賃の2倍以上となっています。
- 地域の実情に応じたサービスの提供と交通資源の適正配分を基本に運行方法等の見直しが必要であり、利用状況を正確に把握することで、需要に見合った財政支出の適正化が必要となります。
- 燃料費や人件費の上昇など、運行経費の上昇が避けられない中、それに合わせた運賃の値上げや、サービス水準及び利用量（距離・時間等）に見合った受益者負担も考慮します。
- 運賃の値上げ等をする場合、単に周知するだけでなく、利用者や住民が値上げの妥当性を理解できる情報を含わせて提供するなど配慮が求められます。

1-5 公共交通の利用促進

- 公共交通の利用促進には、先ず利用しやすい環境を整える必要があり、次のような観点から既存の公共交通について検討していきます。
 - ・ 交通結節点や乗降の多い停留所の待合環境
 - ・ 駅・停留所から主要目的地となる学校・職場・医療機関・商業施設等へのアクセス性
 - ・ 運行車両の乗降容易性
 - ・ 乗務員のホスピタリティ
- 公共交通は「乗って守る」が基本ですが、地域にとって「乗って守りたい」と思う公共交通とはどうあるべきか、あるいは、運転免許を返納しても、安心して暮らせると思う公共交通とはどうあるべきか、運行経費や利用者負担も考慮しながら住民とともに考えていかなければいけません。
- **利用促進策の検討にあたっては、全国で取り組まれている様々な移動サービス・利用促進等の情報収集も必要です。**
- 公共交通への住民意識を高めるためにも、利用状況や収支状況等の情報を住民に対して十分に周知を行い、理解を求めます。

8

2. 計画の基本理念

高梁市総合計画では、「“つながり”から創る心豊かなまちづくり」を基本理念とし、地域公共交通に関しては、「利用しやすい効率的な公共交通の維持」「利用促進」を施策の展開方針としています。

人々の暮らしや活動を支える社会基盤として、また、上位・関連計画において求められている役割や地域公共交通の課題を踏まえ、地域づくりの観点から本計画の基本理念を「地域をつなぎ、未来につなぐ地域公共交通」とします。

地域をつなぎ、未来につなぐ地域公共交通

人と人とのつながり、自然や歴史、文化等とのつながりを大切にし、心豊かに暮らせるまちづくりに向けて、これを支える持続可能な地域公共交通を目指します。

3. 計画の基本目標

本市における地域公共交通計画の基本目標を以下の通り設定します。

基本目標 1. 地域とともに育む地域公共交通

誰もがどこでも日常生活に必要な公共交通サービスを享受できる社会基盤として地域公共交通網を構築し、運転免許を返納しても、安心して暮らせるまちを目指します。

◆乗合タクシーの拡充

乗合タクシー運行区域を必要な地域へ順次拡大するとともに、オンデマンド化¹を推進します。

◆地域のバスや乗合タクシーに続く交通手段の導入検討

オンデマンド型乗合タクシーを補完するものとして、運行事業者での対応が難しい辺緑部地域内の移動利用を中心に公共ライドシェア²の導入を検討します。

◆次世代型公共交通の研究・検討

自動運転や予約システム、AI を中心とした次世代型の公共交通の導入(MaaS³等)について研究、情報収集を行います。導入に際しては本市の地勢や公共交通体系に見合うものなのか、十分に検討します。

基本目標 2. 持続可能な地域公共交通

交通資源の適正配分に努め、持続可能な地域公共交通網の構築を目指します。

◆路線バスの見直し

路線バスは幹線を中心にその利便性の向上に努めるとともに、乗務員不足、長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制を踏まえ路線を再編します。

◆公共交通利用促進施策の拡充

地域公共交通の利用促進を図るため、通学支援制度の拡充や利用可能な交通網の周知拡大に努めます。

9

¹ オンデマンド化：本計画におけるオンデマンド化とは、運行ダイヤを設定せず、一般のタクシーのように運行日・運行時間内であれば、何時でも電話で呼ぶことができる運行体制の整備を目指すものです。なお、一般のタクシーと同様に利用申し込み時に空車が出なければ、空車が出るまで待つ必要があります。

² 公共ライドシェア：ライドシェアとは、個人が自家用車を利用して有償で他人を運ぶ配車サービスのことであり、公共ライドシェアは、地方自治体が行うライドシェアで、従来から運行されている「自家用有償旅客運送」に該当します。特に公共交通空白地や高齢化地域での移動手段の確保を目的とし、利用者の移動ニーズに応じて運行されています。

³ MaaS (Mobility as a Service)：地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスと最適な組み合わせで検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。
(出典：国土交通省ホームページ)

第7章 計画の目標を達成するために実施する事業

1. 施策体系

前章で掲げた目標を達成するため、以下に掲げる事業を関係者で実施します。

目 標	実施する事業	事業概要	対応する課題
基本目標 1 地域とともに育む 地域公共交通	1-1 乗合タクシーの拡充	● 運行区域の拡大 ● オンデマンド運行の導入 ● タクシーと乗合タクシーの併用運行へ転換 ● 定額運賃から距離制運賃へ変更 ● 利便増進実施計画の策定 ● 運行規程等の整備 ● 曜日運行の生活福祉バスの廃止	1-1 1-2 1-3 1-4
	1-2 地域のバスや乗合タクシーに続く交通手段の導入検討	● 事業化可能性調査 ● 自家用有償旅客運送の活用 ● 運行実施計画の策定	1-1 1-2 1-3 1-4
	1-3 次世代型公共交通の研究・検討	● GTFS-JP データの整備 ● 次世代モビリティに関する事例研究 ● MaaS の導入検討	1-2 1-3 1-5
	2-1 路線バスの見直し	● 路線バスの再編 ● 学校再編による路線バスの活用 ● スクールバス等運行委託先の確保	1-2 1-3 1-4
基本目標 2 持続可能な地域 公共交通	2-2 公共交通利用促進施策の拡充	● 通学支援制度の拡充 ● 公共交通網の周知・環境整備 ● 高安市タクシー利用助成事業の見直し	1-4 1-5

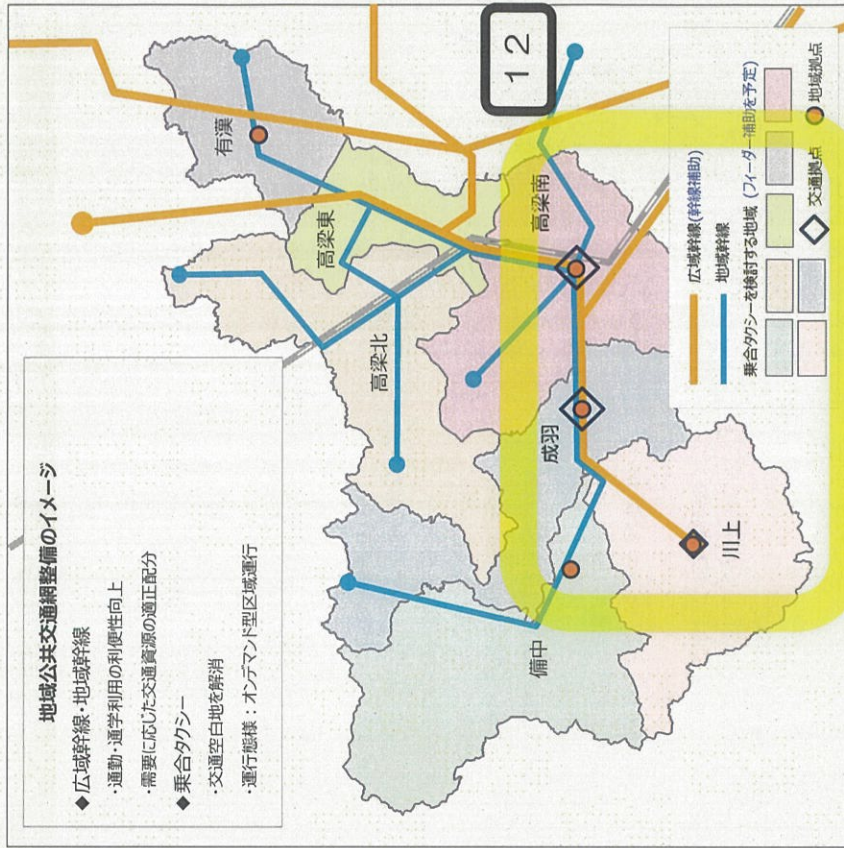
10

2. 地域公共交通の位置づけと確保・維持の方向性

本市の公共交通の位置づけ、役割および確保・維持の方向性は次に示すとおりです。

位置づけ	役割	交通手段	確保・維持の方向性
広域幹線	本市と近隣市町を結び、市民生活（通勤・通学、通院・買い物等）での移動を担う幹線交通	JR 西日本（株） 伯備線 備北バス（株） 高梁駅～皆部線 高梁駅～吉川線 地頭～岡山線 地頭～高梁駅線 中鉄北部バス（株） 勝山～岡山線	本市と近隣市町を結ぶ公共交通であり、特に通学において重要な役割を担っています。 路線バスに関しては、民間事業者の経営努力だけでは維持が困難であるため、地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）を活用し、維持・確保に努めます。
地域幹線	市内各地域の拠点間を結び、中心市街地とを結び、市民生活（通勤・通学、通院・買い物等）での移動を担う幹線交通	備北バス（株） 16 系統 ※うち 3 系統は隣接する吉備中央町まで運行 生活福祉バス 5 路線（通学利用）	市民生活、特に通学において重要な役割を担っています。 乗務員不足、乗務員の長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制を踏まえた路線の再編を進め、維持・確保に努めます。
地域支線	集落と市内各地域の拠点や主要施設を結び、地域内での移動を担う支線交通	備北バス（株） 5 系統 生活福祉バス 11 路線（曜日運行） 乗合タクシー 川上ふれあいタクシー 備中ふれあいタクシー 玉川ふれあいタクシー 松原ふれあいタクシー	生活福祉バス（路線定期運行）から乗合タクシー（オンデマンド型区域運行）への転換を進めるとともに、運行区域を市内全域へ拡大し、利便性の向上と潜在需要の掘り起こしを図ります。 市内全域での乗合タクシーの運行は、市単独での維持が困難であるため、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金・車両減価償却費等国庫補助金）を活用し、維持・確保に努めます。

11



▲地域公共交通網整備イメージ

3. 実施する事業

施策体系に示した各事業の詳細は以下の通りです。

基本目標1. 地域とともに育む地域公共交通

事業 1-1 乗合タクシーの拡充

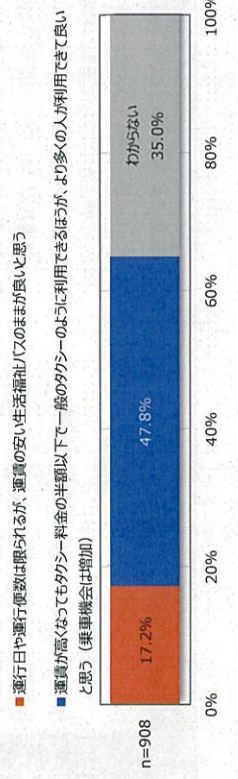
【事業の背景】

- 交通空白地域人口は約3,100人で、全人口に占める割合は10.7%となっており、特に車を持たない高齢者が、日常生活に困らないように駅や主要バス停への交通手段を確保し、交通空白地域の削減を図っていく必要があります。
- 生活福祉バスは、16路線のうち11路線が週1日～2.5日の曜日運行となっているとともに、1日1往復のみ路線が多く、利用機会はごく限られています。
- 生活福祉バスの1人1回当たりの運行経費は、タクシー運賃の2倍以上となっており、路線定期での生活福祉バスの運行は、限界にきていると言えます。
- 現行の乗合タクシーは、通院利用を想定してやや余裕をもって帰り便時刻を設定しているため、投薬のみの通院や買い物利用では帰り便まで1時間程度の待ち時間が生じるため、定時運行による待ち時間の改善が求められています。
- 定時運行により運行経費が路線定期運行と同様に固定化され、利用者の減少により、1人1回あたりの運行経費はタクシーを上回っており、運行効率の改善が必要です。

【アンケート再掲】

市民アンケート調査において、バス路線に替えて市で検討している乗合タクシーに関する設問では、住んでいる地域にとって良いと思われるものとして「運賃が高くなってもタクシー料金の半額以下で一般のタクシーのように利用できるほうが、より多くの人利用できて良いと思う」の回答が47.8%と最も多く、「運賃の安い生活福祉バスのままが良いと思う」の17.2%を大きく上回っています。

住んでいる地域にとって良いと思うもの



＜設問＞

問7. 生活福祉バスを中心としたバス路線は、運行日や運行便数も限られ、利用者もごく一部の人に限られており、市ではバス路線（通学利用路線を除く）に替えてドアツードア（自宅⇄目的地）を基本とした乗合タクシーの運行拡充も検討しています。

その場合、現行の乗合タクシーも含めて、時刻や曜日運行を廃止し、平日の決められた時間内であれば、目的地の制限はあるものの、タクシーと同じようにいつでも電話で呼ぶことができる（注：その時に空車が出れば、空車が出るまで待つ必要があります）

また、運賃（利用料金）は、距離制運賃として一般のタクシー料金の1/2～1/3程度を利用者に負担していただくことを検討しています。※今後運賃（利用料金）の協議は慎重に行います。

（例：一般のタクシー料金が3,000円の場合、利用者負担は1,000～1,500円）

- ⑨ こうした点を踏まえ、お住まいの地域にとって良いと思われるものに○をつけてください。
1. 運行日や運行便数は限られるが、運賃の安い生活福祉バスのままが良いと思う
2. 運賃が高くなってもタクシー料金の半額以下で一般のタクシーのように利用できるほうが、より多くの人利用できて良いと思う（乗車機会は増加）
3. わからない

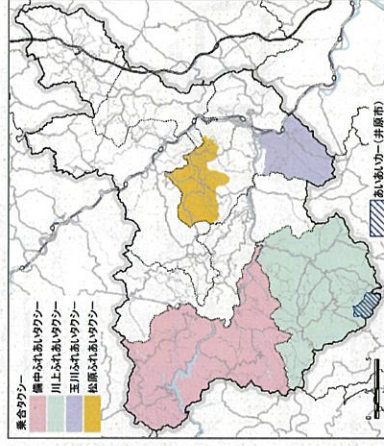
【事業の内容】

◆ 運行区域の拡大・見直し

- 乗合タクシーが運行していない地域へ地域の実情に応じて導入を検討していきます。
- 既に導入を行っている備中地域・川上地域においても運用の見直しを検討します。
- 未導入地域においては運行区域を新たに検討します。
- 高梁地域の一部で運行している玉川乗合タクシーと松原乗合タクシーについては、高梁地域のその他の地域への導入に合わせて、再編を行います。
- 運行区域の拡大とともに、効率のかつ迅速な送迎の観点から必要に応じて車両待機場所を確保・整備します。

◆ オンデマンド運行の導入

- 定時運行から運行日の運行時間内であれば、タクシーと同様にいつでも乗合タクシーを呼べる（利用できる）オンデマンド運行に切り替え、待ち時間の縮小を図ります。
- 現行の乗合タクシーについては、タクシー事業者の受託体制その他の諸条件が整った時点で導入を進めます。



◆ タクシー車両を活用したタクシーと乗合タクシーの併用運行の検討

- 交通資源の効率的運用の観点からタクシー事業者と調整を図りながら、地域の要望がある

場合は、タクシー車両を活用した乗合タクシー（タクシーと乗合タクシーの併用運行）の運用を検討します。

※現行の乗合タクシー（道路運送法 4 条乗合）から同法 78 条事業者協力型自家用有償運送に変更

- ▶ タクシーとの併用運行により、平日の運行日の拡大を検討します。
- ▶ タクシーとの併用運行により、乗合タクシー運行委託料を借上げ委託料から実績払い方式（タクシー運賃相当額）へ転換し、タクシー料金を上回る運行経費の低減を図ります。
- ▶ タクシーとの併用運行に伴い配車システムを導入し、乗合タクシーの運行状況（車両・日時・利用者名・運賃・委託料等）を電子データとして記録し、事業者、乗務員の負担を軽減するとともに、集計・分析作業等の効率化を図ります。

- ◆ 定額運賃から距離制運賃へ変更
利用区間により 300 円、500 円、700 円の一律料金から距離制運賃（タクシー料金の 1/2～1/3 程度を想定）への転換など、利用者の負担を再検討します。

- ◆ 利便増進実施計画の策定
乗合タクシーの拡充にあたっての詳細な実施については、交通事業者と調整を図りながら詰めるとともに、利便増進実施計画としてまとめます。

- ◆ 運行規程等の整備
オンデマンド型乗合タクシーは、利用区間や利用時間帯の制限はありますが、一般のタクシーに近い運行となるため、利用者だけでなく、タクシー事業者、乗務員の誤認も危惧されます。そのため、タクシー事業者間、乗務員間でサービスや対応に差異が生じないように市として運行規程、運行管理規程、乗務員服務規程、利用者マニュアル等を整備し、周知の徹底を図ります。

- ◆ 曜日運行の生活福祉バスを廃止
オンデマンド型乗合タクシーの運行に合わせて、当該地域の曜日運行の生活福祉バスは、原則廃止します。

【期待される効果】

利便性の向上（運行日の拡大、待ち時間の縮小）
交通空白地域の削減
収支率の改善
公共交通関連財政支出の抑制

【実施主体】

高梁市、交通事業者

【実施時期】

令和 7 年度に実施計画を利便増進実施計画としてまとめ、関係者との合意が整った地域から導入していきます。

事業 1-2 地域のバスや乗合タクシーに続く交通手段の導入検討

【事業の背景】

●乗務員不足

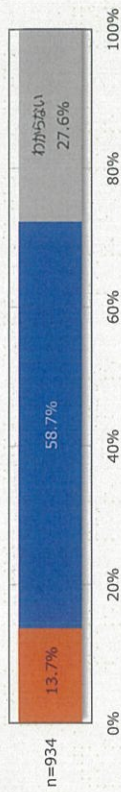
- ▶ タクシーも路線バスと同様に乗務員が不足しており、オンデマンド型乗合タクシーの拡充に伴い乗合タクシー乗務員の不足が懸念されます。
- ▶ タクシー営業所は高梁市中心市街地と成羽中心市街地にあり、辺縁部地域内の移動利用では実車距離より回送距離が長くなり、乗務員不足を助長します。
- ▶ 前述の乗合タクシー運行委託料の実績払い方式（タクシー運賃相当額）では、現実問題として辺縁部地域内の近距離移動利用への対応は困難が予想されます。

【アンケート再掲】

市民アンケート調査において、ライドシェア等の新しい移動サービスに関する設問では、ライドシェアの利用について「一般ドライバーが運転する車には乗りたくない」13.7%、「所定の講習を受けたドライバーであれば問題ない」58.7%と、ライドシェア等には全体として肯定的です。

ライドシェアの利用について

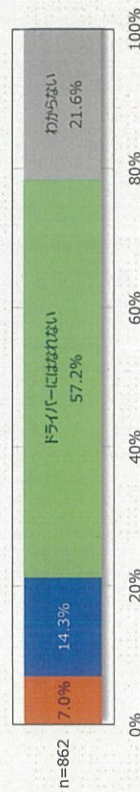
■二種免許を持たない一般ドライバーが運転する車には乗りたくない
■二種免許を持っていても、所定の講習を受けたドライバーであれば問題ない



- ▶ ライドシェアのドライバーに関して回答者の5人に1人が「ドライバーになってもよい」と回答しています

ライドシェアのドライバーについて

■条件が合えば、副業としてドライバーになってもよい
■地域に役立つならば、できる範囲でドライバーになってもよい



＜設問＞

問8. ライドシェア等の新しい移動サービスについて

近年のドライバー不足等の問題を受け、地域と時間を限定して、一般のドライバーが有料で旅客運送を行う「ライドシェア」等が全国で始まっています。

高梁市においてもその可能性を検討していきたいと考えています。

あなたのお考えに近いものにそれぞれOをつけてください。

㊦ ライドシェアの利用者として

1. 二種免許を持たない一般ドライバーが運転する車には乗りたくない
2. 二種免許を持っていないでも、所定の講習を受けたドライバーであれば問題ない
3. わからない

㊦ ライドシェアのドライバー

1. 条件が合えば、副業としてドライバーになってもよい
2. 地域に役立つならば、できる範囲でドライバーになってもよい
3. ドライバーにはならない
4. わからない

【事業の内容】

◆ 事業化可能性調査

- オンデマンド型乗合タクシーの補完を前提に乗合タクシー運行委託事業者と公共ライドシェアに関する必要条件（運転者講習・各種保険・管理運営方法・責任分担・リスク管理等）や対象とする地域・利用範囲について協議し、整理します。
- 必要条件を満たすための初期費用、運営費用を試算し、乗合タクシー運行委託事業者と役割・費用・責任分担を踏まえてライドシェア管理運営委託費、ライドシェアードライバー報酬等を協議し、整理します。
- 想定する対象地域において、ライドシェアードライバー・車両に関する具体的な設定条件（案）を提示したヒアリング調査・アンケート調査を実施し、事業の要となるドライバー確保の可能性を探り、乗合タクシー乗務員が不足する、または不足が予想される地域において、住民説明会を実施し、ライドシェアードライバーの募集を想定します。

◆ 自家用有償旅客運送の活用

「交通空白地有償運送」や「福祉有償運送」により、民間事業者では対応の難しい地域等において、移動手段を確保することを含め、持続可能な手法を探ります。

◆ 運行実施計画の策定

乗合タクシー運行委託事業者等と調整を図り、運行実施計画を策定するとともに、乗合タクシー運行管理規程等をベースに、ライドシェア等の運行管理規程、乗務員業務規程等を整備します。

【期待される効果】

乗合タクシー乗務員不足の緩和、辺縁部地域内の近距離移動手段の確保

自営業者等の収益機会・退職者等の就労機会の創出

乗合タクシー運行経費の抑制、公共交通関連財政支出の抑制

交通空白地域における公共交通の確保

【実施主体】

高梁市、交通事業者、住民

【実施時期】

令和8年度に事業化可能性調査を実施し、オンデマンド型乗合タクシー導入地域を前提にドライバーの確保及び関係者との合意が整った地域から導入していきます。

事業 1-3 次世代型公共交通の研究・検討

【事業の背景】

- 公共交通においても ICT や MaaS を活用した様々なサービスが普及しており、こうした技術を導入することで、今後、より便利に公共交通を利用できる可能性があります。

＜広く普及しているサービス例＞

乗 換 案 内 サ ー ビ ス	● 出発地と出発予定時刻及び目的地を入力すると、目的地までの所要時間や運賃と利用する交通機関毎の利用便・所要時間・運賃を案内。 ● 来訪者（旅行者）の多くが利用。 ● 日頃バスを利用しない人が、利用に際して運行ダイヤ等の確認のために利用。
予 約 ・ 配 車 シ ス テ ム	● タクシーの予約・配車システムをベースに開発された自宅送迎を基本とした乗合型区域運行用の配車システム。 ● 市町村が事業主体となるデマンド型区域運行への導入が進みつつある。

【事業の内容】

◆ GTFS-JP データの整備

中高生等若年利用者やインバウンド観光客、今後より増加していくインターネットを使用した高齢者など、様々な利用者層の利便性を向上するため、乗換案内サービスや Google マップなどを活用し、インターネット上で経路検索ができるよう、路線バスの GTFS-JP データの整備を進めます。

◆ 次世代モビリティに関する事例研究

次世代モビリティに関する技術開発の現状や各地での導入事例の研究を進めるとともに、地域づくりに必要な地域資源（人・物）の移動コスト削減や一元管理の観点から、必要なシステム等の導入を検討していきます。

◆ MaaS の導入検討

市内在住者が鉄道やバスを乗り継いで市外の目的地へ行く、鉄道を使って来訪した観光客が二次交通に乗り換えて市内を回遊するなど、複数の移動手段を組み合わせて利用する際に

一括して検索、予約、決済を行うことができる MaaS プラットフォームの導入を検討します。

【期待される効果】

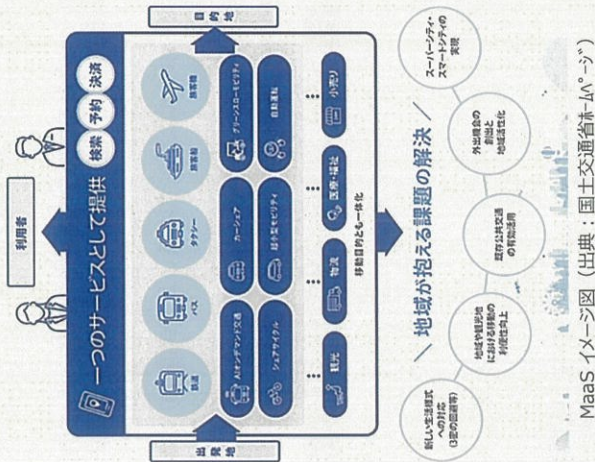
- 公共交通網全体の利便性の向上
- 公共交通サービスの効率化
- クロスセクター効果⁴の向上
- 公共交通の利用促進

【実施主体】

高梁市、交通事業者

【実施時期】

- GTFIS-JP データの整備について
は路線バス事業者と協力し、令和8年度から行います。
- 次世代モビリティに関する事例研究については、導入を行った市町村の事例を参考とし、令和10年度より研究を行います。



基本目標2. 持続可能な地域公共交通

事業 2-1 路線バスの見直し

【事業の背景】

- 運行経費の増大
利用者の減少が続く中、人件費、燃料費等の上昇により、運行経費は今後も増加していくものと予想されます。
- 路線の見直し基準
現計画では、4 条路線バスは収支率 30%未滿、生活福祉バスは 1 便当たりの利用者数 3 人未滿を路線の見直し基準としています。
路線バスの半数近くの路線が収支率 30%未滿となっており、生活福祉バスのうち年間運行日数 200 日以上の 5 路線すべてが 1 便当たり 3 人未滿となっています。

▼ 民間路線バス収支率 (令和5年度)

起点	主経路地	終点	収支率	起点	主経路地	終点	収支率
高梁駅	坪吉	川吉	32.1%	平	高梁	駅	17.0%
高梁駅	三ッ谷	山本	46.7%	山本	高梁	駅	21.3%
地頭古	山	山	39.9%	山	高梁	駅	27.5%
地頭古	山	山	47.4%	山	高梁	駅	20.6%
山	木川	石川	16.2%	石川	高梁	駅	34.1%
金	高梁	高梁	35.8%	高梁	高梁	駅	48.6%
神	高梁	高梁	44.8%	高梁	高梁	駅	42.6%
吹	高梁	高梁	17.6%	高梁	高梁	駅	47.7%
穴	高梁	高梁	25.9%	高梁	高梁	駅	20.5%
穴	高梁	高梁	10.2%	高梁	高梁	駅	29.3%
穴	高梁	高梁	33.9%	高梁	高梁	駅	26.6%
穴	高梁	高梁	48.6%	高梁	高梁	駅	22.6%
穴	高梁	高梁	32.1%	高梁	高梁	駅	58.4%

※赤字は、収支率30%未滿

▼ 生活福祉バス (曜日運行路線を除く) の1便当たりの利用者数 (令和3年度)

運行地	域	成	羽	川	上
路線	名	宇	治	七	地
年間運行日数	238日	359日	359日	359日	359日
1便当たりの利用者数	2.27人	0.59人	0.19人	0.41人	0.03人

(注) 利用者数は、一般利用者数 (小中学生を除く)

● 貸切バス等の収益機会の逸失

インバウンド需要を含めた観光需要の急速な回復に合わせ貸切バス需要が拡大しています。しかし、バス事業者は、乗務員不足の中、路線バスの維持のため、貸切バス需要に対応しきれず、結果として多くの収益機会を逸しています。

● 一体的な交通再編

今後の公共交通利用者層の減少や運行経費の増大を見据えとともに、乗務員不足の解消に向け、交通資源の適正配分の観点から、生活福祉バスや路線バスだけでなく、乗合タクシーやスクールバスを含めた一体的な交通再編が必要です。

⁴ クロスセクター効果：地域公共交通が、経済振興や健康、医療、福祉・介護、教育、スポーツ、環境・エネルギー等の他の行政分野における公的負担額を軽減している効果

【事業の内容】

◆ 路線バスの再編

- 生活福祉バスは、バス事業者へ運行を委託しています。そのため、民間路線バスと生活福祉バスを一体的に捉え、乗務員不足の解消、長時間拘束の削減の視点から乗務員の効率的なシフト体制に向けて、バス事業者と調整を図りながら路線を再編します。
- 乗合タクシーの拡充に伴い、路線バスの通院・買い物利用の多くは、乗合タクシーで補充できます。そのため、路線バスは主に通勤・通学利用を対象に、利用実態を詳細に把握した上で、利便性を考慮して再編を進めます。

◆ 学校再編による路線バスの活用

生活福祉バスのうち、川上地域と成羽地域の宇治線は通学利用がほとんどを占めています。また、路線バスにおいても通学利用がほとんどを占める路線がいくつかあります。通学利用者の利便性の向上及び効率的運行の観点から運行事業者、教育委員会、小中学校と調整を図りながら路線バスを登下校で活用できるよう検討します。

◆ スクールバス等運行委託先の確保

スクールバスや生活福祉バスの運行委託要件等を見直すとともに、運行管理規程、乗務員服務規程、利用者マニュアル等の整備など安全運行管理体制を整え、バス事業者に代わる新たな運行委託先の確保に努め、バス事業者の乗務員不足の緩和を図ります。

【期待される効果】

通学利用者の利便性の向上（通学に適した運行ダイヤ等）
路線バス乗務員不足の緩和、公共交通関連財政支出の抑制

【実施主体】

高梁市、交通事業者、学校

【実施時期】

オンデマンド型乗合タクシーの導入に合わせて、対象地域ごとの実施します。

事業 2-2 公共交通利用促進施策の拡充

【事業の背景】

- 市では、高校生バス通学費補助金制度により、路線バス通学定期券購入費用の2分の1を補助しています。
- 高校に通学する生徒は、路線バスだけでなくJRも利用しているため、それぞれの公共交通機関に対して利用促進が必要です。
- 登校は保護者等が自家用車送迎、下校は路線バスを利用している生徒がいる一方で、反対に登校は路線バスを利用し、下校は部活動等の関係で保護者等の自家用車送迎の生徒も多くいます。
- 高校生の登下校の利便性を図るため、路線バスやJRへのダイヤ変更等の要望を行っています。

【事業の内容】

◆ 通学支援制度の拡充

- 高梁市高校生バス通学費補助金制度を拡充します。
- 高校生通学費補助金制度として、JR通学定期券への適用拡充を検討します。
- 高校生バス通学費補助金制度は、市内在住者を対象としていますが、一部の路線については、市内の高校に通学する市外在住者への適用拡大を図ります。
- 片道通学定期券について、路線バス事業者と調整を図り、導入に努めます。

◆ 公共交通網の周知・環境整備

- 市ホームページや毎年発行を行う「高梁市公共交通時刻表」において、JRや路線バス等の時刻や運賃を周知します。
- 公共交通の運行や利用、収支についての説明を各地域や市ホームページにおいて行います。
- 路線バスの運行スケジュールを見直し、利用者のニーズ（例えば、通勤時間帯や学校の始業・終業時間に合わせたダイヤの調整や、主要な施設（病院、商業施設、観光地など）へのアクセスを強化）に応じたサービスを運行事業者とともに検討します。
- 高梁市における公共交通の中心乗降場所である高梁バスターミナルやその他バス停留所、鉄道駅について、利用者の利便性に配慮した環境の改善整備（トイレやベンチ、待合所等）を進めます。

◆ 高梁市タクシー利用助成事業の見直し

公共交通再編の状況に拘じ、高梁市タクシー利用助成の地域・助成額等の見直しを行います。

【期待される効果】

公共交通の利用促進、公共交通関連財政支出の適正化（利用に見合った支出）

【実施主体】

高梁市、交通事業者

【実施時期】

- 高校生バス通学費補助金制度の拡充及び片道定期券の導入については、関係部局、バス事業者との合意が整えば、令和7年度中に実施します。
- 公共交通における周知は毎年度、環境の改善整備は随時実施します。

4. 計画の達成状況を評価する指標

本計画の達成状況を把握するため、次のとおり評価指標と目標値を設定します。

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
指標1 公共交通の 年間利用者数	325,681人/年	266,000人/年
考え方 アフターコロナにおける生活様式の変化や人口減少を考慮すると、現在の利用を維持していくことは厳しい状況ですが、地域住民への利用促進施策や乗合タクシー運行区域の拡大とオンデマンド化の推進により利用の減少を最小限にとどめます。		
データの取得方法		
＜民間路線バス＞ バス事業者保有系統別データ（集計期間は10月～9月）		
＜生活福祉バス＞ 運行事業者実績報告（集計期間は4月～3月）		
＜乗合タクシー＞ 運行事業者実績報告（集計期間は4月～3月）		
指標2 公共交通の 収支率	33.3%	35%
考え方 利用者の減少や運行経費の上昇を見据えた交通再編により、交通資源の適正配分に努め、公共交通全体としての利便性を確保しつつ、現行の収支バランスの見直しに努めます。		
※収支率＝経常収益（補助金は含まない）／経常費用		
データの取得方法		
＜民間路線バス＞ バス事業者保有系統別データ（集計期間は10月～9月）		
＜生活福祉バス＞ 運行事業者実績報告・市決算報告（集計期間は4月～3月）		
＜乗合タクシー＞ 運行事業者実績報告・市決算報告（集計期間は4月～3月）		
指標3 市の公共交通 関連財政支出	2億9,319万円/年	2億9,000万円/年
考え方 前述の収支バランスを見直しつつ、財政支出も現状の維持に努めます。		
データの取得方法		
・公共交通関連会計決算報告書		
指標4 公共交通 による 人口カバー率	89.3%	98%
考え方 乗合タクシー運行区域の拡大により、交通空白地域の削減を図ります。		
データの取得方法		
・R2、R7 国勢調査に基づくメッシュ人口から算出		

5. 事業の進捗管理・評価と事業実施スケジュール

5-1 事業の進捗管理・評価

目標の達成に向けて、住民・交通事業者・行政及びその他関係機関が課題を共有するとともに、本市の公共交通がまちづくりと運動し、住民生活を支えるシステムとして確立するように事業を推進します。

事業の実施にあたっては、地域公共交通を取り巻く情勢変化（利用者層、利用ニーズ、技術革新、運行事業者等）に柔軟に対応する必要があります。このため、各事業の実施においては Plan（事業の詳細計画）・Do（実施）・Check（評価）・Act（改善点の抽出）による PDCA サイクルを導入し、高梁市地域公共交通会議において適宜見直しを行い、より良い取組となるよう改善します。具体的には、それぞれの事業の詳細計画立案及び評価指標を各事業の開始の際に設定し（Plan）、それに向けた取組の実施（Do）、事業実施以降の毎年度、その取組について目標に対する達成度や新たに生じた課題・問題点の整理を行い（Check）、改善点の抽出により次年度の取組につなげていきます（Act）。

また、本計画全体に関しても、計画の中間年次、最終年次に目標指標に対する評価を行い、適宜計画全体の見直しを行います。

長期的な事業進捗管理、評価スケジュール

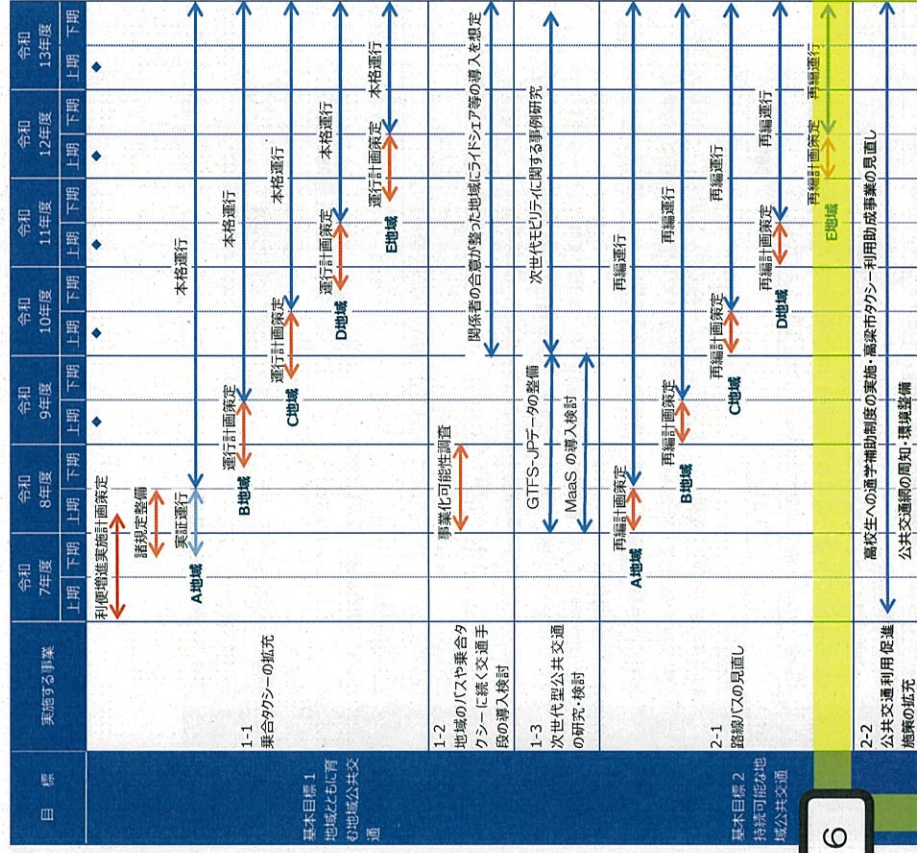
	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
事業実施														
目標達成状況の評価														
事業実施状況の評価														
改善・反映														

15

年間単位の進捗管理、評価スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事業の実施												
Do：事業の実施												
Act：改善・反映												
Plan：次年度実施事業の検討												
Check：目標達成状況と事業実施状況の評価												
高梁市地域公共交通会議												

5-2 事業実施スケジュール



資料

高梁市地域公共交通会議設置要綱

平成18年11月7日
告示第189号

(趣旨)

第1条 この告示は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保、地域の実情に即した輸送サービスの充実及び旅客の利便の増進に必要な事項を協議するため、並びに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、高梁市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償運送に関する事項
- (3) 計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (4) 計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) その他交通会議が必要と認める事項

第3条 交通会議の構成員は、委員及び専門員とする。

2 委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者について市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の運転手が組織する団体の代表
- (3) 住民の代表
- (4) 利用者の代表
- (5) 市の職員
- (6) 道路管理者
- (7) 鉄道事業者
- (8) 学識経験者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営上必要と認める者

3 前項第4号の選任に当たっては、公募によるものとする。

4 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

- 6 専門員は、国及び県の職員で公共交通に関し専門的な知識を有する者であり、市長が必要と認めた者とす。
- (会長及び副会長)
- 第4条 交通会議に会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (会議)
- 第5条 会議は、会長が招集し議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 3 会議の議決の方法は、委員による全会一致を原則とする。
- 4 前項により難い場合は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 やむを得ない理由により会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができ、この場合において、前2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 6 会長は、必要に応じて委員及び専門員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 7 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障があると会長が認めるときは、この限りでない。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (協議結果の取扱い)
- 第6条 交通会議において協議が整った事項について、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努める。
- (専門部会)
- 第7条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、専門部会をおく。
- 2 専門部会の構成員は、委員の中から会長が選任する。
- 3 専門部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。
- 4 専門部会は、申請内容の事前審査、交通会議の円滑な運営のための方法（関係者の合意に関する部分を除く。）の審査を行い、専門部会において審査した事項に関し交通会議に報告する。
- (報酬等)
- 第8条 委員の報酬及び費用弁償は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關する条例（平成16年高梁市条例第35号）の定めるところによる。
- (事務局)
- 第9条 交通会議の事務局を高梁市市民生活都市民課に置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (財務に関する事項)

- 第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (監査)
- 第11条 交通会議に監査委員を2人置く。
- 2 交通会議の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- (交通会議が解散した場合の措置)
- 第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であつた者がこれを清算する。
- (その他)
- 第13条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月19日告示第51号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月17日告示第27号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年8月19日告示第240号)

この告示は、平成21年8月19日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第106号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月30日告示第160号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年8月23日告示第154号)

この告示は、平成29年8月25日から施行する。

附 則(令和2年11月25日告示第286号)

この告示は、令和2年11月27日から施行する。

附 則(令和6年3月25日告示第48号)

この告示は、公布の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則(令和6年11月26日告示第144号)

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

高梁市地域公共交通会議構成員名簿

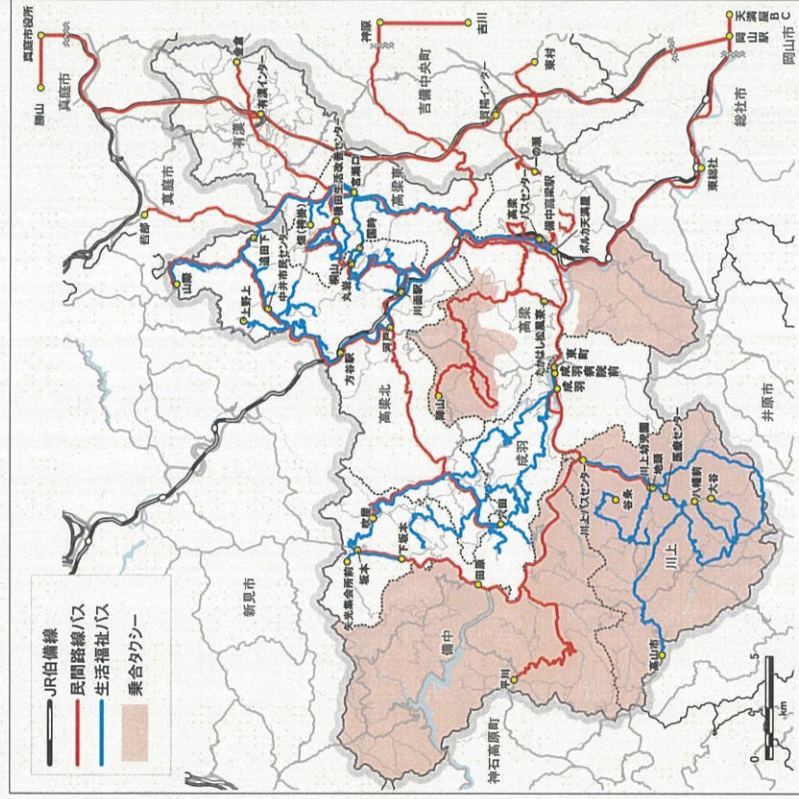
18
任期はR7年8月24日
までです。

区 分	所 属	役 職	氏 名	備考
第3条第2項第1号	備北バス株式会社	代表取締役	政 森 毅	
	中鉄北部バス株式会社	営業部部長代理	清 水 亨	
" 第2号	備北タクシー株式会社	代表取締役	小野伸一郎	
	私鉄中国地方労働組合 備北バス支部	執行委員長	植 田 寿 行	
	高梁地域まちづくり協議会	会長	丸 山 英 明	
	有漢地域まちづくり協議会	会長	樋 木 哲 夫	副会長
" 第3号	成羽地域まちづくり協議会	副会長	東 健 次	
	川上地域まちづくり協議会	会長	山 本 榮 三	
	備中地域まちづくり協議会	会長	岡 崎 重 登	
	高梁市 民生委員児童委員協議会		湯浅美登里	
" 第4号	公募		鳴 川 忠 男	
	公募		清水美保子	
" 第5号	市職員	政策監	内 田 弘 樹	会長
" 第6号	岡山県備中県民局建設部 高梁地域維持補修課	課長	柴 田 昇	
" 第7号	西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部岡山支社	地域交通課長	梶 折 太 介	
" 第8号	岡山大学術研究院 環境生命自然科学学域	教授	橋 本 成 仁	
第3条第6項	中国運輸局岡山運輸支局	首席運輸企画専門官	吉 田 奈 美	専門員
	岡山県県民生活部 県民生活交通課	副参事	原 弘 好	専門員
	岡山県高梁警察署交通課	課長	河 合 利 隆	専門員

発 行：高梁市
発行年月：令和7年3月
編 集：高梁市市民生活部市民課
(高梁市地域公共交通会議事務局)

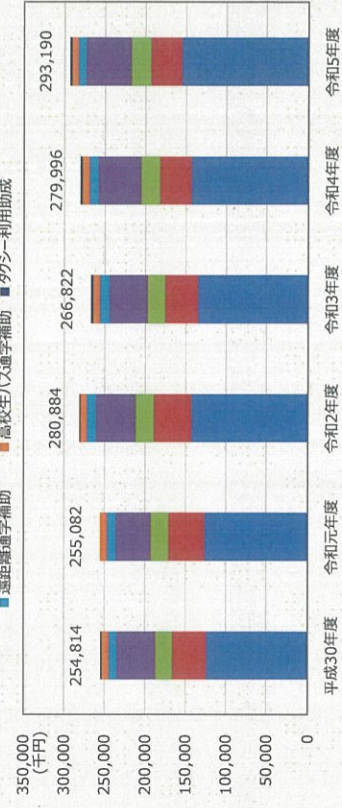
高梁市地域公共交通計画（概要版）

I. 地域公共交通の現状



▲高梁市地域公共交通網

民間路線バス補助金 生活福祉バス 乗合タクシー
遠距離通学補助 高校生バス通学補助 タクシー利用助成



▲公共交通関連財政支出額の推移

令和7年3月

高梁市

Ⅱ. 計画の理念・目標・実施する事業

基本理念

地域をつなぎ、未来につなぐ地域公共交通

人と人とのつながり、自然や歴史、文化等とのつながりを大切に、心豊かに暮らせるまちづくりに向けて、これを支える持続可能な地域公共交通を目指します。

1. 施策体系

目 標	実施する事業	事業概要
基本目標 1. 地域とともに育む 地域公共交通	1-1 乗合タクシーの拡充	● 運行区域の拡大 ● オンデマンド運行 ¹ の導入 ● タクシーと乗合タクシーの併用運行へ転換 ● 定額運賃から距離制運賃へ変更 ● 利便増進実施計画の策定 ● 運行規程等の整備 ● 曜日運行の生活福祉バスの廃止
	1-2 地域のバスや乗合タクシーに続く交通手段の導入検討	● 事業化可能性調査 ● 自家用有償旅客運送の活用 ● 運行実施計画の策定
	1-3 次世代型公共交通の研究・検討	● GIFS-JP データの整備 ● 次世代モビリティに関する事例研究 ● MaaSの導入検討
基本目標 2. 持続可能な地域 公共交通	2-1 路線バスの見直し	● 路線バスの再編 ● 学校再編による路線バスの活用 ● スクールバス等運行委託先の確保
	2-2 公共交通利用促進施策の拡充	● 通学支援制度の拡充 ● 公共交通網の周知・環境整備 ● 高梁市タクシー利用助成事業の見直し

地域公共交通網整備のイメージ

- ◆ 広域幹線・地域幹線
・通勤・通学利用の利便性向上
・需要に応じた交通資源の適正配分
- ◆ 乗合タクシー
・交通空白地を解消
・運行路線：オンデマンド型区域運行



▲ 地域公共交通網整備イメージ

¹ オンデマンド運行：本計画におけるオンデマンド運行とは、運行ダイヤを設定せず、一般のタクシーのように運行日の運行時間内であれば、何時でも電話で呼ぶことができる運行体制の整備を目指すものです。なお、一般のタクシーと同様に利用申し込み時に空車があれば、空車が出るまで待つ必要があります。

2. 実施する事業

施策体系に示した各事業の詳細は以下の通りです。

基本目標1. 地域とともに育む地域公共交通

事業 1-1 乗合タクシーの拡充

【事業の内容】

- ◆ 運行区域の拡大・見直し
 - ▶ 乗合タクシーが運行していない地域へ地域の実情に応じて導入を検討していきます。
 - ▶ 既に導入を行っている嵯峨中地域・川上地域においても運用の見直しを検討します。
 - ▶ 未導入地域においては運行区域を新たに検討します。
 - ▶ 高梁地域の一部で運行している玉川乗合タクシーと松原乗合タクシーについては、高梁地域のその他の地域への導入に合わせて、再編を行います。
 - ▶ 運行区域の拡大とともに、効率的かつ迅速な送迎の観点から必要に応じて車両待機場所を確保・整備します。
- ◆ オンデマンド運行の導入
 - ▶ 定時運行から運行日の運行時間内であれば、タクシーと同様にいつでも乗合タクシーを呼べる(利用できる) オンデマンド運行に切り替え、待ち時間の縮小を図ります。
 - ▶ 現行の乗合タクシーについては、タクシー事業者の受託体制その他の諸条件が整った時点で導入を進めます。
- ◆ タクシー車両を活用したタクシーと乗合タクシーの併用運行の検討
 - ▶ 交通資源の効率的運用の観点からタクシー事業者と調整を図りながら、地域の実情(エリアやダイヤ)に応じてタクシー車両を活用した乗合タクシー(タクシーと乗合タクシーの併用運行)の運用を検討します。
 - ※ 現行の乗合タクシー(道路運送法4条集合)から同法78条事業者協力型自家用有償運送に変更
 - ▶ タクシーとの併用運行により、平日の運行日の拡大を検討します。
 - ▶ タクシーとの併用運行により、乗合タクシー運行委託料を借上げ委託料から実績払い方式(タクシー運賃相当額)へ転換し、タクシー料金を上回る運行経費の低減を図ります。
 - ▶ タクシーとの併用運行に伴い配車システムを導入し、乗合タクシーの運行状況(車両・日時・利用者名・運賃・委託料等)を電子データとして記録し、事業者、乗務員の負担を軽減するとともに、集計・分析作業等の効率化を図ります。
- ◆ 定額運賃から距離制運賃へ変更
 - 利用区間により300円、500円、700円の一律料金から距離制運賃(タクシー料金の1/2～1/3程度を想定)への転換など、利用者の負担を再検討します。
- ◆ 利便増進実施計画の策定
 - 乗合タクシーの拡充にあたっての詳細な実施については、交通事業者と調整を図りながら詰めるとともに、利便増進実施計画としてまとめます。

◆ 運行規程等の整備

オンデマンド型乗合タクシーは、利用区間や利用時間帯の制限はありますが、一般のタクシーに近い運行となるため、利用者だけでなく、タクシー事業者、乗務員の誤認も危惧されます。そのため、タクシー事業者間、乗務員間でサービスや対応に差異が生じないように市として運行規程、運行管理規程、乗務員服務規程、利用者マニュアル等を整備し、周知の徹底を図ります。

◆ 曜日運行の生活福祉バスを廃止

オンデマンド型乗合タクシーの運行に合わせて、当該地域の曜日運行の生活福祉バスは、原則廃止します。

事業 1-2 地域のバスや乗合タクシーに続く交通手段の導入検討

【事業の内容】

◆ 事業化可能性調査

- ▶ オンデマンド型乗合タクシーの補完を前提に乗合タクシー運行委託事業者と公共ライドシェアに関する必要条件（運転者講習・各種保険・管理運営方法・責任分担・リスク管理等）や対象とする地域・利用範囲について協議し、整理します。
- ▶ 必要条件を満たすための初期費用、運営費用を試算し、乗合タクシー運行委託事業者と役割・費用・責任分担を踏まえてライドシェア管理運営委託費、ライドシェアドライバー報酬等を協議し、整理します。
- ▶ 想定する対象地域において、ライドシェアドライバー・車両に関する具体的な設定条件（案）を提示したヒアリング調査・アンケート調査を実施し、事業の要となるドライバー確保の可能性を探り、乗合タクシー乗務員が不足する、または不足が予想される地域において、住民説明会を実施し、ライドシェアドライバーの募集を想定します。

◆ 自家用有償旅客運送の活用

「交通空白地有償運送」や「福祉有償運送」により、民間事業者では対応の難しい地域等において、移動手段を確保することを含め、持続可能な手法を探ります。

◆ 運行実施計画の策定

乗合タクシー運行委託事業者等と調整を図り、運行実施計画を策定するとともに、乗合タクシー運行管理規程等をベースに、ライドシェア等の運行管理規程、乗務員服務規程等を整備します。

事業 1-3 次世代型公共交通の研究・検討

【事業の内容】

◆ GTFS-JP データの整備

中高生等若年利用者やインバウンド観光客、今後より増加していくインターネットを使い慣れた高齢者など、様々な利用者層の利便性を向上するため、乗換案内サービスや Google マップなどを活用し、インターネット上で経路検索ができるよう、路線バスの GTFS-JP データの整備を進めます。

◆ 次世代モビリティに関する事例研究

次世代モビリティに関する技術開発の現状や各地での導入事例の研究を進めるとともに、地域づくりに必要な地域資源（人・物）の移動コスト削減や一元管理の視点から、必要なシステム等の導入を検討していきます。

◆ MaaS の導入検討

市内住者が鉄道やバスを乗り継いで市外の目的地へ行く、鉄道を使って来訪した観光客が二交通に乗り換えて市内を回遊するなど、複数の移動手段を組み合わせて利用する際に一括して検索、予約、決済を行うことができる MaaS プラットフォームの導入を検討します。

基本目標2. 持続可能な地域公共交通

事業 2-1 路線バスの見直し

【事業の内容】

◆ 路線バスの再編

- ▶ 生活福祉バスは、バス事業者へ運行を委託しています。そのため、民間路線バスと生活福祉バスを一体的に捉え、乗務員不足の解消、長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制に向けて、バス事業者と調整を図りながら路線を再編します。
- ▶ 乗合タクシーの拡充に伴い、路線バスの通院・買い物利用の多くは、乗合タクシーで補完できます。そのため、路線バスは主に通勤・通学利用を対象に、利用実態を詳細に把握した上で、利便性を考慮して再編を進めます。

◆ 学校再編による路線バスの活用

生活福祉バスのうち、川上地域と成羽地域の宇治線は通学利用がほとんどを占めています。また、路線バスにおいても通学利用がほとんどを占める路線がいくつかあります。通学利用者の利便性の向上及び効率的運行の観点から運行事業者、教育委員会、小中学校と調整を図りながら路線バスを登下校で活用できるよう検討します。

◆ スクールバス等運行委託先の確保

スクールバスや生活福祉バスの運行委託要件等を見直すとともに、運行管理規程、乗務員服務規程、利用者マニュアル等の整備など安全運行管理体制を整え、バス事業者に代わる新たな運行委託先の確保に努め、バス事業者の乗務員不足の緩和を図ります。

事業 2-2 公共交通利用促進施策の拡充

【事業の内容】

◆ 通学支援制度の拡充

- ▶ 高梁市高校生バス通学費補助金制度を拡充します。
- ▶ 高校生通学費補助金制度として、JF 通学定期考への適用拡充を検討します。
- ▶ 高校生バス通学費補助金制度は、市内在住者を対象としています。一部の路線については、市内の高校に通学する市外在住者への適用拡大を図ります。

- 片道通学定期券について、路線バス事業者と調整を図り、導入に努めます。
- ◆ 公共交通網の周知・環境整備
 - 市ホームページや毎年発行を行う「高梁市公共交通時刻表」において、JR や路線バス等の時刻や運賃を周知します。
 - 公共交通の運行や利用、収支についての説明を各地域や市ホームページにおいて行います。
 - 路線バスの運行スケジュールを見直し、利用者のニーズ（例えば、通勤時間帯や学校の始業・終業時間に合わせたダイヤの調整や、主要な施設（病院、商業施設、観光地など）へのアクセスを強化）に応じたサービスを運行事業者とともに検討します。
 - 高梁市における公共交通の中心乗降場所である高梁バスターミナルについて、利用者の利便性に配慮した整備を運行事業者と進めます。
- ◆ 高梁市タクシー利用助成事業の見直し
 - 公共交通再編の状況に応じ、高梁市タクシー利用助成の地域・助成額等の見直しを行います。

計画の達成状況を評価する指標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和12年度）
指標1 公共交通の年間利用者数	325,681人／年	266,000人／年
考え方 アフターコロナにおける生活様式の変化や人口減少を考慮すると、現在の利用を維持していくことは厳しい状況ですが、地域住民への利用促進施策や乗合タクシー運行区域の拡大とオンデマンドの推進により利用の減少を最小限にとどめます。		
データの取得方法 ＜民間路線バス＞バス事業者保有系統別データ（集計期間は10月～9月） ＜生活福祉バス＞運行事業者実績報告（集計期間は4月～3月） ＜乗合タクシー＞運行事業者実績報告（集計期間は4月～3月）		
指標2 公共交通の収支率	33.3%	35%
考え方 利用者の減少や運行経費の上昇を見据えた交通再編により、交通資源の適正配分に努め、公共交通全体としての利便性を確保しつつ、現行の収支バランスの見直しに努めます。 ※収支率＝経常収益（補助金は含まない）／経常費用		
データの取得方法 ＜民間路線バス＞バス事業者保有系統別データ（集計期間は10月～9月） ＜生活福祉バス＞運行事業者実績報告・市決算報告（集計期間は4月～3月） ＜乗合タクシー＞運行事業者実績報告・市決算報告（集計期間は4月～3月）		
指標3 市の公共交通関連財政支出	2億9,319万円／年	2億9,000万円／年
考え方 前述の収支バランスを見直しつつ、財政支出も現状の維持に努めます。		
データの取得方法 ・公共交通関連会計決算報告書		
指標4 公共交通による人口カバー率	89.3%	98%
考え方 乗合タクシー運行区域の拡大により、交通空白地域の削減を図ります。		
データの取得方法 ・R2、R7 国勢調査に基づくメッシュ人口から算出		

発行：高梁市
発行年月：令和7年3月
編集：高梁市市民生活部市民課
（高梁市地域公共交通会議事務局）

地域公共交通計画（地域公共交通確保維持事業）変更認定申請について

- 令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正と合わせる形で、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けが補助要件化（計画制度と補助制度の連動化）されています。
- 補助事業の活用のために、補助系統の地域における位置付けや補助事業活用の必要性等について、地域公共交通計画（第2次高梁市地域公共交通網形成計画）に記載をしたところがあります。
- 令和7年度の下記対象路線における地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）を国へ申請（令和6年6月28日）するにあたり、令和6年度第2回高梁市地域公共交通会議（令和6年6月25日書面決議として開催）において認定申請の承認及び意見の反映を行ったところがあります。
- 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）は10月～9月までが期間であり、令和7年度補助は、「第2次高梁市地域公共交通網形成計画」が有効である令和7年3月まで有効であり、以降令和7年4月～9月分については「高梁市地域公共交通計画」に同様の内容を記載し、今回の公共交通会議にて承認をいただき、再度変更申請を提出する必要があります。
- なお、幹線系統を通過する関係市町村に対し、協議会の協議結果を事後共有します。

<高梁市における対象路線>※高梁市地域公共交通計画P15～P17参照

運行系統名		起点	主な経由地	終点	運送事業者	R6地域間幹線系統補助額（国・県補助額）	R6高梁市補助見込額
皆部	高梁駅	塩坪	備北バス（株）	皆部		国 1,121 県 1,121	12,737
	吉川	高梁駅				国 3,066.5 県 3,066.5	
岡山	地頭	古町	備北バス（株）	岡山		国 5,728 県 5,728	6,438
	地頭	古町				国 3,374.5 県 3,374.5	
(高)勝山	天満屋B	賀陽IC	中鉄北部バス（株）※R2開始	勝山		国 10,021 県 10,021	0

第2次高梁市地域公共交通網形成計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度（令和7年3月）までとなり、補助対象期間に満たない期間が6月あります。令和7年4月以降の次期計画については、計画期間満了日までに策定することを確認し、認定申請いたします。

記

参考資料

国土交通大臣 殿

写

令和6年6月28日

氏名又は名称 高梁市地域公共交通会議
住 所 岡山県高梁市松原通 2043
代表者氏名 会長 丹正 鎮夫

理由書

本年度申請する地域公共交通計画の認定の申請において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条に規定する地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない期間が6月以下である理由については下記のとおりです。



令和 7 年 3 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 高梁市地域公共交通会議
住 所 岡山県高梁市松原通 2043
代 表 者 氏 名 会長 内田 弘樹

地域公共交通計画変更認定申請書

国土交通大臣より認定された地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

- ☐ 変更日
令和 7 年 4 月 1 日
- ☐ 変更箇所
地域公共交通計画の新計画策定
- ☐ 変更理由
現行の地域公共交通計画が期間満了となるため

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

高梁市地域公共交通計画（案）

目次

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の区域	1
3.	計画の期間	1
第2章	地域の現状	2
1.	位置・地勢	2
2.	人口・世帯	3
3.	通勤・通学流動	5
4.	移動目的地となる施設の分布	6
第3章	まちづくりの方向性	8
1.	上位計画	8
2.	関連計画	10
第4章	地域公共交通の現状	13
1.	公共交通体系	13
2.	タクシー・スクールバス	22
3.	公共交通利用に関する補助	24
4.	公共交通関連財政支出	25
5.	第2次高梁市地域公共交通網形成計画の進捗状況	26
第5章	地域公共交通に関する住民意識調査	28
1.	調査概要	28
2.	調査結果	29
第6章	地域公共交通の課題と計画の理念・目標	36
1.	地域公共交通の課題	36
2.	計画の基本理念	39
3.	計画の基本目標	40
第7章	計画の目標を達成するために実施する事業	41
1.	施策体系	41
2.	地域公共交通の位置づけと確保・維持の方向性	42
3.	実施する事業	44
4.	計画の達成状況を評価する指標	54
5.	事業の進捗管理・評価と事業実施スケジュール	55
	資料	57
	高梁市地域公共交通会議設置要綱	57
	高梁市地域公共交通会議構成員名簿	60

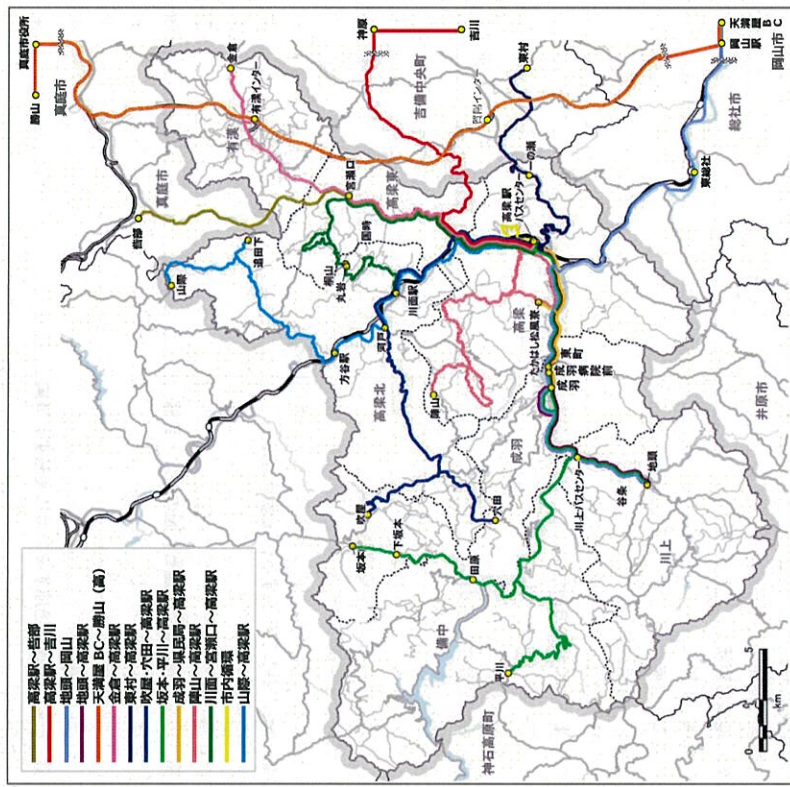
令和7年3月

高梁市

第1章 はじめに

1-2 民間路線バス

- 民間路線バスは、備北バス25系統と中鉄北部バス1系統の計26系統あり、このうちの7系統（備北バス6系統、中鉄北部バス1系統）は、近隣市町と結んでいます。
- 5系統が幹線補助（国庫補助）を受けています。
- 年間利用者数は、コロナ禍の影響を受けて令和3年度には約304,500人（平成30年度比22%減）まで減少しましたが、令和5年度には約316,000人（平成30年度比19%減）まで回復しています。



▲ 民間路線バス網

1. 計画策定の趣旨

人口減少や少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式が変化し、全国的に地域公共交通を取り巻く環境は年々厳しさを増していますが、学生や車を持たない高齢者にとって、地域公共交通の維持・確保は必要不可欠です。

また、移動ニーズの多様化により求められるサービスも様々である一方、公共交通サービスの担い手も構造的に不足しているため、今の時代に合った本市の地域公共交通の在り方を模索していく必要があります。

令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地域の輸送資源を総動員し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする「地域公共交通計画」（法定計画）の策定が地方公共団体の努力義務となりました。さらに、令和5年の改正では、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の連携・協働による「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを「リ・デザイン」（再構築）する必要性が示されました。

こうしたことを受け、高梁市では、本市を取り巻く社会状況の変化や地域公共交通の課題を把握し、市民の移動手段を維持・確保するとともに、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、高梁市地域公共交通計画を策定します。

2. 計画の区域

高梁市全域とします。

3. 計画の期間

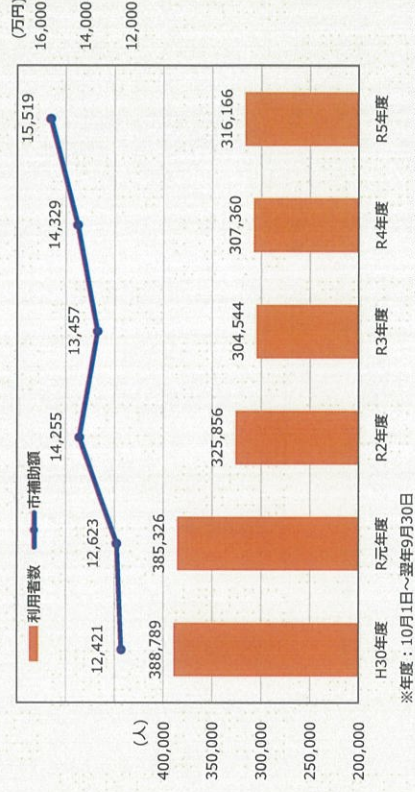
令和7年4月～令和14年3月までの7年間とします。

▼補助系統に関わる事業及び実施主体

区分・補助事業	系統名	起点	経路	終点	事業許可区分	運行形態	実施主体	役割	確保維持策
生活交通路線（幹線補助）	告部	高梁駅	塩坪	告部	4条集合	路線定期運行	交通事業者	次ページ参照	* 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保 * 地域公共交通確保維持事業（幹線補助）を活用し、持続可能な運行を行う
	吉川	高梁駅	リハビ	吉川					
	岡山	山地	頭古	町岡					
	地頭	地頭	頭古	町高梁					
	(高)勝山	天満屋	BC	賢陽IC					
	金倉	金倉	有漢IC	高梁駅					
	神原	神原	新	町高梁					
	東村	東村	大	町高梁					
	吹屋	吹屋	川	面高梁					
	平川	平川	古	町高梁					
市道路線（高梁市道補助）	大和	大和	坂	本高梁	4条集合	路線定期運行	交通事業者	市内各地域を運行し、軸となる地域拠点（主に高梁バスセンター・各地域庁・病院）に接続する。	* 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保 * 運行にかかる費用総額のうち、経常収益および他補助を運行経費から差し引いた差額分を高梁市が補助金として運行事業者へ負担することとする
	有漢インター	高梁駅	川関口	有漢IC					
	坂本	坂本	成	羽高梁					
	方谷	谷山	花	本川面					
	穴田	田穴	川	面高梁					
	穴田	田穴	密	尾高梁					
	穴田	田字	治	ヒキ谷穴					
	成羽	成羽	局	高梁					
	陣山	陣山	三本	高梁					
	陣山	陣山	井	高梁					
市内循環	八石	丸	岩	八	4条集合	路線定期運行	交通事業者	市内各地域を運行し、軸となる地域拠点（主に高梁バスセンター・各地域庁・病院）に接続する。	* 交通事業者と協議の上、一定以上の運行水準を確保 * 運行にかかる費用総額のうち、経常収益および他補助を運行経費から差し引いた差額分を高梁市が補助金として運行事業者へ負担することとする
	市内循環	高梁	吉備	国大					
	山際	山際	川	面高梁					
	丸岩	丸岩	祇	園高梁					
	丸岩	丸岩	祇	園高梁					
	川合	川合	成	羽高梁					

▼幹線補助系統の役割

運行系統名	役割
告部	真庭市(旧北鷹町地域)及び高梁市巨瀬町・津川町・有漢町各地域における、主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者や学生の通学(高梁・高梁城南高等学校・高梁東中学校)・通院・買い物といった、生活を営む為に必要な路線である。
吉川	吉備中央町(旧賀陽町地域)及び高梁市津川町地域における、主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者や学生の通学(高梁・高梁城南高等学校)・通院・買い物といった、生活を営む為に必要な路線である。
岡山	高梁市西部地域である成羽町・川上町・備中町住民の主に自動車運転免許証を持たない交通弱者である高齢者の通院・買い物(総社市や岡山市方面)といった、生活を営む為に必要な路線である。
地頭	高梁市内の最重要幹線であり、高梁市西部地域である成羽町・川上町住民の通院・通学(高梁・高梁城南高等学校)・通院・買物を主とし、生活を営む為に必要な路線である。
(高)勝山	高梁市北東部(主に高梁市松山、有漢町)における住民の岡山市内病院への通院、買い物等の利用のため必要な路線である。



資料：備北バス株式会社・中鉄北部バス株式会社

▲年間利用者数の推移

▼第2次高梁市地域公共交通網形成計画の数値目標達成状況

基本方針	評価指標	現在値	具体的な内容	目標値	現在値	達成度
公共交通に対する財政支出 高齢者などの交通弱者の移動手段確保 地域公共交通サービスに関する満足度	公共交通に係る年間経費の抑制	254,752千円	→	203,000千円	293,190千円 (R5年度) コロナ禍により、路線バス補助金等が増加し、H30年比20%削減目標に対し、反対に15%増	B
	タクシーを利用した移動手段の構築及び利用促進	→	→	→	4地域 (R6年10月現在)	B
	乗合タクシー・4地域 → 5地域	→	→	→	乗合タクシーの区域拡大からタクシー利用助成制度の導入へ転換しよりH30年比増減なし	B
	アンケート調査による「高梁市の地域公共交通全般への満足度」の5段階評価の平均点	3.09	→	3.30	2.95 (R6年9月アンケート調査)	B
	→	→	→	→	高齢者を中心にドアツードアを求める声も多く、満足度は悪化 (目標値を0.35ポイント下回る)	B
まちの魅力を高め、人々の交流を促す公共交通						
市街地循環線の利用 沿線施設等と連携した公共交通の活用 観光施設と連携した公共交通の魅力高める取り組み	市街地循環線の年間利用者数	27,095人	→	27,000人	18,548人 (R5年度) コロナ禍により、目標値を約8,500人(31%)下回る	B
	医療機関や商業施設と連携した公共交通の活用事例	1件	→	3件	1件 (R6年10月現在)	C
	観光施設と連携した公共交通の活用事例	4件	→	4件	民間商業施設とバス事業者が連携し、1路線2系新を運行中	A
	観光施設と連携した公共交通の魅力高める取り組み	4件	→	4件	吹屋地区にグリーン・モビリティを導入 (R6年4月)	A
協働による公共交通の維持・発展						
公共交通に関する住民との情報・意見交換 バスや乗合タクシーを利用したいと思う人の割合 公共交通の利用者数	住民意見交換会等の開催回数	年間12回	→	年間15回	1回 (令和2年度～5年度平均) コロナ禍による開催自粛により、未達成	C
	住民アンケート調査におけるバスや乗合タクシーなどの公共交通を利用したいと思う人の割合	54.7%	→	60.0%	56.6% (令和6年9月アンケート調査) 前回 (R2年) を1.9ポイント上回るも、目標値を3.4ポイント下回る	B
	路線バス、生活福祉バス・乗合タクシーの利用者数	142.6人	→	140人	111人 (R5年度路線バス) 目標値を29人(21%)下回る	B
	公共交通の利用者数	13,393人	→	13,000人	9,503人 (R5年度生活福祉バス・乗合タクシー) 目標値を約3,500人(27%)下回る	B
公共交通の収支等	収支率の改善 (路線バス・生活福祉バス) または1人当たりの経費の改善	36.3%	→	36.3%	34.4% (R5年度路線バス) 目標値を1.9ポイント下回る	B
	生活福祉バスの収支率	4.1%	→	4.5%	4.7% (R5年度生活福祉バス) 路線の見直しにより目標値を0.2ポイント上回る	A
	乗合タクシーの1人あたりの経費	4,890円	→	4,500円	5,995円 (R5年度乗合タクシー) H30年比390円(8%)減目標に対し、反対に1,105円(22%)増	B
	公共交通の収支率等	→	→	→	→	→

(注) 路線バス日輸送量：乗客密度に日平均運行回数を乗じた数値であり、乗客の利用者数でありません。

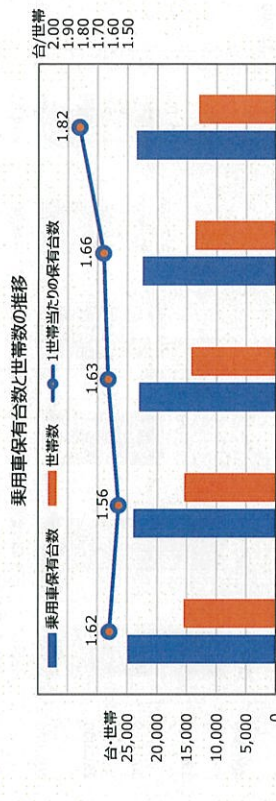
(注) 達成度について：A：目標が適切に達成できた B：目標が達成できなかった C：目標に至る事業が実施できなかった

第6章 地域公共交通の課題と計画の理念・目標

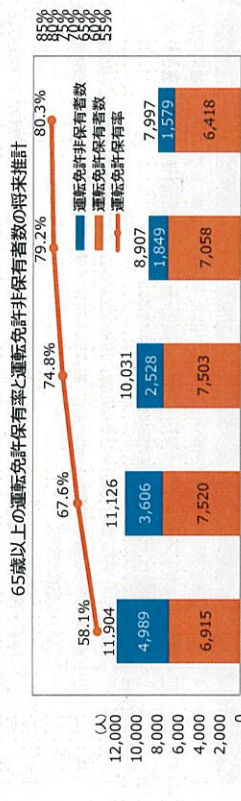
1. 地域公共交通の課題

1-1 公共交通利用者の減少を見据えた交通再編

- 本市における世帯数と乗用車保有台数を比較すると、減少傾向の世帯数に対して、令和2年度の乗用車保有台数は増加(1世帯当たりの乗用車保有台数1.82台)となっており、自動車交通への依存度が高まりつつあります。

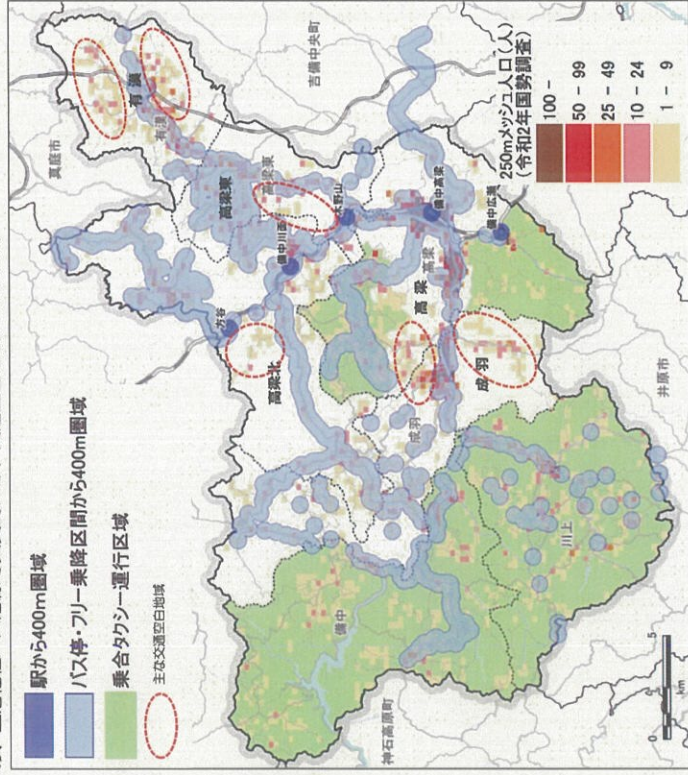


- 本市の場合、主な公共交通の利用者は通学利用の小学生や高校生、運転免許を持たない高齢者ですが、特に年少人口は令和2年から10年間で40%減少する見込みであり、利用者の減少が見込まれます。
- 生活福祉バスや乗合タクシーの主な利用者層である高齢者数は、令和2年からの10年間で14%減少すると推計されますが、実質的な利用者層である独り暮らしやタクシーに乗り降りでき、かつ運転免許を持っていない高齢者は、運転免許保有率の上昇や高齢化により、令和2年から10年間で半減すると予想されています。
- 持続可能な公共交通網の形成には、公共交通利用者層の減少を見据えた交通再編が必要です。



1-2 交通空白地域の削減

- 本市では、駅・バス停留所から半径 400m 圏外を公共交通空白地域と定義しており、主な公共交通空白地域は、有漢地域、成羽地域、高梁地域周辺部に広がっています。
- 250m メッシュ人口から算出した交通空白地域人口は約 3,100 人で、全人口に占める割合は 10.7% となっています。
- 特に有漢地域と成羽地域の交通空白地域人口は、本市の交通空白地域人口の 64% を占めています。
- 高梁北、高梁東地域では、生活福祉バス 8 路線がきめ細かく走っており、交通空白地域は一部に限られています。しかし、生活福祉バスは、7 路線が週 1 日、1 路線が週 2 日しか運行していないとともに、1 日 1 往復のみ運行のため、利用機会はごく限られます。そのため、生活福祉バス沿線も実質的には、交通空白地域といえます。



▲ 交通空白地域
▼ 交通空白地域人口

地	城	高	梁	東	北	高	梁	東	有	漢	成	羽	川	上	備	計
R2国勢人口(a)	14,243人	2,772人	2,001人	1,966人	2,426人	4,071人	4,071人	2,426人	1,593人	29,072人						
250mメッシュ人口(b)	14,248人	2,768人	1,998人	1,964人	2,422人	4,079人	4,079人	2,422人	1,585人	29,064人						
交通空白地域人口(c)	543人	439人	160人	797人	1,164人	0人	0人	0人	0人	3,103人						
c/b	3.8%	15.9%	8.0%	40.6%	28.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.7%						

※交通空白地域：駅、バス停・フリー乗降区間から5400m圏外区域(乗合タクシー運行区域を除く)。

- 一方、高齢者ドライバーによる交通事故が近年多発し、運転免許の自主返納への関心が高まっています。日常的に利用できる公共交通がない地域においては、運転免許を返納したくてもできないのが現状です。
- 運転免許を返納しても安心して暮らせるまちづくりの観点から、交通事業者との連携を図りながら、車を持たない高齢者等が、日常生活に困らないように各地域の実情に応じた移動手段を確保し、交通空白地域の削減を図っていく必要があります。

1-3 乗務員不足への対応

- 民間路線バス事業者やタクシー事業者は、乗務員の確保に努められています。全国的に公共交通サービスの担い手となる乗務員が慢性的に不足している中、国の働き方改革の一環で、2024年4月からの改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の適用により、運行に必要な人員が増え、乗務員不足に拍車がかかる可能性が高く、乗務員不足に陥った減便や路線廃止等が中長期的に続くと考えられます。
- コロナ禍で縮小していた貸切バス需要が急速に増加していますが、民間路線バス事業者は路線バスを維持していくため、貸切バスへ回せる乗務員は少なく、多くの収益機会を逃しています。
- タクシー事業者も将来的には乗務員不足が懸念されています。
- 持続可能な地域公共交通を考えるうえで乗務員は要であり、乗務員の確保は避けて通れない課題です。
- こうした状況を踏まえ、民間路線バス事業者の経営的視点も含めた中長期的な視点に立って路線バスを中心とした地域公共交通の在り方を検討する必要があります。

1-4 公共交通関連財政支出の抑制

- 公共交通利用者層の減少が予想される中、持続可能なサービスを提供するためには、利用者目線で利便性を確保しつつ、交通関連財政支出を抑制していく必要があります。
- 生活福祉バスの利用者の減少により、1人1回当たりの運行経費は、タクシー運賃の2倍以上となっています。
- 地域の実情に応じたサービスの提供と交通資源の適正配分を基本に運行方法等の見直しが必要であり、利用状況を正確に把握することで、需要に見合った財政支出の適正化が必要です。
- 燃料費や人件費の上昇など、運行経費の上昇が避けられない中、それに合わせた運賃の値上げや、サービス水準及び利用量(距離・時間等)に見合った受益者負担も必要です。
- 運賃の値上げ等をする場合は、単に周知するだけでなく、利用者や住民が値上げの妥当性を理解できる情報を合わせて提供するための配慮も必要です。

1-5 公共交通の利用促進

- 公共交通の利用促進には、先ず利用しやすい環境を整える必要があり、次のような観点から既存の公共交通について検討する必要があります。
 - ・ 交通結節点や乗降の多い停留所の待合環境
 - ・ 駅・停留所から主要目的地となる学校・職場・医療機関・商業施設等へのアクセス性
 - ・ 運行車両の乗降容易性
 - ・ 乗務員のホスピタリティ
- 公共交通は「乗って守る」が基本ですが、地域にとって「乗って守りたい」と思う公共交通とはどうあるべきか、あるいは、運転免許を返納しても、安心して暮らせると思える公共交通とはどうあるべきか、運行経費や利用者負担も考慮しながら住民とともに考えていく必要があります。
- 利用促進策の検討にあたっては、全国で取り組まれている様々な移動サービス・利用促進等の情報収集も必要です。
- 公共交通への住民意識を高めるためにも、利用状況や収支状況等の情報を住民に対して十分に周知することが必要です。

2. 計画の基本理念

高梁市総合計画では、「つながり」から創る心豊かなまちづくり」を基本理念とし、地域公共交通に関しては、「利用しやすい効率的な公共交通の維持」「利用促進」を施策の展開方針としています。

人々の暮らしや活動を支える社会基盤として、また、上位・関連計画において求められている役割や地域公共交通の課題を踏まえ、地域づくりの観点から本計画の基本理念を「地域をつなぎ、未来につなぐ地域公共交通」とします。

地域をつなぎ、未来につなぐ地域公共交通

人と人とのつながり、自然や歴史、文化等とのつながりを大切にし、心豊かに暮らせるまちづくりに向けて、これを支える持続可能な地域公共交通を目指します。

3. 計画の基本目標

本市における地域公共交通計画の基本目標を以下の通り設定します。

基本目標 1. 地域とともに育む地域公共交通

誰もがどこでも日常生活に必要な公共交通サービスを享受できる社会基盤として地域公共交通網を構築し、運転免許を返納しても、安心して暮らせるまちを目指します。

◆ 乗合タクシーの拡充

乗合タクシー運行区域を必要な地域へ順次拡大するとともに、オンデマンド化¹を推進します。

◆ 地域のバスや乗合タクシーに続く交通手段の導入検討

オンデマンド型乗合タクシーを補完するものとして、運行事業者での対応が難しい辺縁部地域内の移動利用を中心に公共ライドシェア²の導入を検討します。

◆ 次世代型公共交通の研究・検討

自動運転や予約システム、AI を中心とした次世代型の公共交通の導入(MaaS³等)について研究、情報収集を行います。導入に際しては本市の地勢や公共交通体系に見合うものなのか、十分に検討します。

基本目標 2. 持続可能な地域公共交通

交通資源の適正配分に努め、持続可能な地域公共交通網の構築を目指します。

◆ 路線バスの見直し

路線バスは幹線を中心にその利便性の向上に努めるとともに、乗務員不足、長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制を踏まえ路線を再編します。

◆ 公共交通利用促進施策の拡充

地域公共交通の利用促進を図るため、通学支援制度の拡充や利用可能な交通網の周知拡大に努めます。

¹ オンデマンド化：本計画におけるオンデマンド化とは、運行ダイヤを設定せず、一般のタクシーのように運行日・運行時間内であれば、何時でも電話で呼ぶことができる運行体制の整備を目指すものです。なお、一般のタクシーと同様に利用申し込み時に空車が出れば、空車が出るまで待つ必要がなくなります。

² 公共ライドシェア：ライドシェアとは、個人が自家用車を利用して有償で他人を運ぶ配車サービスのことであり、公共ライドシェアとは、地方自治体が行うライドシェアで、従来から運行されている「自家用有償旅客運送」に該当します。特に公共交通空白地や高齢化地域での移動手段の確保を目的とし、利用者の移動ニーズに応じて運行されています。

³ MaaS (Mobility as a Service)：地域住民や旅行者一人一人のトータル単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる「予約・決済等を一括で行うサービス」であり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。
(出典：国土交通省ホームページ)

第7章 計画の目標を達成するために実施する事業

1. 施策体系

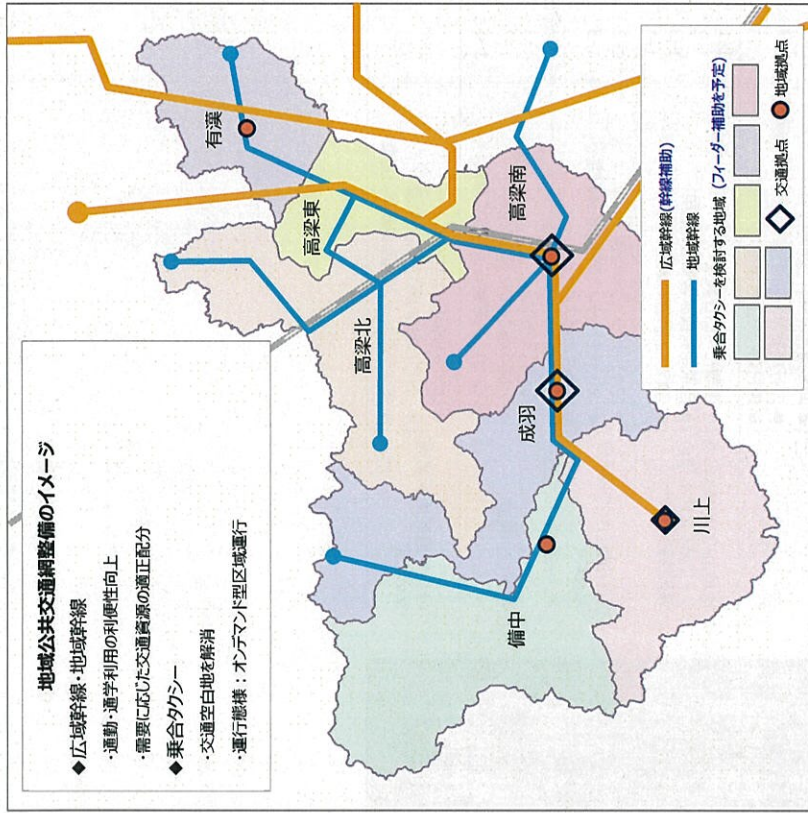
前章で掲げた目標を達成するため、以下に掲げる事業を関係者で実施します。

目 標	実施する事業	事業概要	対応する課題
基本目標 1. 地域とともに育む 地域公共交通	1-1 乗合タクシーの拡充	● 運行区域の拡大 ● オンデマンド運行の導入 ● タクシーと乗合タクシーの併用運行へ転換 ● 定期運賃から距離制運賃へ変更 ● 利便増進実施計画の策定 ● 運行規程等の整備 ● 曜日運行の生活福祉バスの廃止	1-1 1-2 1-3 1-4
		1-2 地域のバスや乗合タクシーに続く交通手段の導入検討	1-1 1-2 1-3 1-4
		1-3 次世代型公共交通の研究・検討	1-2 1-3 1-5
		2-1 路線バスの見直し	1-2 1-3 1-4
	2-2 公共交通利用促進施策の拡充	● 通学支援制度の拡充 ● 公共交通網の周知・環境整備 ● 高梁市タクシー利用助成事業の見直し	1-4 1-5

2. 地域公共交通の位置づけと確保・維持の方向性

本市の公共交通の位置づけ、役割および確保・維持の方向性は次に示すとおりです。

位置づけ	役割	交通手段	確保・維持の方向性
広域幹線	本市と近隣市町を結び、市民生活（通勤・通学、通院・買い物等）での移動を担う幹線交通	JR 西日本（株） 伯備線 備北バス（株） 高梁駅～岩部線 高梁駅～吉川線 地頭～岡山線 地頭～高梁駅線 中鉄北部バス（株） 勝山～岡山線	本市と近隣市町を結ぶ公共交通であり、特に通学において重要な役割を担っています。 路線バスに関しては、民間事業者の経営努力だけでは維持が困難であるため、地域公共交通確保維持改善事業（幹線補助）を活用し、維持・確保に努めます。
地域幹線	市内各地域の拠点間を結びとともに、中心市街地とを結び、市民生活（通勤・通学、通院・買い物等）での移動を担う幹線交通	備北バス（株） 16 系統 ※うち 2 系統は隣接する吉備中央町まで運行 生活福祉バス 5 路線（通学利用）	市民生活、特に通学において重要な役割を担っています。 乗務員不足、乗務員の長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制を踏まえた路線の再編を進め、維持・確保に努めます。
地域支線	集落と市内各地域の拠点や主要施設を結び、地域内での移動を担う支線交通	備北バス（株） 5 系統 生活福祉バス 11 路線（曜日運行） 乗合タクシー 川上ふれあいタクシー 備中ふれあいタクシー 玉川ふれあいタクシー 松原ふれあいタクシー	生活福祉バス（路線定期運行）から乗合タクシー（オンデマンド型区域運行）への転換を進めるとともに、運行区域を市内全域へ拡大し、利便性の向上と潜在需要の掘り起こしを図ります。 市内全域での乗合タクシーの運行は、市単独での維持が困難であるため、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダーシステム確保維持費国庫補助金・車両減価償却費等国庫補助金）を活用し、維持・確保に努めます。



▲地域公共交通網整備イメージ

基本目標2. 持続可能な地域公共交通

事業 2-1 路線バスの見直し

【事業の背景】

- 運行経費の増大
利用者の減少が続く中、人件費、燃料費等の上昇により、運行経費は今後も増加していくものと予想されます。
- 路線の見直し基準
現計画では、4 条路線バスは収支率 30%未満、生活福祉バスは 1 便当たりの利用者数 3 人未満を路線の見直し基準としています。
路線バスの半数近くの路線が収支率 30%未満となっており、生活福祉バスのうち年間運行日数 200 日以上の 5 路線すべてが 1 便当たり 3 人未満となっています。

▼民間路線バス収支率 (令和5年度)

起点	主な経由地	終点	収支率	起点	主な経由地	終点	収支率
高梁駅	坪吉	高梁駅	32.1%	平	川上	高梁駅	17.0%
高梁地	八里	高梁地	46.7%	山	高梁	高梁地	21.3%
高梁地	古	高梁地	39.9%	山	高梁	高梁地	27.5%
高梁地	古	高梁地	47.4%	大	高梁	高梁地	20.6%
高梁地	古	高梁地	16.2%	丸	高梁	高梁地	34.1%
高梁地	古	高梁地	35.8%	高	高梁	高梁地	48.6%
高梁地	古	高梁地	44.8%	山	高梁	高梁地	42.6%
高梁地	古	高梁地	17.6%	丸	高梁	高梁地	47.7%
高梁地	古	高梁地	25.9%	丸	高梁	高梁地	20.5%
高梁地	古	高梁地	10.2%	高	高梁	高梁地	29.3%
高梁地	古	高梁地	33.9%	高	高梁	高梁地	26.6%
高梁地	古	高梁地	48.6%	高	高梁	高梁地	22.6%
高梁地	古	高梁地	32.1%	高	高梁	高梁地	58.4%

※赤字は、収支率30%未満

▼生活福祉バス (曜日運行路線を除く) の1便当たりの利用者数 (令和3年度)

運 行 地 域 成 羽 川 上													
路	線	名	宇	治	線	七	地	正	寺	高	山	市	松
年	間	運	行	日	数	238日	359日	359日	359日	359日	359日	359日	359日
1	便	当	た	り	の	利	用	者	数	0.59人	0.19人	0.41人	0.03人
注	利用者は、一般利用者数 (小学生を除く)												

● 貸切バス等の収益機会の逸失

インバウンド需要を含めた観光需要の急速な回復に合わせ貸切バス需要が拡大しています。しかし、バス事業者は、乗務員不足の中、路線バスの維持のため、貸切バス需要に対応しきれず、結果として多くの収益機会を逸しています。

● 一体的な交通再編

今後の公共交通利用者の減少や運行経費の増大を見据えるとともに、乗務員不足の解消に向け、交通資源の適正配分の観点から、生活福祉バスや路線バスだけでなく、乗合タクシーやスクールバスを含めた一体的な交通再編が必要です。

【事業の内容】

◆ 路線バスの再編

- ▶ 生活福祉バスは、バス事業者へ運行を委託しています。そのため、民間路線バスと生活福祉バスを一体的に捉え、乗務員不足の解消、長時間拘束の削減の観点から乗務員の効率的なシフト体制に向けて、バス事業者と調整を図りながら路線を再編します。
- ▶ 乗合タクシーの拡充に伴い、路線バスの通院・買い物利用の多くは、乗合タクシーで補充できます。そのため、路線バスは主に通勤・通学利用を対象に、利用実態を詳細に把握した上で、利便性を考慮して再編を進めます。

◆ 学校再編による路線バスの活用

生活福祉バスのうち、川上地域と成羽地域の宇治線は通学利用がほとんどを占めています。また、路線バスにおいても通学利用がほとんどを占める路線がいくつかあります。通学利用者の利便性の向上及び効率的運行の観点から運行事業者、教育委員会、小中学校と調整を図りながら路線バスを登下校で活用できるよう検討します。

◆ スクールバス等運行委託先の確保

スクールバスや生活福祉バスの運行委託要件等を見直すとともに、運行管理規程、乗務員服務規程、利用者マニュアル等の整備など安全運行管理体制を整え、バス事業者に代わる新たな運行委託先の確保に努め、バス事業者の乗務員不足の緩和を図ります。

【期待される効果】

通学利用者の利便性の向上（通学に適した運行ダイヤ等）
路線バス乗務員不足の緩和、公共交通関連財政支出の抑制

【実施主体】

高梁市、交通事業者、学校

【実施時期】

オンデマンド型乗合タクシーの導入に合わせて、対象地域ごとに実施します。

事業 2-2 公共交通利用促進施策の拡充

【事業の背景】

- 市では、高校生バス通学費補助金制度により、路線バス通学定期券購入費用の2分の1を補助しています。
- 高校に通学する生徒は、路線バスだけでなくJRも利用しているため、それぞれの公共交通機関に対して利用促進が必要です。
- 登校は保護者等が自家用車送迎、下校は路線バスを利用している生徒がいる一方で、反対に登校は路線バスを利用し、下校は部活動等の関係で保護者等の自家用車送迎の生徒も多くいます。
- 高校生の登下校の利便性を図るため、路線バスやJRへのダイヤ変更等の要望を行っています。

【事業の内容】

◆ 通学支援制度の拡充

- ▶ 高梁市高校生バス通学費補助金制度を拡充します。
- ▶ 高校生通学費補助金制度として、JR通学定期券への適用拡充を検討します。
- ▶ 高校生バス通学費補助金制度は、市内在住者を対象としています。一部の路線については、市内の高校に通学する市外在住者への適用拡大を図ります。
- ▶ 片道通学定期券について、路線バス事業者と調整を図り、導入に努めます。

◆ 公共交通網の周知・環境整備

- ▶ 市ホームページや毎年発行を行う「高梁市公共交通時刻表」において、JRや路線バス等の時刻や運賃を周知します。
- ▶ 公共交通の運行や利用、収支についての説明を各地域や市ホームページにおいて行います。
- ▶ 路線バスの運行スケジュールを見直し、利用者のニーズ（例えば、通勤時間帯や学校の始業・終業時間に合わせたダイヤの調整や、主要な施設（病院、商業施設、観光地など）へのアクセスを強化）に応じたサービスを運行事業者とともに検討します。
- ▶ **高梁市における公共交通の中心乗降場所である高梁バスターミナルやその他のバス停留所、鉄道駅について、利用者の利便性に配慮した環境の改善整備（トイレやベンチ、待合所等）を進めます。**

◆ 高梁市タクシー利用助成事業の見直し

公共交通再編の状況に応じ、高梁市タクシー利用助成の地域・助成額等の見直しを行います。

【期待される効果】

公共交通の利用促進、公共交通関連財政支出の適正化（利用に見合った支出）

【実施主体】

高梁市、交通事業者

【実施時期】

- ▶ 高校生バス通学費補助金制度の拡充及び片道定期券の導入については、関係部局、バス事業者との合意が整えば、令和7年度中に実施します。
- ▶ 公共交通における周知は毎年度実施します。

4. 計画の達成状況を評価する指標

本計画の達成状況を把握するため、次のとおり評価指標と目標値を設定します。

指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)
指標1 公共交通の 年間利用者数	325,681人/年	266,000人/年
考え方 アタローロナにおける生活様式の変化や人口減少を考慮すると、現在の利用を維持していくことは厳しい状況ですが、地域住民への利用促進施策や乗合タクシー運行区域の拡大とオンデマンド化の推進により利用の減少を最小限にとどめます。		
データの取得方法 <民間路線バス> バス事業者保有系統別データ (集計期間は10月～9月) <生活福祉バス> 運行事業者実績報告 (集計期間は4月～3月) <乗合タクシー> 運行事業者実績報告 (集計期間は4月～3月)		
指標2 公共交通の 収支率	33.3%	35%
考え方 利用者の減少や運行経費の上昇を見据えた交通再編により、交通資源の適正配分に努め、公共交通全体としての利便性を確保しつつ、現行の収支バランスの見直しに努めます。 ※収支率 = 経常収益 (補助金は含まない) / 経常費用		
データの取得方法 <民間路線バス> バス事業者保有系統別データ (集計期間は10月～9月) <生活福祉バス> 運行事業者実績報告・市決算報告 (集計期間は4月～3月) <乗合タクシー> 運行事業者実績報告・市決算報告 (集計期間は4月～3月)		
指標3 市の公共交通 関連財政支出	2億9,319万円/年	2億9,000万円/年
考え方 前述の収支バランスを見直しつつ、財政支出も現状の維持に努めます。		
データの取得方法 ・公共交通関連会計決算報告書		
指標4 公共交通 による 人口カバー率	89.3%	98%
考え方 乗合タクシー運行区域の拡大により、交通空白地域の削減を図ります。		
データの取得方法 ・R2、R7 国勢調査に基づくコミュニティ人口から算出		

5. 事業の進捗管理・評価と事業実施スケジュール

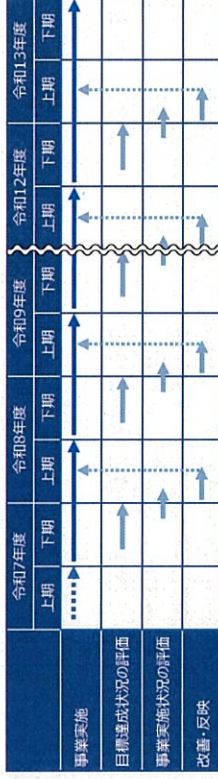
5-1 事業の進捗管理・評価

目標の達成に向けて、住民・交通事業者・行政及びその他関係機関が課題を共有するとともに、本市の公共交通がまちづくりと連動し、住民生活を支えるシステムとして確立するように事業を推進します。

事業の実施にあたっては、地域公共交通を取り巻く情勢変化（利用者層、利用ニーズ、技術革新、運行事業者等）に柔軟に対応する必要があります。このため、各事業の実施においては Plan（事業の詳細計画）・Do（実施）・Check（評価）・Act（改善点の抽出）による PDCA サイクルを導入し、高梁市地域公共交通会議において適宜見直しを行い、より良い取組となるよう改善します。具体的には、それぞれの事業の詳細計画立案及び評価指標を各事業の開始の際に設定し（Plan）、それに向けた取組の実施（Do）、事業実施以降の毎年度、その取組について目標に対する達成度や新たに生じた課題・問題点の整理を行い（Check）、改善点の抽出により次年度の取組につなげていきます（Act）。

また、本計画全体に関しても、計画の中間年次、最終年次に目標指標に対する評価を行い、適宜計画全体の見直しを行います。

長期的な事業進捗管理、評価スケジュール



年間単位の進捗管理、評価スケジュール



5-2 事業実施スケジュール

目 標	実施する事業	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度		令和13年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
基本目標 1 地域とともに育 む地域公共交 通		利便増進実施計画策定 議定書整備 実証運行 A地域													
	1-1 集合タクシーの拡充	運行計画策定 B地域 本格運行 運行計画策定 C地域 本格運行 運行計画策定 D地域 本格運行 運行計画策定 E地域 本格運行													
	1-2 地域のバスや乗合タ クシーに続く交通手 段の導入検討	事業化可能性調査													
	1-3 次世代型公共交通 の研究・検討	関係者の合意が整った地域にライドシェア等の導入を想定 次世代モビリティに関する事例研究 GTF5-JPデータの整備 MaaS の導入検討 再編計画策定 A地域 再編運行 再編計画策定 B地域 再編運行 再編計画策定 C地域 再編運行 再編計画策定 D地域 再編運行 再編計画策定 E地域 再編運行													
基本目標 2 持続可能な地 域公共交通	2-1 路線バスの見直し	再編計画策定 A地域 再編運行 再編計画策定 B地域 再編運行 再編計画策定 C地域 再編運行 再編計画策定 D地域 再編運行 再編計画策定 E地域 再編運行													
	2-2 公共交通利用促進 施策の拡充	高校生への通学補助制度の実施、高森市タクシー利用助成事業の見直し 公共交通機関の周知・環境整備													

※ ◆：利便増進実施計画の更新

添 付 資 料

色づけをしている項目については、
色づけ箇所が当協議会の該当部分

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
人口減少やマイカー利用の増大により公共交通利用者は減少しているものの、運転免許を持たない高齢者や通学生など、いわゆる交通弱者の方々にとって公共交通は必要である。 本事業により、生活交通の確保・維持が困難な地域と広域行政圏の中心市町村又は県庁所在地を結ぶ基幹的なバスシステムの運行を支援することで、通学、通学、通院及び買い物のために必要な移動手段の確保・維持を図る。 事業者は、関係市町村と連携し、これらのシステムを維持するために利用促進、利便性向上及び経費削減等への取組を行っているが、なお、欠損を生じる見込みであるため、地域公共交通確保維持事業による支援を行う必要がある。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
事業者と関係市町村との連携による利用促進や利便性向上への取組、経費削減への取組を行うことにより、 ① 計画期間中、運行を継続し、利用者の利便性を確保すること ② 輸送人員について、原則として令和5年度実績値に沿線人口の増減率を乗じた値を上回る値とすること ③ 経常収支差額（経常費用－経常収益）について、令和5年度実績値から1%以上改善することとし、令和7年度の国庫補助額（＝県補助額）を維持することを目標とする。（別紙1のとおり。）
(2) 事業の効果
地域間幹線系統を維持することにより、運転免許を持たない方々の通学、通学、通院及び買い物のために必要な移動手段が確保される。 また、定量的な目標を導入することにより、持続可能な公共交通となるよう事業者と関係自治体が連携し、利用促進や利便性向上、経費の削減に取り組むことが期待でき
3. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
株式会社井笠バスカンパニー 下津井電鉄株式会社 中鉄バス株式会社 中鉄北部バス株式会社 備北バス株式会社 両備ホールディングス株式会社 琴参バス株式会社

別紙
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・山陽本線や井原線などの鉄道との乗り継ぎを確保する運行ダイヤの見直しを行い、利用しやすいダイヤを目指す。（株式会社井笠バスカンパニー） ・沿線上の病院、学校、公共施設のホームページでの紹介、ホームページ改修により、Google マップに主要施設と最寄りバス停の位置や所要時間を表示し、外出機会を促進する。（下津井電鉄株式会社） ・バスロケーションシステムを活用し、利便性の向上を図る。（中鉄バス株式会社） ・「森の芸術祭 晴れの国・岡山」の開催にあわせ、関係自治体と連携して利用促進を図る。（中鉄北部バス株式会社） ・利用者アンケートによる、ニーズに合ったきめ細かなダイヤ改正を実施する。（備北バス株式会社） ・時刻表にバスロケーションシステムのQRコードを添付し、利用促進と利便性向上を図る。（両備ホールディングス株式会社） ・バス昇降口にセンサーを設置し、乗降者数データをバスロケーションシステムと連携させることで、混雑状況をリアルタイムで提供する。（両備ホールディングス株式会社） ・鳥々の魅力をPRするための企画及び1日乗車券作成への取組の検討を実施する。（琴参バス株式会社） ・ハレカハーフにより利用促進を図る。（岡山市関係の各社）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者
表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
表2のとおり
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
輸送人員や経常収支差額について、数値指標により評価
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
別紙2のとおり。

別 紙	10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内ライダーシステム等のみ】
-	11. 車両の取得に係る目的、必要性 【車両取得費等国庫補助金・公営民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-	12. 車両の取得に係る定量的な目標、効果 【車両取得費等国庫補助金・公営民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-	13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者としての負担額 【車両取得費等国庫補助金・公営民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-	表6、表7を添付。
-	14. 貨客混載の導入に係る目的、必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-	15. 貨客混載の導入に係る目的、必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標、効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	(1) 事業の目標
-	(2) 事業の効果
-	17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
-	18. 協議会の開催状況と主な議論
-	19. 利用者等の意見の反映状況

【本計画に関する担当者・連絡先】
 (住 所) 岡山県高梁市松原通2043
 (所 属) 高梁市市民生活部市民課
 (氏 名) 難波 吉豊
 (電 話) 0866-21-0254
 (e-mail) shimin@city.takahashi.lg.jp

地域域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合において、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

運行予定者	運行系統名	取組内容	実施主体	定量的な効果目標 (収支改善効果)	実施時期	特記事項 (いつ以降継続して維持する必要がある場合の個別具体的な理由等)
株式会社井笠バスカンパニー	安掛	<利用促進> 他モードとの乗継確保、運行実態を反映した時刻設定、定時制確保に沿ったダイヤの見直し	事業者	増収 380千円 (1.00%)	R7.4	・朝・夕の通勤、通学時には一定数の需要が継続的に存在 (笠岡市、矢掛町)
	井原・福山	<利用促進> 他モードとの乗継確保、運行実態を反映した時刻設定、定時制確保に沿ったダイヤの見直し	事業者	増収 273千円 (1.00%)	R7.4	・朝・夕の通勤、通学時には一定数の需要が継続的に存在 (井原市)
	井原	<利用促進> 他モードとの乗継確保、運行実態を反映した時刻設定、定時制確保に沿ったダイヤの見直し	事業者	増収 302千円 (1.00%)	R7.4	・朝・夕の通勤、通学時には一定数の需要が継続的に存在 (笠岡市、井原市)
下津井電鉄株式会社	篠坂・福山	<利用促進> 他モードとの乗継確保、運行実態を反映した時刻設定、定時制確保に沿ったダイヤの見直し	事業者	増収 69千円 (1.00%)	R7.4	・朝・夕の通勤、通学時には一定数の需要が継続的に存在 (笠岡市)
	A-2岡山線	<利用促進> ホームベンチを改修し、路線上の主要施設をGoogleマップにまとめ、外出機会を促進、併せてダイヤの改定	事業者	増収 46千円 (1.01%)	R6.7以降	
	D-19茶屋町線	<利用促進> ・ホームベンチを改修し、路線上の主要施設をGoogleマップにまとめ、外出機会を促進	事業者	増収 51千円 (1.00%)	R6.7以降	岡山市興隆地区及び倉敷市茶屋町地区から倉敷駅及び市中心部への通学、通勤、通院に利用されており、地域住民の日常生活に必要な不可欠な交通手段 (岡山市、倉敷市)
中蔵バス株式会社	(佐)リハビリティ	<利用促進> 関係自治体と連携し、関係自治体のチラシ沿線施設へのチラシ等の配布、広報誌の活用等による利用促進	吉備中央町 事業者	増収 221千円 (1.00%)	R7.4	
	(イ)行方	<利用促進> 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」の開催にあわせ、関係自治体と連携して利用促進	事業者	増収 317千円 (1.00%)	R6.9	宗鏡町・森山間の学生や高齢者等の交通手段として不可欠であり、代替輸送手段への見直し困難 (津山市、宗鏡町)
中蔵北部バス株式会社	(高)勝山	<利用促進> 「森の芸術祭 晴れの国・岡山」の開催にあわせ、関係自治体と連携して利用促進	事業者 真庭市	増収 264千円 (1.00%)	R6.9	真庭市内から岡山間を結ぶ唯一の直通路線であり、真庭市から岡山市への通学、通勤の手段として必要不可欠 (岡山市、真庭市)

令和7年度 地域公共交通維持事業に係る定量的目標・効果

[illegible]

1 人口増減率は、平成27年国勢調査から令和2年国勢調査の増減率に2/5を乗じた数値である。

2 人口動態調査には県外市町村分を含めない。

3 岡山市及び倉敷市を含む系統の人口増減率には岡山市分及び倉敷市分を含めない。(岡山市及び倉敷市のみが沿線市町村である系統を除く。)

運行予定者	運行系統名	取組内容	実施主体	定量的な効果目標 (収支改善効果)	実施時期	特記事項 (バリエーションとして維持する必要がある場合の個別具体的な理由等)
備北バス株式会社	岩部	＜利用促進＞ 広報誌掲載や個別訪問等による新規利用者の掘り起こし	高梁市 真庭市 事業者	増収 182千円 (1.00%)	R6.10～R7.9	＜利用促進＞ 高梁市の通学に際し、重要な系統として機能 ・高梁市方面への貴重な公共交通であり、通学など日常的な需要が一定程度存在 (高梁市)
	吉川	＜利用促進＞ 広報誌掲載や個別訪問等による新規利用者の掘り起こし	高梁市 吉備中央町 事業者	増収 177千円 (1.00%)	R6.10～R7.9	＜利用促進＞ 高梁市の通学に際し、重要な系統として機能 ・高梁市内の高校へ通学する学生に必要不可欠な路線 (吉備中央町)
	岡山	＜利用促進＞ 広報誌掲載や個別訪問等による新規利用者の掘り起こし	岡山市 総社市 高梁市 事業者	増収 255千円 (1.00%)	R6.10～R7.9	高梁市、総社市から岡山市へ通院・買い物等のために利用する路線として必要不可欠 (岡山市、総社市、高梁市)
	地頭	＜利用促進＞ 広報誌掲載や個別訪問等による新規利用者の掘り起こし	高梁市 事業者	増収 214千円 (1.00%)	R6.10～R7.9	高梁市の通学に際し、重要な系統として機能 (高梁市)
備北バス株式会社	76・77西大寺～西大寺駅・神峰～牛窓 (牛窓南線)	＜利用促進＞ JR西日本が発行するデジタルフリーバスに参画	事業者	増収 344千円 (1.00%)	R6.10以降	通戸市内牛窓地区、備前地区、岡山市神峰地区から岡山市西大寺地区及び中心部への通学、通勤、通院に利用され、日常生活に不可欠な交通手段 (岡山市、瀬戸内市)
	217・219岡山駅～小串・上山坂～宇野駅前・宇野市民病院入口(小串鉄立上山坂線)	＜利用促進＞ バス車内、沿線施設や学校を中心とした利用促進・PRチラシの配布、設置 沿線学校の入学説明会のバス乗り方教室の実施	事業者	増収 521千円 (1.00%)	R6.10以降	・玉野市鉄立地区、岡山市小串、中瀬地区から岡山市岡前地区及び中心部への通学、通勤、通院に利用され、日常生活に不可欠な交通手段 (岡山市、玉野市)
	119岡山駅～当新田・庄内支所～赤川三丁目(庄内赤川線)	＜利用促進＞ 玉野市内の施設や学校を中心とした利用促進・PRチラシの配布、設置 沿線高校の入学説明会における資料配付や定期券事前申込の実施	事業者	増収 108千円 (1.00%)	R6.10以降	
備北バス株式会社	152岡山駅～当新田・梁山公園道の駅・梁山公園入口(梁山公園線)	＜利用促進＞ 玉野市内の施設や学校を中心とした利用促進・PRチラシの配布、設置 沿線高校の入学説明会における資料配付や定期券事前申込の実施	事業者	増収 219千円 (1.00%)	R6.10以降	玉野市緑ヶ岡地区、等各地から岡山市南区若菜地区及び中心部への通院、買い物、通勤、通学等に利用され、日常生活に不可欠な移動手段 (岡山市、玉野市)

運行予定者	運行系統名	取組内容	実施主体	定量的な効果目標 (収支改善効果)	実施時期	特記事項 (バリエーションとして維持する必要がある場合の個別具体的な理由等)
備北バス株式会社	154岡山駅～当新田・田井～玉野市役所前(玉野市役所線)	＜利用促進＞ 玉野市内の施設や学校を中心とした利用促進・PRチラシの配布、設置 沿線高校の入学説明会における資料配付や定期券事前申込の実施	事業者	増収 223千円 (1.00%)	R6.10以降	
専参バス株式会社	367岡山駅～当新田・庄内支所～宇野駅前(庄内宇野駅線)	＜利用促進＞ 玉野市内の施設や学校を中心とした利用促進・PRチラシの配布、設置 沿線高校の入学説明会における資料配付や定期券事前申込の実施	事業者	増収 144千円 (1.00%)	R6.10以降	
	瀬戸大橋線(坂出駅前～弓通PA～JR児島駅)	＜利用促進＞ 運行回数を見直し、新規利用者の需要を掘り起こす	事業者	増収 289千円 (1.00%)	R6.10～	児島地区～坂出地区間の島々を結ぶ唯一の公共交通機関 (倉敷市)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) 令和7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措置
岡山県	(株)井笠バスカンパニー	(1) 矢掛	3,181.5	
		(2) 井原・福山	922.5	
		(3) 井原	9,601.5	
		(4) 篠坂・福山	15.5	
	小 計	(4系統)	13,721	
	下津井電鉄(株)	(1) A-2岡山線	4,012.5	
		(2) D-19茶屋町線	3,173.5	
	小 計	(2系統)	7,186	
	中鉄バス(株)	(1) (佐)リハペリ	12,850.5	
	小 計	(1系統)	12,850	
	中鉄北部バス(株)	(1) (イ)行方	4,028.0	
		(2) (高)勝山	13,710.5	
	小 計	(2系統)	17,738	
	備北バス(株)	(1) 皆部	1,122.5	
		(2) 吉川	3,069.5	
		(3) 岡山	5,738.0	
		(4) 地頭	3,377.5	
	小 計	(4系統)	13,307	
	両備ホールディングス(株)	76・77西大寺～西大寺駅・神崎～牛 (1) 笠(牛窓南線)	7,395.5	
		217・218岡山駅～小郡・上山坂～宇 (2) 野駅前・玉野市民病院入口	21,839.5	
		119岡山駅～当新田・庄内支所～洪 (3) 川三丁目	3,403.5	
		152岡山駅～当新田～深山公園道の (4) 駅・深山公園入口	4,269.5	
		(5) 154岡山駅～当新田・田井～玉野市役所前	8,906.5	
		(6) 387岡山駅～当新田・庄内支所～宇野駅前	5,865.0	
	小 計	(6系統)	51,680	
	琴参バス(株)	(1) 瀬戸大橋線	296.5	
	小 計	(1系統)	296	
合 計			(20系統)	116,778

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統) 令和8年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措置
岡山県	(株)井笠バスカンパニー	(1) 矢掛	3,172.0	
		(2) 井原・福山	920.5	
		(3) 井原	9,579.0	
		(4) 篠坂・福山	15.5	
	小 計	(4系統)	13,687	
	下津井電鉄(株)	(1) A-2岡山線	4,012.5	
		(2) D-19茶屋町線	3,173.5	
	小 計	(2系統)	7,186	
	中鉄バス(株)	(1) (佐)リハペリ	12,835.5	
	小 計	(1系統)	12,835	
	中鉄北部バス(株)	(1) (イ)行方	4,027.0	
		(2) (高)勝山	13,710.5	
	小 計	(2系統)	17,737	
	備北バス(株)	(1) 皆部	1,122.5	
		(2) 吉川	3,131.0	
		(3) 岡山	5,742.5	
		(4) 地頭	3,371.5	
	小 計	(4系統)	13,367	
	両備ホールディングス(株)	76・77西大寺～西大寺駅・神崎～牛 (1) 笠(牛窓南線)	7,377.5	
		217・218岡山駅～小郡・上山坂～宇 (2) 野駅前・玉野市民病院入口	21,808.5	
		119岡山駅～当新田・庄内支所～洪 (3) 川三丁目	3,399.5	
		152岡山駅～当新田～深山公園道の (4) 駅・深山公園入口	4,264.5	
		(5) 154岡山駅～当新田・田井～玉野市役所前	8,896.5	
		(6) 387岡山駅～当新田・庄内支所～宇野駅前	5,880.0	
	小 計	(6系統)	51,626	
	琴参バス(株)	(1) 瀬戸大橋線	296.0	
	小 計	(1系統)	296	
合 計			(20系統)	116,734

表1 地域公共交通維持継続事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和9年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	維持継続事 業に要する 国庫補助額 (千円)	待 例 措置 量
岡山県	(株)井笠バスカンパニー	(1) 矢掛	3,181.5	
		(2) 井原・福山	922.5	
		(3) 井原	9,601.5	
		(4) 津久井・福山	15.5	
	小 計	(4系統)	13,721	
		(1) A-2岡山線	4,012.5	
	下津井電鉄(株)		3,173.5	
		(2) D-19糸原町線	7,186	
	小 計	(2系統)	12,858.5	
	中鉄バス(株)	(1) (佐)リハビリティ	12,858	
	小 計	(1系統)	4,028.5	
		(1) (イ)行方	13,710.5	
	小 計	(2) (高)岡山	17,739	
		(2系統)	1,123.0	
	備北バス(株)	(1) 皆部	3,076.5	
		(2) 吉川	5,728.5	
	小 計	(3) 岡山	3,388.5	
		(4) 地頭	13,316	
	小 計	(4系統)	7,327.0	
		両備ホールディングス(株)	21,854.5	
	小 計	(1) 76・77西大寺～西大寺駅・神崎～牛 尾(牛尾南線)	3,405.5	
		(2) 野崎前、至野市民病院入口	4,272.0	
	小 計	(3) 119岡山駅～当新田・荏内支所～洪 川三丁目	8,911.0	
		(4) 152岡山駅～当新田～深山公園道の 駅・深山公園入口	5,859.0	
	小 計	(5) 154岡山駅～当新田・田井～至野市役所前	51,629	
		(6) 367岡山駅～当新田・荏内支所～至野駅前	296.5	
	小 計	(6系統)	296	
		(1) 瀬戸大橋線	116,745	
	小 計	(1系統)		
		(20系統)		

1. 申請事業費の概要

申請事業費の概要	令和7年度			
	事業費	補助金	補助率	負担率
申請事業費	122,641千円	841千円	0.7%	99.3%
申請事業費	281,878千円	804千円	0.3%	99.7%
申請事業費	238,837千円	-143千円	-0.1%	100.1%
申請事業費	1,468,340千円	34,877千円	2.4%	97.6%
申請事業費	114,118千円	936千円	0.8%	99.2%
申請事業費	357,397千円	508千円	0.1%	99.9%
申請事業費	227,474千円	-23千円	-0.01%	100.01%
申請事業費	1,432,801千円	32,557千円	2.3%	97.7%
申請事業費	154,236千円	1,009千円	0.7%	99.3%
申請事業費	252,877千円	1,002千円	0.4%	99.6%
申請事業費	242,304千円	-473千円	-0.2%	100.2%
申請事業費	1,432,745千円	31,557千円	2.2%	97.8%

2. 各口別・各線別・各事業者別・各事業種別・各事業内容別の事業費

事業種別	令和7年度			
	事業費	補助金	補助率	負担率
事業種別	122,641千円	841千円	0.7%	99.3%
事業種別	281,878千円	804千円	0.3%	99.7%
事業種別	238,837千円	-143千円	-0.1%	100.1%
事業種別	1,468,340千円	34,877千円	2.4%	97.6%
事業種別	114,118千円	936千円	0.8%	99.2%
事業種別	357,397千円	508千円	0.1%	99.9%
事業種別	227,474千円	-23千円	-0.01%	100.01%
事業種別	1,432,801千円	32,557千円	2.3%	97.7%
事業種別	154,236千円	1,009千円	0.7%	99.3%
事業種別	252,877千円	1,002千円	0.4%	99.6%
事業種別	242,304千円	-473千円	-0.2%	100.2%
事業種別	1,432,745千円	31,557千円	2.2%	97.8%

3. 補助対象事業種別ごとの事業費、負担率、負担額

事業種別	令和7年度			
	事業費	補助金	補助率	負担率
事業種別	122,641千円	841千円	0.7%	99.3%
事業種別	281,878千円	804千円	0.3%	99.7%
事業種別	238,837千円	-143千円	-0.1%	100.1%
事業種別	1,468,340千円	34,877千円	2.4%	97.6%
事業種別	114,118千円	936千円	0.8%	99.2%
事業種別	357,397千円	508千円	0.1%	99.9%
事業種別	227,474千円	-23千円	-0.01%	100.01%
事業種別	1,432,801千円	32,557千円	2.3%	97.7%
事業種別	154,236千円	1,009千円	0.7%	99.3%
事業種別	252,877千円	1,002千円	0.4%	99.6%
事業種別	242,304千円	-473千円	-0.2%	100.2%
事業種別	1,432,745千円	31,557千円	2.2%	97.8%

事業種別	令和7年度			
	事業費	補助金	補助率	負担率
事業種別	122,641千円	841千円	0.7%	99.3%
事業種別	281,878千円	804千円	0.3%	99.7%
事業種別	238,837千円	-143千円	-0.1%	100.1%
事業種別	1,468,340千円	34,877千円	2.4%	97.6%
事業種別	114,118千円	936千円	0.8%	99.2%
事業種別	357,397千円	508千円	0.1%	99.9%
事業種別	227,474千円	-23千円	-0.01%	100.01%
事業種別	1,432,801千円	32,557千円	2.3%	97.7%
事業種別	154,236千円	1,009千円	0.7%	99.3%
事業種別	252,877千円	1,002千円	0.4%	99.6%
事業種別	242,304千円	-473千円	-0.2%	100.2%
事業種別	1,432,745千円	31,557千円	2.2%	97.8%

事業種別	令和7年度			
	事業費	補助金	補助率	負担率
事業種別	122,641千円	841千円	0.7%	99.3%
事業種別	281,878千円	804千円	0.3%	99.7%
事業種別	238,837千円	-143千円	-0.1%	100.1%
事業種別	1,468,340千円	34,877千円	2.4%	97.6%
事業種別	114,118千円	936千円	0.8%	99.2%
事業種別	357,397千円	508千円	0.1%	99.9%
事業種別	227,474千円	-23千円	-0.01%	100.01%
事業種別	1,432,801千円	32,557千円	2.3%	97.7%
事業種別	154,236千円	1,009千円	0.7%	99.3%
事業種別	252,877千円	1,002千円	0.4%	99.6%
事業種別	242,304千円	-473千円	-0.2%	100.2%
事業種別	1,432,745千円	31,557千円	2.2%	97.8%

第2 地域公共交通確保臨時事業に基ずる費用の範囲、負担者及びその負担額(地域別枠組系統別)

[illegible]

3. 補助対象事業ごとに要する費用、負担率とその負担割合

[illegible]

第2 地域公共政策推進幹事会に要する要員の総額、負担者及びその負担額(地域別負担系統別)

[illegible]

3. 地価対象系築ごとに要する費用、負担金とその負担割合

[illegible]

実態調査日 令和4年10月13日～17日実施、令和5年 4月20日～24日実施

運行系統										年間輸送実績										經常収益										經常費用									
申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	駅名	キロ間隔(km)	運行距離(回)	輸送人員(A)	乗車人員(B)	1人平均乗車キロ(km)	輸送収入(A)×(B)×(C)×(D)×(E)	乗車走行キロ(km)	運送収入(A)×(B)×(C)×(D)	運送雑収(D)×(E)	計	乗車外収入(B)+(D)+(E)	1人系統平均乗車費用	経常用日数	平均乗車密度	輸送量(A)×(C)×(D)	市町村による回収納入の者数(B)×(C)×(D)×(E)	備考																		
1	(イ) 津山駅	津山駅前	行方	行方	24.0	10.7	80,653	6.3	382,113.9	17,580,970	193,351.9	440,880	80,880	18,122,130	49,813,249	45.79	1.9	20.3	20.4	20.4	20.4																		
2	(エ) 大井町駅	大井町駅前	行方	行方	84.8	4.0	31,875	40.0	173,000.0	38,397,708	439,847.9	1,002,938	208,740	55,187,387	113,810.13	38.8	5.1	20.4	20.4	20.4	20.4																		
合計					108.8		92,528		1,657,113.9	55,977,708	1,379,700.8	1,443,818.9	208,740	55,187,387	113,810.13	38.8	5.1	20.4	20.4	20.4	20.4																		

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

実施調査日 令和5年6月1日～令和5年6月30日実施

[illegible]

1. 平均乗車密度は $(B) \div (C) \div (F)$ と算出し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

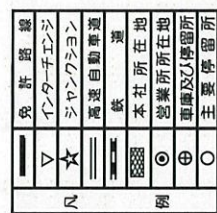
4. 市町村による回収券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

中鉄北部ビル株式会社



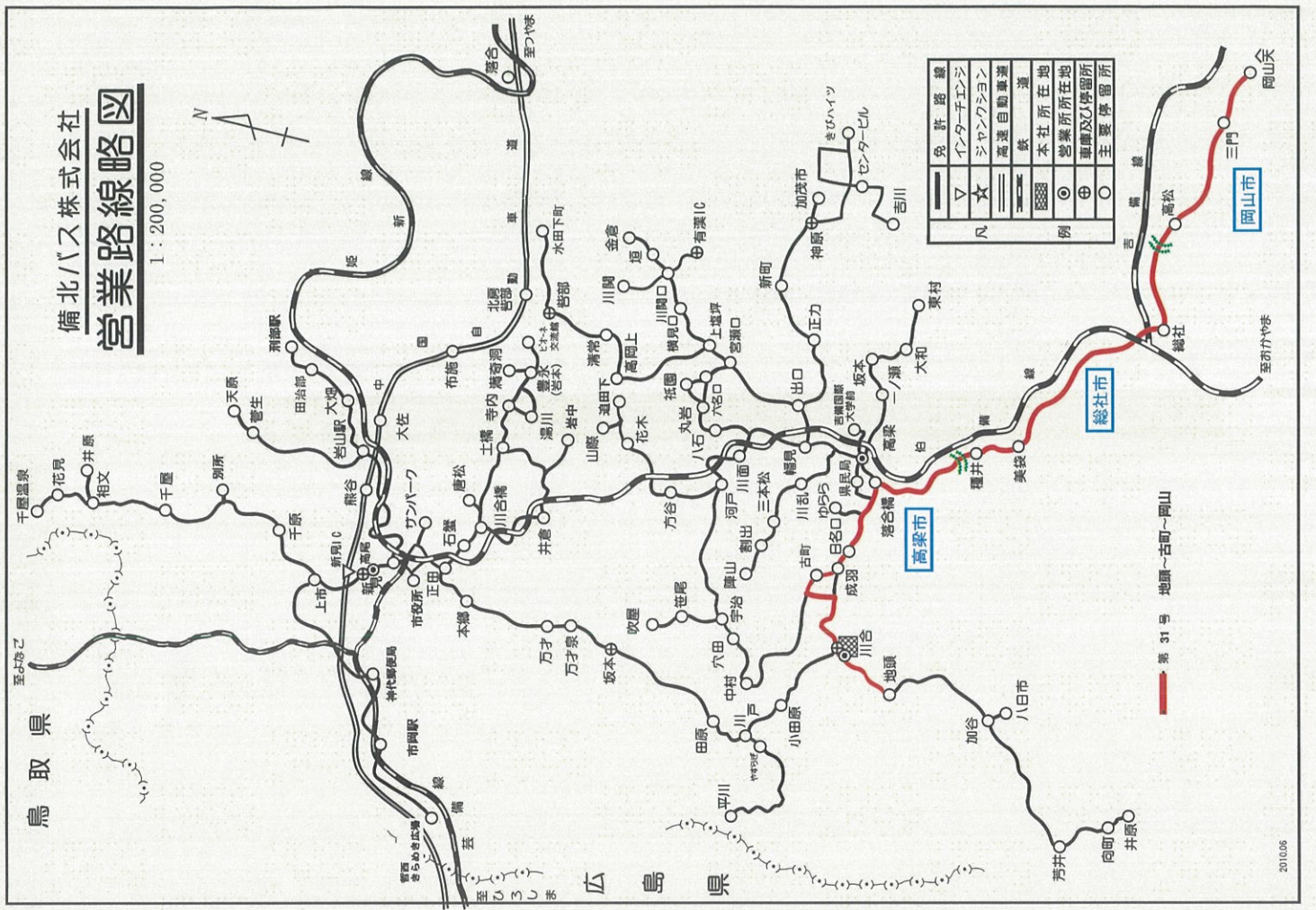
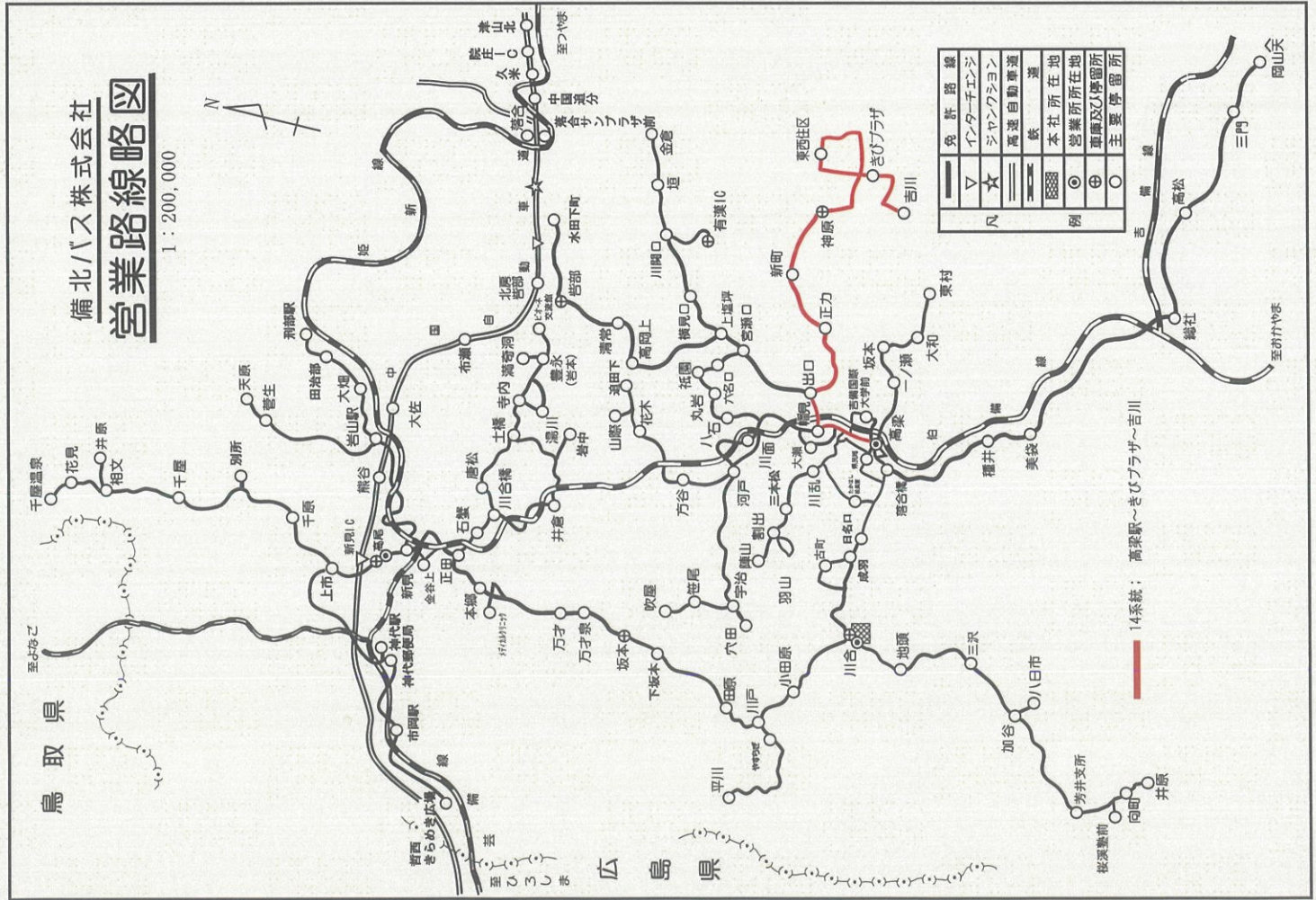
備北バス株式会社

1 : 200, 000



部 省、坪、塩、高梁、豚、3号、穀

2010.06



令和7年度

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等 名	補助対象車両数	岡山県	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)			
				株式会社井笠バスカンパニー	(参考) 岡山県	減価償却費 金融費用	合計
		3		2,309			2,309
					岡山県	1,458	1,491
					広島県	810	818
						8	2,309
	中鉄バス株式会社	1		1,380			
	中鉄北部バス株式会社	2		2,208			
	西備ホールディングス株式会社	4		4,766			
	琴参バス株式会社	0		0			
					(参考) 岡山県	減価償却費 金融費用	合計
					岡山県	0	0
					香川県	0	0
						0	0
							10,663
	計	10					

令和9年度

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等 名	補助対象車両数	岡山県	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)			
				株式会社井笠バスカンパニー	(参考) 岡山県	減価償却費 金融費用	合計
		5		4,103			4,103
					岡山県	2,536	2,617
					広島県	1,458	1,486
						28	4,103
	中鉄バス株式会社	1		2,300			
	中鉄北部バス株式会社	2		3,680			
	西備ホールディングス株式会社	4		5,927			
	琴参バス株式会社	1		968			
					(参考) 岡山県	減価償却費 金融費用	合計
					岡山県	183	183
					香川県	785	785
						0	968
							16,978
	計	13					

令和8年度

表7 軍需の取得を行う事業者(軍需減価償却費等還付補助金)

Year	Percentage
1990	10.0
1991	10.0
1992	10.0
1993	10.0
1994	10.0
1995	10.0
1996	10.0
1997	10.0
1998	10.0
1999	10.0
2000	10.0
2001	10.0
2002	10.0
2003	10.0
2004	10.0
2005	10.0
2006	10.0
2007	10.0
2008	10.0
2009	10.0
2010	10.0
2011	10.0
2012	10.0
2013	10.0
2014	10.0
2015	10.0
2016	10.0
2017	10.0
2018	10.0
2019	10.0
2020	10.0
2021	10.0
2022	10.0
2023	10.0
2024	10.0
2025	10.0
2026	10.0
2027	10.0
2028	10.0
2029	10.0
2030	10.0
2031	10.0
2032	10.0
2033	10.0
2034	10.0
2035	10.0
2036	10.0
2037	10.0
2038	10.0
2039	10.0
2040	10.0
2041	10.0
2042	10.0
2043	10.0
2044	10.0
2045	10.0
2046	10.0
2047	10.0
2048	10.0
2049	10.0
2050	10.0
2051	10.0
2052	10.0
2053	10.0
2054	10.0
2055	10.0
2056	10.0
2057	10.0
2058	10.0
2059	10.0
2060	10.0
2061	10.0
2062	10.0
2063	10.0
2064	10.0
2065	10.0
2066	10.0
2067	10.0
2068	10.0
2069	10.0
2070	10.0
2071	10.0
2072	10.0
2073	10.0
2074	10.0
2075	10.0
2076	10.0
2077	10.0
2078	10.0
2079	10.0
2080	10.0
2081	10.0
2082	10.0
2083	10.0
2084	10.0
2085	10.0
2086	10.0
2087	10.0
2088	10.0
2089	10.0
2090	10.0
2091	10.0
2092	10.0
2093	10.0
2094	10.0
2095	10.0
2096	10.0
2097	10.0
2098	10.0
2099	10.0
2100	10.0

[illegible]

【新編】

白書法

[illegible]

自新嘉坡的滙豐銀行(即前四馬路滙豐分行)

11

[illegible]

【参考文献】	【参考文献とその関係】
--------	-------------

项目		数量指标										质量指标										价值指标									
名称		单位		计划		实际		计划		实际		计划		实际		计划		实际		计划		实际		计划		实际					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60		
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120		
121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150		
151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180		
181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210		
211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240		
241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270		
271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300		
301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330		
331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360		
361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390		
391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420		

2015年12月

登録番号	00-1	行方	1	1
名称				
住所				
業種				
備考				

【人耳可听范围】20—20000 Hz

白濁

[illegible]

【资料来源：中国金融信息网】

2004/01/23

申請番号	事業計画書の添付状況 (ア) 添付済 (イ) 未添付	認定期間 (月)	今年度の認定 (期)		認定率 (%)	認定率の算出式	認定率の算出結果	注記(ア)～(イ)
			(期)	(期)				
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								
37								
38								
39								
40								
41								
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
60								
61								
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68								
69								
70								
71								
72								

【角田源一と（公）田源一】

[illegible]

表7 車両の取得を行う事業者(車両買入価格等国庫補助金)

中國書局	中國全圖
------	------

[illegible]

【加入五洲大藥房會員】

中東述

[illegible]

【早期購入金返信用】
○本書等の流通方法（元利均等返済方式等）

11

申請番号	申請書類提出 受理番号(印)	取立期間 (月)	取立期間(月) 延長期間 (月)	上付金(万円)	補助対象経費 (万円)	補助率(千分)
			1	7	7	77.17%
計					7	77.17%

【所管館費】

【集約等による集約割合】

[illegible]

2. 學期以第() 次課 0. 學期

機群プロダクト名	中央機群号	開張場所(開張名称)又は出張所	設置台数		設置年度
			1	2	
山屋	06-1	行方		1	
	07-1	○○山荘	2	2	

【最新価格表掲載】

主 席

[illegible]

【本所購入金融資産】

[illegible][illegible]

【所属機関】 _____

[illegible]

